

平成24年度私立短大教務担当者研修会  
『大学改革の動向を踏まえた今後の短期大学について』

平成24年10月10日

文部科学省高等教育局大学振興課

— 目 次 —

・ 短期大学について	1
・ 関係法令	2
・ 短期大学設置基準	3
・ 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）	13
・ 18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）	17
・ 平成元年との大学規模の比較	17
・ 短期大学数、4年制大学数、短大入学定員、短大学生数の推移	18
・ 短期大学の概要	18
・ 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）の概要	21
・ 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）【抜粋】	22
・ 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について （答申）の概要	40
・ 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について （答申）【抜粋】	41
・ 大学改革タスクフォースについて	55
・ 大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～ （平成24年6月）	56
・ 平成25年度文部科学関係概算要求のポイント	73
・ 高等教育局主要事項－平成25年度概算要求－	78

# 短期大学について

## (1) 短期大学制度恒久化までの経緯

- 昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号) 学校教育法の一部改正
  - ・ 暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)
- 昭和33年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)・・・廃案
  - ・ 短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称を変更し、実践的技術者養成の専門機関とする。
- 昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第110号) 学校教育法の一部改正
  - ・ 恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)
- 昭和51年4月1日(昭和50年4月文部省令第21号) 短期大学設置基準施行

## (2) 短期大学制度の改革

- 平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)
  - ・ 短期大学設置基準の大綱化、弾力化
  - ・ 短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
  - ・ 自己点検・自己評価システムの導入 等
- 平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号) 学校教育法の一部改正
  - ・ 短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設
- 平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正
  - ・ 大綱化による制度の弾力化
  - ・ 学習機会の多様化
  - ・ 自己点検・自己評価の導入
- 平成17年1月28日「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)
  - ・ 短期大学の個性・特色の明確化
  - ・ 短期大学卒業生に対する学位「短期大学士」の創設 等
- 平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号) 学校教育法の一部改正
  - ・ 短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

## (3) 短期大学制度の概要

- ① 目的 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する(大学・高専と異なる)
- ② 修業年限 2年又は3年
- ③ 基本組織 学科
- ④ 授業形態 一部(昼間部、昼夜開講制)、二部(夜間部)、三部(昼間2交替制)
- ⑤ 卒業要件単位 2年制:62単位以上、3年制:93単位以上(二部、三部は62単位以上)
- ⑥ 学位 短期大学を卒業した者には、「短期大学士」の学位が授与される。
- ⑦ 編入学 短期大学を卒業した者は、4年制大学に編入学することができる。

# 関 係 法 令

## ○教育基本法（平成18年法律第120号）

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

## ○学校教育法（昭和22年法律第26号）

（大学）

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（学位）

第四百四条 大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 （略）

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4～5 （略）

（短期大学）

第百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4～8 （略）

# ○ 短期大学設置基準

(昭和五十年四月二十八日文部省令第二十一号)

最終改正 平成二二・六・一五文科令一五

## 目次

第一章 総則(第一条—第二条の三)	
第二章 学科(第三条)	
第三章 学生定員(第四条)	
第四章 教育課程(第五条—第十二条)	
第五章 卒業の要件等(第十三条—第十九条)	
第六章 教員組織(第二十条—第二十二条)	
第七章 教員の資格(第二十二條の二—第二十六条)	
第八章 校地、校舎等の施設及び設備等(第二十七条—第三十三条の四)	
第九章 事務組織等(第三十四条・第三十五条の二)	
第十章 共同教育課程に関する特例(第三十六条—第四十二条)	
第十一章 雑則(第四十三条—第四十五条)	
附則	
第一章 総則	
(趣旨)	
第一条 短期大学は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、その省令に定めるところにより設置するものとする。	
2 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。	
3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。	
(教育研究上の目的)	
第二条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	

成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

(入学者選抜)

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

## 第二章 学科

(学科)

第三条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

## 第三章 学生定員

(学生定員)

第四条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第十二条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、第三十六条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示するものとする。

3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

## 第四章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第五条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

なければならない。

(教育課程の編成方法)

第六条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第七条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の結果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第八条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第九条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の

必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行う学生数)

**第十条** 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

**第十一条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

**第十一条の二** 短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第十一条の三** 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

**第十二条** 短期大学は、教育上必要と認められる場合に

は、昼夜開講制(同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。)により授業を行うことができる。

## 第五章 卒業の要件等

(単位の授与)

**第十三条** 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第七条第三項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

**第十三条の二** 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

**第十四条** 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課

程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

**第十五条** 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて四十六単位(第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位)を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第十六条** 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。)を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期

大学にあつては、四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位）を超えないものとする。

#### （長期にわたる教育課程の履修）

**第十六条の二** 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

#### （科目等履修生等）

**第十七条** 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第十三条の規定を準用する。

3 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第二十二條、第三十條及び第三十一條に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第十條の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

#### （卒業の要件）

**第十八條** 修業年限が二年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得することとする。

ととする。

2 修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に三年以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十一條第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九條の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

#### （卒業の要件の特例）

**第十九條** 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が三年の短期大学の卒業の要件は、前條第二項の規定にかかわらず、短期大学に三年以上在学し、六十二単位以上を修得することとすることができる。

#### 第六章 教員組織

##### （教員組織）

**第二十條** 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

4 短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

#### （授業科目の担当）

**第二十條の二** 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第二十二條及び第三十九條第一項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

2 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。

#### （授業を担当しない教員）

**第二十一條** 短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

#### （専任教員）

**第二十一條の二** 教員は、一の短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができる。

#### （専任教員数）

**第二十二條** 短期大学における専任教員の数は、別表第一の表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第三十八條第一項に規定する共同学科（以下この条及び第三十一條において単に「共同学科」という。）が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第三十九條の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一の表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

#### 第七章 教員の資格

##### （学長の資格）

**第二十二條の二** 学長となることのできる者は、人格が高

潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

**第二十三条** 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあつては実際的な技術に秀でていと認められる者
- 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

**第二十四条** 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学

位を含む。)を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

**第二十五条** 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第二十三条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

**第二十五条の二** 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第二十三条各号又は第二十四条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

**第二十六条** 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

**第八章 校地、校舎等の施設及び設備等**

(校地)

**第二十七条** 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎

の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等)

**第二十八条** 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。

ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室(講義室、演習室、実験室、実習室等とする。)
- 三 図書館、保健室

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 短期大学は、第一項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

**第二十九条** 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他



の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第三十条 短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科(昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。)及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

3 昼夜開講制を実施する場合には、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第三十一条 校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第二イの表に定める面積(共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第四十一条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積)以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該二以上の分野(当該分野に共同学科のみが属するものを除く。)のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の百人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積)に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積(共同学科が属する分野については、共同学科以外の

学科について同表を適用して得られる面積)を合計した面積を加えた面積(共同学科を置く場合にあつては、第四十一条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積)以上とする。

(附属施設)

第三十二条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(機械、器具等)

第三十三条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第三十三条の二 短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第三十三条の三 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(短期大学等の名称)

第三十三条の四 短期大学及び学科(以下「短期大学等」という。)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第九章 事務組織等

(事務組織)

第三十四条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第三十五条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

ための体制)

第三十五条の二 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第十章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第三十六条 二以上の短期大学は、その短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第五条第一項の規定にかかわらず、当該二以上の短期大学のうち一の短期大学が開設する授業科目を、当該二以上の短期大学のうち他の短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の教育課程(通信教育に係るもの及び短期大学が外国に設ける学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。)を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する短期大学(以下「構成短期大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできない。

3 構成短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(共同教育課程に係る単位の認定)

第三十七条 構成短期大学は、学生が当該構成短期大学のうち一の短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成短期大学のうち他の短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

(共同学科に係る卒業の要件)

**第三十八条** 修業年限が二年の短期大学の共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十九条に規定するもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

**第三十九条** 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいづれかの短期大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一の表の第四欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第三欄）に定める専任教員数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

**第四十条** 第三十条第一項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る学生定員を合計した数に十平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る学生定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

**第四十一条** 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二の表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第三十一条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

**第四十二条** 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条及び第三十三条の規定にか

かわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

**第十一章 雑則**

（外国に設ける組織）

**第四十三条** 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

（その他の基準）

**第四十四条** 専攻科及び別科に関する基準は、別に定め

る。

（段階的整備）

**第四十五条** 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

**附則**

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和五十一年度又は昭和五十二年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たつては、この省令の規定の適用があるものとする。

3 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。

4 この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができる。

5 昭和六十一年度から平成四年度までの間に期間（昭和

六十一年度から平成十一年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加する短期大学(次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。)の専任教員数については、第二十二条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。

6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第三十条の規定を適用する。

7 昭和六十一年度以降に期間(平成十一年度を終期とするものに限る。)を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であつて、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間(平成十二年度から平成十六年度までの間の年度間に限る。)を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前二項の例による。

**附則**(平成一六・一二・一三文科令四二)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第六条の次に一条を加える改正規定、第二条中大学設置基準第十八条第一項の改正規定及び同令第四十五条を同令第四十六条とし、同令第四十四条を同令第四十五条とし、同令第四十三条を同令第四十四条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定、第三条の規定並びに第四条中短期大学設置基準第四条第二項の改正規定及び同令第三十七条を同令第三十八条とし、同令第三十六条を同令第三十七条とし、同令第十章中同条の前に一条を加える改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

**附則**(平成一八・三・三一文科令一一)

**附則**(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。(助教教授の在職に関する経過措置)

**第二条** この省令に規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一・二 (略)

三 大学設置基準第十四条第四号

四 高等専門学校設置基準第十一条第三号

五 短期大学設置基準第二十三条第五号

**附則**(平成一九・七・三一文科令二二抄)

**附則**(施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附則**(平成二〇・一一・一三文科令三五)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

**附則**(平成二二・二・二五文科令三)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附則**(平成二二・六・一五文科令一五)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

別表第一（第二十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

文学関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一人～二〇〇人	七	六	一〇一人～一五〇人	十	八
教育学・保育学関係	五〇人まで	六	四	五一人～一〇〇人	八	六	一〇一人～一五〇人	九	六
法学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	七	四	一五一人～二〇〇人	九	六
経済学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	七	四	一五一人～二〇〇人	九	六
社会学・社会福祉学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	七	四	一五一人～二〇〇人	九	六
理学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	九	六			
工学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	九	六			
農学関係	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	九	六			
家政関係	一〇〇人まで	五	四	一〇一人～二〇〇人	七	六			
美術関係	五〇人まで	五	三	五一人～一〇〇人	七	四	一〇一人～一五〇人	八	五
音楽関係	五〇人まで	五	五	五一人～一〇〇人	七	七	一〇一人～一五〇人	八	五
体育関係	五〇人まで	六	四	五一人～一〇〇人	八	七	一〇一人～一五〇人	九	七
保健衛生学関係（看護学関係）	一〇〇人まで	七	一	一〇一人～一五〇人	九	一	一〇一人～一五〇人		
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一〇〇人まで	七	四	一〇一人～一五〇人	九	六			

備考

- 一 この表に定める教員数の三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第二十一条の授業を担当しない教員を含まないものとする（ロの表において同じ。）。
- 三 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 四 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については一〇〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については一五〇人につき一人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合については五〇人につき一人を、同一分野に属する学科を二以上置く場合については八〇人につき一人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が一学科の場合及び同一分野に属する学科を二以上置く場合については五〇人につき一人を、それぞれ増加するものとする。
- 五 第十八条第二項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。
- 六 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（ロの

表において同じ。)

七 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる(口の表において同じ。)

八 看護に関する学科において第十八条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあつては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあつては、第四号により算定した教員数から三人を減ずることができる。

九 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)及び教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	五〇人まで	一五〇人まで	二五〇人まで	四〇〇人まで	六〇〇人まで
教員数	二	三	四	五	六

備考 入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員二〇〇人につき教員一人を加えるものとする。

別表第二(第三十一条関係)

イ 基準校舎面積

学科の種類	収容定員										
	一〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	一五〇人までの場合の面積(平方メートル)	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	二五〇人までの場合の面積(平方メートル)	三〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	三五〇人までの場合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	四五〇人までの場合の面積(平方メートル)	五〇〇人までの場合の面積(平方メートル)	五五〇人までの場合の面積(平方メートル)	六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
文学関係	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇	三、六五〇
教育学・保育学関係	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇
法学関係	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇	三、六五〇
経済学関係	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇	三、六五〇
社会学・社会福祉学関係	一、六〇〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、八五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇	三、六五〇
理学関係	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	三、〇〇〇	三、一五〇	三、三〇〇	三、四五〇	三、六〇〇
工学関係	二、一〇〇	二、二五〇	二、五〇〇	二、六五〇	二、八〇〇	二、九五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇	三、五五〇	三、七〇〇
農学関係	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	三、〇〇〇	三、一五〇	三、三〇〇	三、四五〇	三、六〇〇
家政関係	二、〇〇〇	二、一五〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	三、〇〇〇	三、一五〇	三、三〇〇	三、四五〇	三、六〇〇
体育関係	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、三〇〇	二、四五〇	二、六〇〇	二、七五〇	二、九〇〇	三、〇五〇	三、二〇〇
美術関係	一、九〇〇	二、〇五〇	二、二〇〇	二、三五〇	二、五〇〇	二、六五〇	二、八〇〇	二、九五〇	三、一〇〇	三、二五〇	三、四〇〇
音楽関係	一、七〇〇	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、三〇〇	二、四五〇	二、六〇〇	二、七五〇	二、九〇〇	三、〇五〇	三、二〇〇
保健衛生学関係(看護学関係)	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇	三、〇〇〇	三、一〇〇
保健衛生学関係(看護学関係を除く)	一、八五〇	一、九五〇	二、一〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇	二、九〇〇

備考

一 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない(口の表において同じ。)

- 二 同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増すごとに、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 三 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
- 四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る学生定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができない（ロの表において同じ）。
- 五 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める（ロの表において同じ）。
- 六 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（ロの表において同じ）。

ロ 加算校舎面積

学科の種類	収容定員	一〇〇人までの面積（平方メートル）	二〇〇人までの面積（平方メートル）	三〇〇人までの面積（平方メートル）	四〇〇人までの面積（平方メートル）	五〇〇人までの面積（平方メートル）	六〇〇人までの面積（平方メートル）
文学関係	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
教育学・保育学関係	一、二五〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五五〇
法学関係	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
経済学関係	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
社会学・社会福祉学関係	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇五〇
理学関係	一、五〇〇	一、五〇〇	一、八五〇	二、八〇〇	三、七〇〇	四、六五〇	五、五五〇
工学関係	一、五〇〇	一、五〇〇	一、九〇〇	二、八五〇	三、七五〇	四、七〇〇	五、六〇〇
農学関係	一、五〇〇	一、五〇〇	一、八五〇	二、八〇〇	三、七〇〇	四、六五〇	五、五五〇
家政関係	一、二五〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五五〇
体育関係	一、四〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	二、二〇〇	二、七〇〇	三、二〇〇	三、八五〇
美術関係	一、三〇〇	一、三〇〇	一、六五〇	二、一〇〇	二、六〇〇	三、一〇〇	三、八〇〇
音楽関係	一、二五〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五五〇
保健衛生学関係（看護学関係）	一、二五〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五五〇
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一、二五〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇	三、〇五〇	三、五五〇

備考 収容定員が六〇〇人を超える場合は、一〇〇人を増すごとに、六〇〇人までの場合の面積から五〇〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

23文科高第1241号  
平成24年5月24日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
独立行政法人日本学生支援機構理事長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長 殿  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長

文部科学大臣政務官  
城 井 崇

(印 影 印 刷)

## 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添1のとおり、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第23号）が平成24年5月10日に公布され、平成25年1月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、平成22年3月に構造改革特別区域推進本部で決定された「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」の別表1において、構造改革特別区域における運動場及び空地に関する大学設置基準の特例措置に関する事項について、構造改革特別区域における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うことが盛り込まれたことを踏まえ、関係規定の整備を行うものです。

これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

## 記

### 第一 改正の概要

#### (1) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正

##### ① 空地に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に

限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとすること。また、当該措置については、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 (第34条関係)

ア できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

イ 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとすること。また、当該措置については、原則として、体育館等のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 (第35条関係)

ア 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

イ 校舎から至近の位置に立地していること。

ウ 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(2) 短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号) の一部改正

① 空地に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができることとすること。また、当該措置については、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 (第27条関係)

ア できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。

イ 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

② 運動場に係る代替措置

法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができることとすること。また、当該措置については、原則として、体育館等のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 (第27条の2関係)



- ア 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
- イ 校舎から至近の位置に立地していること。
- ウ 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

### (3) 特定事業の削除

文部科学省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令における特定事業から「空地に係る要件の弾力化による大学設置事業」及び「運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業」を削除すること。

## 第二 留意事項

### (1) 代替措置の取扱いについて

大学等については、引き続き、空地を校舎の敷地に有し、運動場を設けることとするを原則とすること。「法令の規定による制限その他のやむを得ない事由」により空地を校舎の敷地に有しない場合、運動場を設けない場合とは、例えば、大学、研究所、民間企業等が集積する拠点として整備され、既に高度に土地が利用されていること等の理由により、空地及び運動場を設けるために必要な面積の土地の取得が、物理的に事実上困難であることや、土地の取得に関して法令の制限があること等といった、客観的に見てやむを得ない特別な理由がある場合に限られること。

特に学士課程や短期大学の課程の教育については、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められること。

### (2) 大学等の教育・研究への配慮について

空地を校舎の敷地に有しない場合と運動場を設けない場合のいずれにおいても、代替措置を適切に講じることにより、当該大学等の教育・研究に支障が生じないものとする。なお、大学等の教育・研究に支障が生じないとは、当該大学等における各学部・学科の教育研究上の目的を達成することが可能であることを意味し、特に体育の授業を行う場合には、運動場を有する必要性が高いものであり、授業に支障が生じないような特段の措置が必要であること。

### (3) 空地の代替措置について

空地の代替措置については、授業の空き時間により一時的に使用されていない教室の提供ではなく、学生が常時使用可能な、休息、交流その他のための専用の施設を備えること。当該施設の採光等の施設環境や利用時間等の利用形態については、当該大学等の状況に応じて、できる限り開放的であること。ラウンジに備えるべき机や椅子、用具類を収納するロッカーなど学生の様々な活動に有用な設備を備えること。例えば、昼休みなど人が集中する特定の時間においても、基本的に全ての学生が昼食をとることに不自由の無いなど、余裕のある空間を確保すること。

### (4) 運動場の代替措置について

運動場の代替措置として、やむを得ず公共または民間のスポーツ施設を学生の利用に供する場合においても、学士課程や短期大学の課程など、それぞれの課程で学修

を行う学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮するとともに、経済的負担については、自己所有の場合と同等の環境を確保できるよう、利用料等について無料とすることが望ましく、やむを得ない場合には、これに準ずるようできる限り低廉な価格とするなど、十分な軽減を図ること。

#### (5) 代替措置の状況の公表等

空地の代替措置及び運動場の代替措置の状況については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第7号に定める「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」にあたり、代替措置を適用する場合には、当該代替措置の状況を速やかに公表することが学校教育法上求められること。また、当該情報の重要性に鑑み、代替措置を講じていることを入学を希望する者等が的確に認識できるよう、インターネット等の形式により迅速かつ丁寧に周知を図ることとすること。

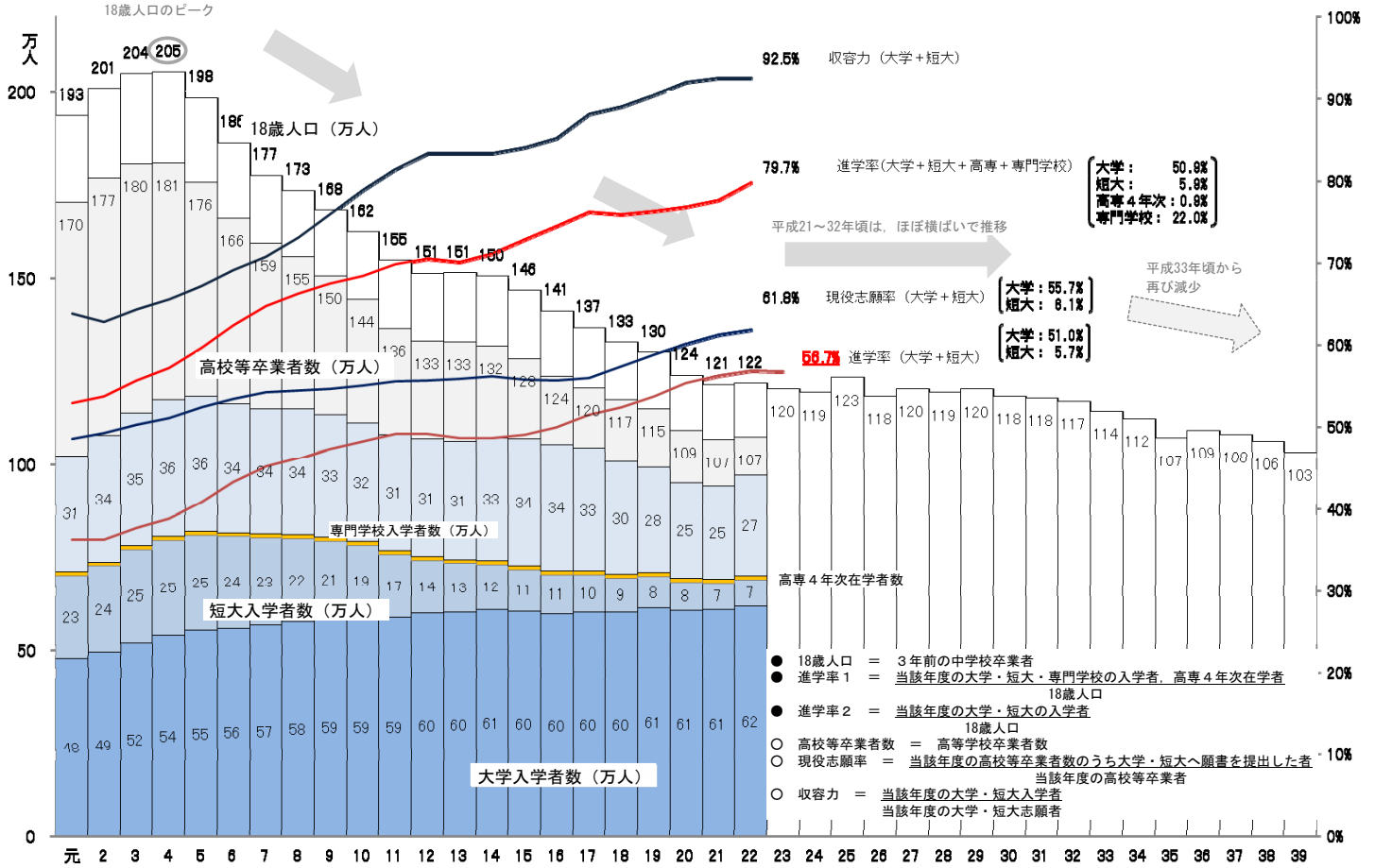
また、空地の代替措置及び運動場の代替措置を適用した場合、適切な代替措置であるか学生にアンケートを実施するなど検証を実施し、必要な改善を図ることが望ましいこと。

### 第三 施行について

平成25年1月1日から施行するものとする。

(本件担当)  
高等教育局大学振興課法規係 電話：03-5253-4111 (内線：2493)

# 18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）



## 平成元年との大学規模の比較

- 平成元年と比較して、大学は250校以上増加(国立は10校減(ピーク時より13校減))。学生数は80万人以上増加。
- 短大は、学校数・学生数とも減少したが、大学・短大を合わせると進学率は36%から56%に上昇。進学希望者に対する入学者の割合(収容力)は、6割台から上昇し、現在9割以上。

### 【大学】

	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	96校	39校	364校	499校	47.8万人	5.7万人	147.9万人	201.4万人
平成23年度	86校	81校	596校	763校	60.9万人	14.1万人	209.2万人	284.2万人
増加数	▲10校	42校	232校	264校	13.1万人	8.4万人	61.3万人	82.8万人

### 【短期大学】

	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	42校	53校	490校	585校	1.9万人	2.2万人	41.5万人	45.6万人
平成23年度	-	18校	339校	357校	-	0.8万人	13.7万人	14.5万人
増加数	▲42校	▲35校	▲151校	▲228校	▲1.9万人	▲1.4万人	▲27.8万人	▲31.1万人

### 【計(大学と短期大学)】

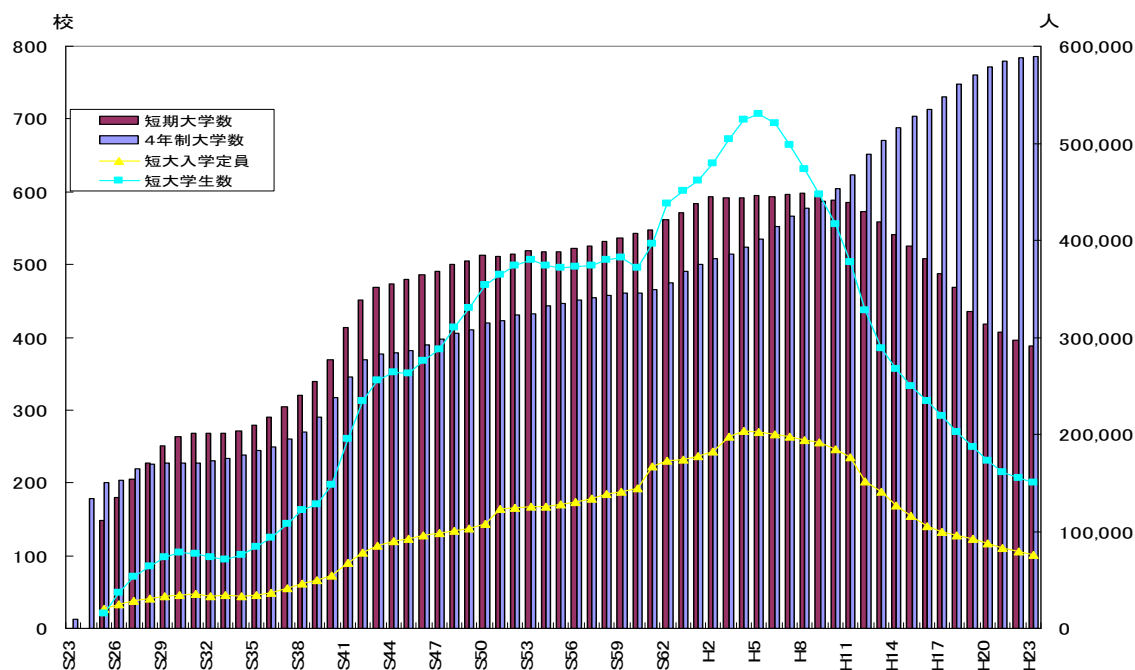
	学校数				学生数			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
平成元年度	138校	92校	854校	1,084校	49.7万人	7.9万人	189.4万人	247.0万人
平成23年度	86校	99校	935校	1,120校	60.9万人	14.9万人	229.9万人	305.7万人
増加数	▲52校	7校	81校	36校	11.2万人	7.0万人	40.5万人	58.7万人

	元年度	23年度
現役志願率	49%	62%
大学・短大収容力	64%	93%
大学・短大進学率	36%	57%
現浪比率	5:2	6:1

大学数:平成23年度全国大学一覧及び平成23年度短期大学一覧(学生の募集を停止している大学を除く)  
学生数:平成23年度学校基本調査(「専攻科」「別科」「その他」の学生を含まない。)

# 短期大学数、4年制大学数、短大入学定員、短大学生数の推移

短期大学数は平成8年をピークに減少。平成10年に4年制大学数と逆転。  
(平成23年現在、短大:388校、4大:786校)



大学数には通信教育のみを行う学校を含む  
学生数には専攻科、別科も含む

「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」

## ■ 短期大学の概要①

1. 目的 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成する。
2. 修業年限 2年又は3年
3. 基本組織 学科
4. 授業形態 一部(昼間部、昼夜開講制)、二部(夜間部)、三部(昼間2交替制)
5. 卒業要件単位 2年制:62単位以上、3年生:93単位以上(二部、三部は62単位以上)
6. 学位 短期大学を卒業した者には「短期大学士」の学位が授与
7. 編入学 短期大学を卒業した者は4年制大学に編入学が可能

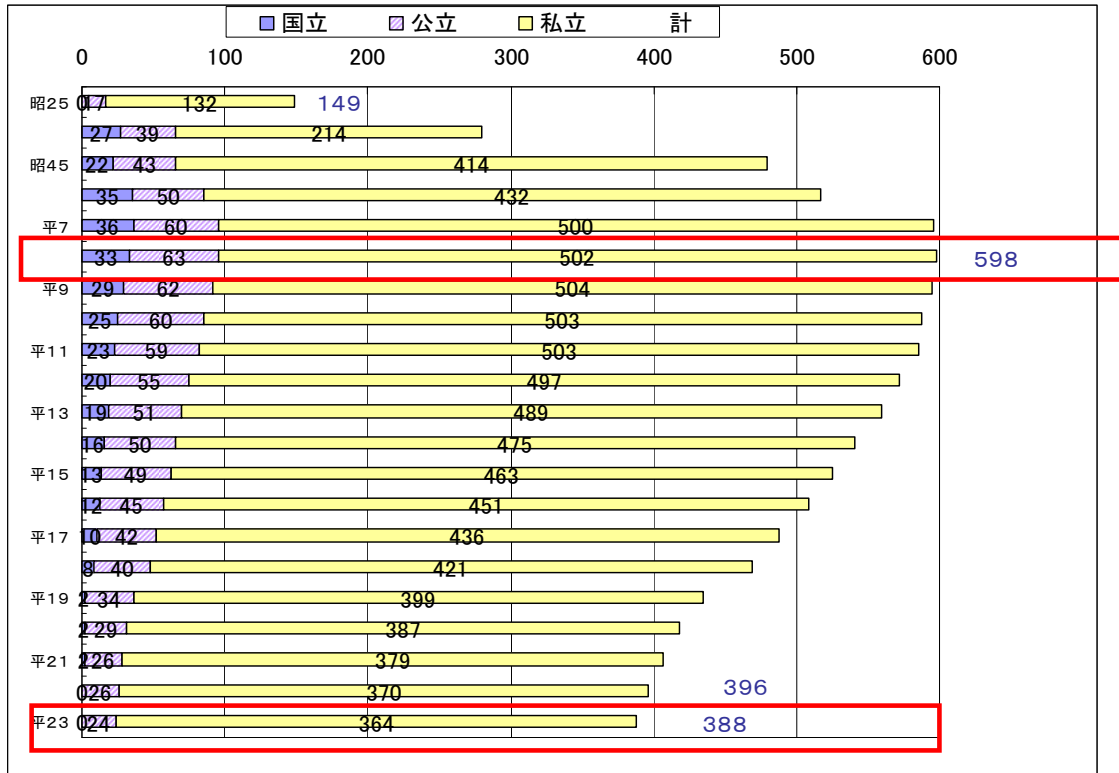
<平成23年度の状況>

	学校数(校)		入学定員(人)		入学者数(人)		学生数(人)	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
国立	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公立	24	6.2%	3,435	4.5%	3,624	5.3%	8,159	5.6%
私立	364	93.8%	72,384	95.5%	64,808	94.7%	136,888	94.4%
計	388	100.0%	75,819	100.0%	68,432	100.0%	145,047	100.0%

(注) 1 学校数には学生募集停止中の短期大学(公立6、私立25)を算入しているが、入学定員には算入していない。  
2 入学定員、入学者数、学生数は専攻科、別科及び通信教育課程を除く。  
3 短期大学一覧、学校基本調査による。

## ■ 短期大学の概要②

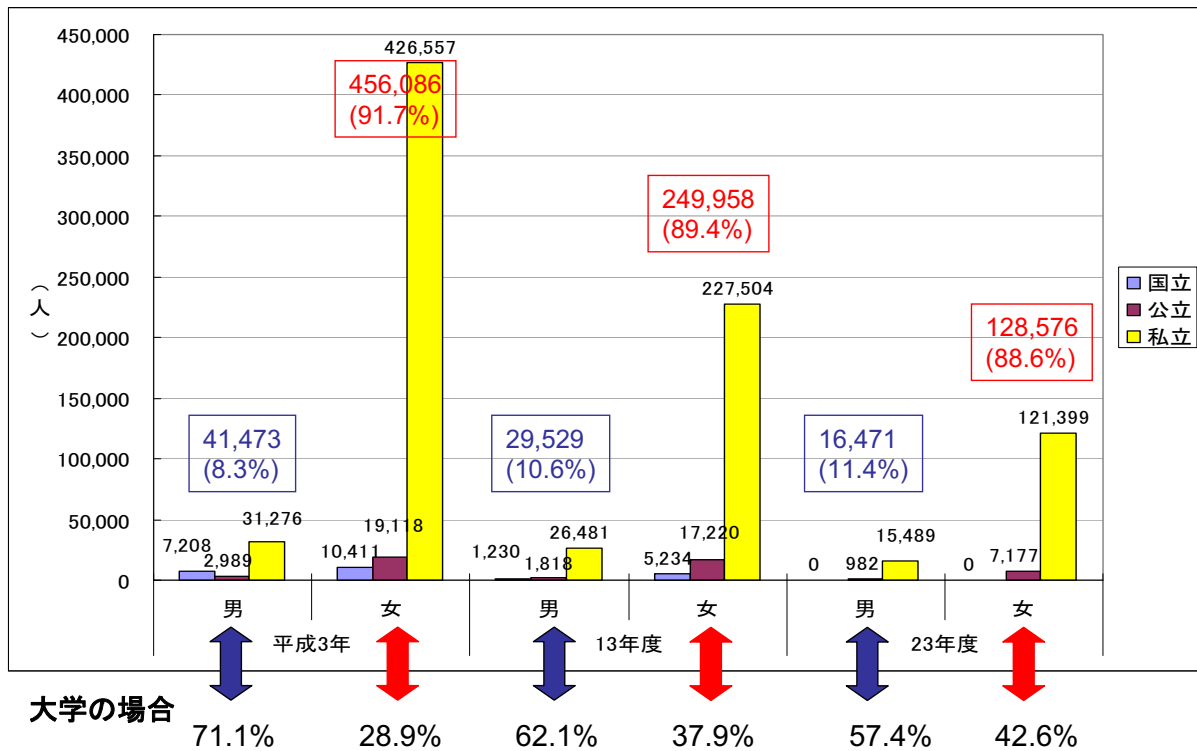
<短期大学数の推移>



(注) 1 短期大学一覧による。  
2 学生募集停止中の短期大学を含む。

## ■ 短期大学の概要③

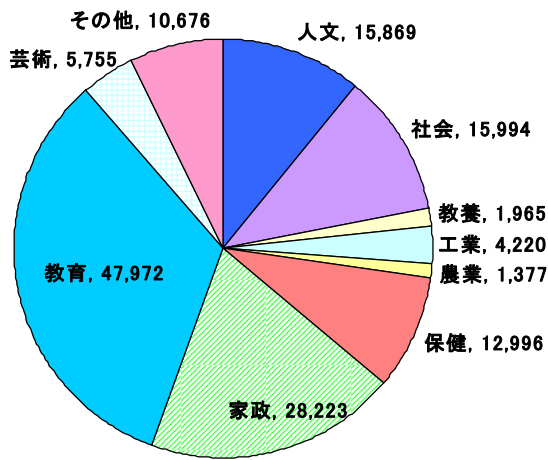
<短期大学の男女別本科学生数の推移>



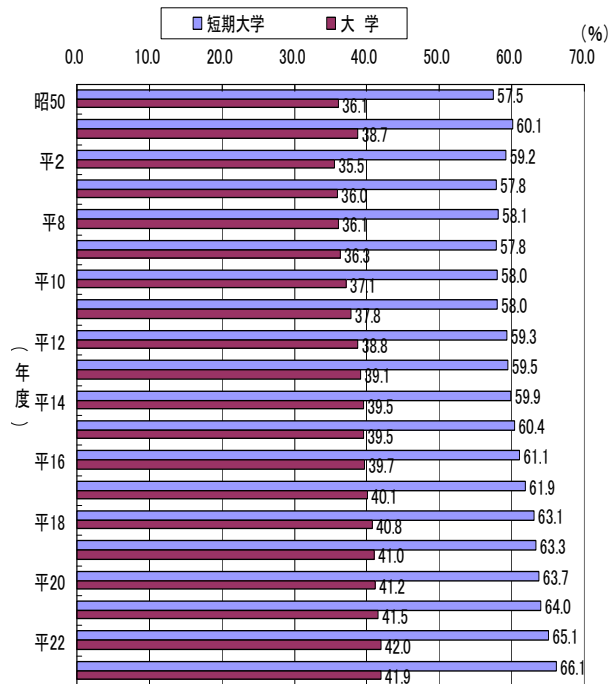
(注) 1 専攻科、別科等の学生を除く。  
2 学校基本調査による。

## ■ 短期大学の概要④

<分野別学生数(平成23年度)>



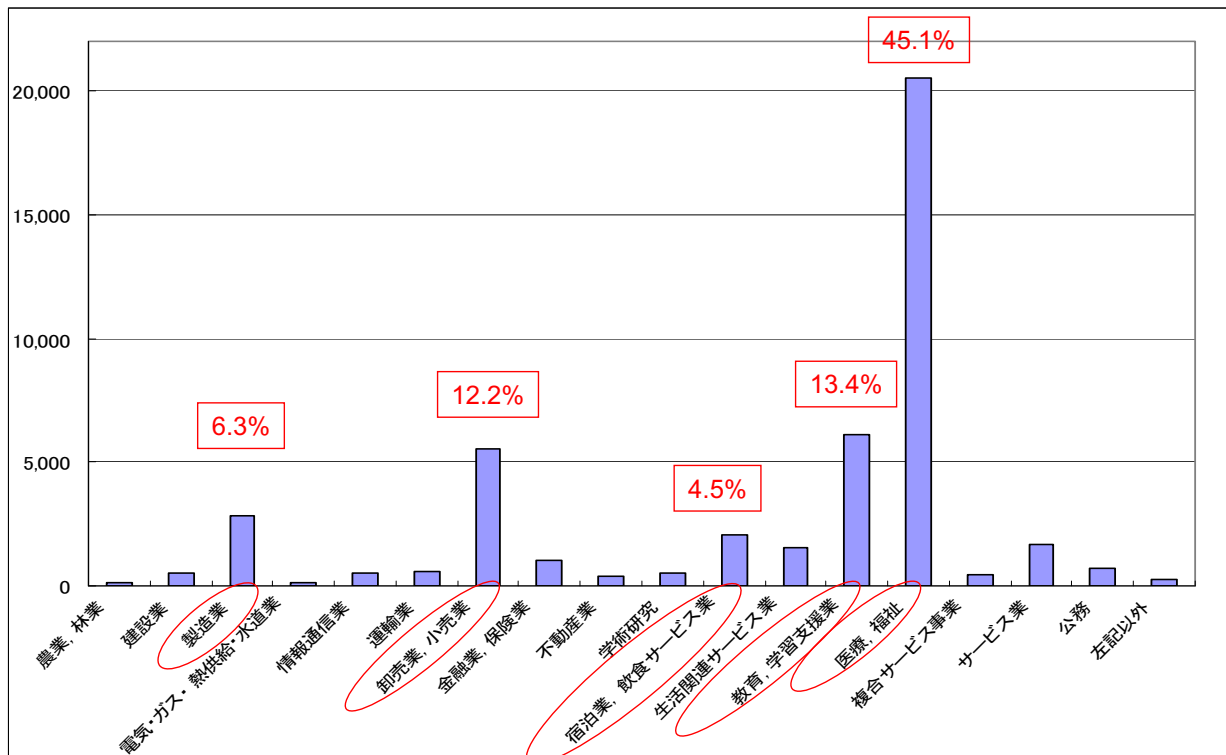
<短期大学・大学の自県内入学率>



(注)学校基本調査による。

## ■ 短期大学の概要⑤

<分野別就職者数(平成23年3月卒業者)>



# 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

## 1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

### 将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

### 大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は

- ・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
- ・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進

により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

## 2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換  
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて  
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

## 3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

### 我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会  
→「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

### 成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

## 4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

## 5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

## 6. 学士課程教育の質的転換への方策

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。  
・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・全学的な教学マネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

## 7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

## 8. 今後の具体的な改革方策

### 速やかに取り組む事項

### 大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメントテストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

### 大学支援組織

(大学団体、評価機関、日本学術会議等)

- ◆ファカルティ・デベロップメント(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメントテストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準(日本学術会議、経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。

### 文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

### 地域社会・企業等

- ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

### 速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆短期大学士課程の在り方について検討。
- ◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

## 1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

### (本審議会の審議と社会の変化)

本審議会は、4年前の平成20年9月に文部科学大臣から「中長期的な大学教育の在り方について」包括的な諮問を受けた（その後の審議の経過は別紙）。審議を重ねたこの4年間に、我が国は未曾有の災害である東日本大震災に見舞われたほか、政治、経済、社会、文化、その他多方面にわたり、当時よりも更に大きな構造的変化に直面している。グローバル化や情報化の進展、少子高齢化などの社会の急激な変化は、社会の活力の低下、経済状況の厳しきの拡大、地域間の格差の広がり、日本型雇用環境の変容、産業構造の変化、人間関係の希薄化、格差の再生産・固定化、豊かさの変容など、様々な形で我が国社会のあらゆる側面に影響を及ぼしている。さらに、知識を基盤とする経営の進展、労働市場や就業状況の流動化、情報流通の加速化や価値観の急速な変化などが伴い、個人にとっても社会にとっても将来の予測が困難な時代が到来しつつある。

### (高まる大学改革への期待)

このような時代背景の下で、社会の各方面・各分野において大学改革に対する期待が高まっている。なぜなら、予測困難な時代において、地域社会や産業界は、今後の変化に対応するための基礎力と将来に活路を見いだす原動力として、有為な人材の育成や未来を担う学術研究の発展を切望しているからである。さらに、大学進学率が5割を超え、我が国の高等教育が新たな段階に入ったこと、また、国公立大学の法人化、私立学校法改正による学校法人運営の改善や認証評価制度の導入から10年近くが経過し、高等教育改革の必要性や質の保証の妥当性が社会的に意識され、強く要請されるようになってきたことなども、大学改革に対する社会の期待の大きな要素である。

もちろん、これまで我が国の大学は、国際的・歴史的に確立されてきた大学制度の本質に立脚しつつ、国際比較において社会全体から大学への投資が必ずしも十分とは言えない中、知的蓄積への多大な努力を積み重ねてきた。特に、ここ20年の大学改革の取組の中で、我が国の学士課程教育について、改善のための様々な工夫が行われ、多くの進展がなされてきた（3ページ「学士課程教育の改善の経緯」参照）。本審議会の審議は、こうした進展を踏まえ、さらにこれからの時代における我が国の大学のありべき姿を求め続けてきた。また、後述するように、今回の審議の過程では学生と双

新たな未来を築くための  
大学教育の質的転換に向けて  
～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～

(答 申)  
【抜 粋】

平成24年8月28日  
中央教育審議会



方向の議論も重ねたが、多くの学生が課題を認識しながらも希望を持って真摯に学修に励んでいる現実を強く印象付けられた。

本審議会は、学生のこうした知的潜在力を積極的に受け止め、それを更に引き出すための大学教育の質的転換の重要性を改めて認識するものである。

#### （未来の形成に寄与し、社会をリードする大学へ）

予測困難な時代において、我が国にとつて今最も必要なのは、将来の我が国が目指すべき社会像を描く知的構想力である。

「未来を予測する最善の方法は、自らそれを創り出すことである」<sup>31</sup>。未来を創り出すために、大学ができることは計り知れない。新しい知識やアイデア、人と人とのネットワークに基づいた新しい時代の見通しとそれの中の大学の役割を、大学は自らの言葉で国民と世界の人々に対して語り、働きかけることができる。未来を見通し、これからの社会を担い、未知の時代を切り拓く力のある学生の育成や、将来にわたつて我が国と世界の社会経済構造や文化、思想に影響を及ぼす可能性を持つ学術研究の推進などを通して、未来を形づくり、社会をリードする役割を担うことができる。

様々な社会システムの中で、知的蓄積を踏まえた「知」の継承や発展そのものを目的とした自律的な存在である大学にこそ、こうした役割が求められている。

ただし、大学がこのような役割を積極的に果たすために議論すべき課題・論点は多々存在する。本審議会は、次代を生き抜く力を学生が確実に身に付けるための大学教育改革が、学生の人生と我が国の未来を確固たるものにするための根幹であり、国を挙げてこれを進める必要があるという認識に立って、まず学士課程教育の質的転換における教育の質的転換は、後述のように、学生が未来社会を生き抜く力を修得するたために、また大学が我が国と世界の安定的、持続的な発展に重要な役割を担うためにも、必要不可欠である。大学関係者には、未来への自らの責務と可能性を自覚し、真摯に教育改革に取り組むことが求められている。また、学生や保護者、地域社会、地方公共団体、企業、非営利法人など、広く社会が本答申に述べられている問題意識を共有し、ともに学士課程教育の質的転換に取り組むことが重要と考える。

このように今回の答申は、平成20年12月の本審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（以下「学士課程答申」という。）などにおいて詳細に示されている学士課程教育

育の質的転換のための方策を、各大学が大学支援組織や文部科学省、地域社会、企業等と連携しながら、改革サイクルの中で、着実に実行するための具体的な手立てを明確にしたものである。

なお、学士課程教育以外の教育の改善については、大学院については平成17年<sup>31</sup>、平成23年<sup>32</sup>に、高等専門学校については平成20年<sup>33</sup>に本審議会において答申をまとめている。

#### 【参考】学士課程教育の改善の経緯

学士課程教育については、累次の本審議会や大学審議会答申<sup>34</sup>を踏まえ、種々の改善が行われてきた。平成3年の大学設置基準の改正以降は、大学は学士課程教育を自らの理念に基づき組織的に提供し、それを常に改善することが求められ、その結果、例えば、授業計画（シラバス）<sup>35</sup>を作成する大学は平成5年の80大学（15%）から平成21年の705大学（96%）、学生による授業評価は38大学（7%）から599大学（80%）、アカデミック・ディベロップメント<sup>36</sup>は151大学（29%）から746大学（99%）にそれぞれ増加するなどの進展が見られた。

平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」は、我が国の高等教育がユニバーサル段階に入り、その課程は量的規模から質的保证に移ったことを明らかにするとともに、質の向上について機能別分化への対応を指摘した。この答申を受けて、大学院の課程については同年9月に、学士課程については平成20年12月にそれぞれ本審議会答申がまとめられた。特に、平成20年の学士課程答申は、我が国の大学が授与する学位としての学士が保証する能力の内容として「知識・理解」、「汎用的能力」、「態度・志向性」及び「総合的な学修経験と創造的思考力」を挙げ、各大学が学位授与の方針<sup>37</sup>を明確化すること促した。また、各大学において学生の学修時間の実態を把握した上で単位制度を実質化することを求めた。

現在、我が国の大学教員の一学期当たり担当授業時数は8コマ程度と国際的に見て比較的多く<sup>38</sup>かつ、教員の勤務時間における教育に関する時間の割合は増加している。また、ナンバリング<sup>39</sup>による体系的な教育課程の編成や学生が授業の事前の準備をするための工程表として授業計画（シラバス）等による学修時間の伴う質の高い教育を展開している大学もある<sup>40</sup>。また、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等による課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング<sup>41</sup>）に取り組み、成果を上げる大学も出てきている。国際的通用性が問われる知識基盤社会、グローバル社会の高等教育において、日本型の学士課程教育モデルとして、このような取組の更なる発展・展開が期待される。

<sup>38</sup> 「用語集」を参照（以下同じ）。

<sup>39</sup> 例えば、

- ・ 「大学教育の改善について」（昭和38年1月28日中央教育審議会答申）
- ・ 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年6月11日中央教育審議会答申）
- ・ 「臨時教育審議会第1次～第4次答申」（昭和60年6月、昭和61年4月、昭和62年4月、昭和62年8月）
- ・ 「大学教育の改善について」（平成3年2月8日大学審議会答申）
- ・ 「高等教育の一層の改善について」（平成9年12月18日大学審議会答申）
- ・ 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月26日大学審議会答申）
- ・ 「新しい時代における教養教育の在り方について」（平成14年2月21日中央教育審議会答申）

\*1 「新時代の大学院教育—国際的に魅力的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」（平成17年9月5日中央教育審議会答申）

\*2 「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）

\*3 「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）

\*1 大学設置基準上、大学での学修は「学修」としている。これは、大学での学修の本質は、講義、演習、実験、実習、実技等の授業時間とともに、授業のための事前の準備、事後の展開などの主体的な学修に要する時間を内在した「単位制」により形成されていることによる（別添1参照）。

\*2 米国の計算機科学者のアラン・ケイの言葉。

## 2. 検討の基本的な視点

本審議会における今回の審議の基本的な視点は、以下のとおりである。

### (双方の意見交換や客観的なデータの重視の視点)

第一は、大学教育の質に関わる現状と課題並びに対策を、可能な限り学生や教職員、経済関係者、高等学校関係者など、多くの関係者との双方の意見交換や客観的なデータに基づいて分析し議論を行うという視点である。審議会での審議のみならず、全国各地の様々なタイプの12大学のキャンパスで学生を中心とした延べ3,400人を超える参加者が活発な議論を重ねた大学教育改革地域フォーラムや、約2,600人の学長・学部長から回答を得た「学士課程教育の現状と課題」に関するアンケート調査（以下「学長・学部長アンケート」という。）、パブリック・コメントに寄せられた意見等から、今回の答申をまとめるに当たって重要な視座を得た。また、多くの有識者に御協力いただいた本審議会におけるヒアリングからも重要な示唆を得ることができた。学長・学部長アンケートから得られた貴重なデータについては、研究者や関係者を中心に広く共有するとともに、文部科学省において専門的な知見に基づき更なる分析を行う予定である。

### (初等中等教育から高等教育にかけて能力をいかに育むかという視点)

第二は、予測困難なこれからの時代をより良く生きるための人間像と、これからの我が国の社会像、及びそれらを実現し、維持し、向上させるために求められる能力を、初等中等教育から高等教育までの連携と役割分担によって育成するという視点である。国民一人一人の主体性と協調性が要請される成熟社会たるべき我が国の社会においては、単なる知識再生型に偏った学力、自立した主体的思考力を伴わない協調性、他者の痛みを感じない人間性は通用性に乏しい。

学士課程答申は「各専攻分野を通じて培う学力」を「参考指針」として提示した。

- 今、重要なのは、
- 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
  - 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
  - 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
  - 想定外の困難に際して的確な判断をするための基礎となる教養、知識、経験を育むことである。これらは予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学力」の重要な要素であり、その育成は先進国や成熟社会の共通の課題と

- 「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日中央教育審議会答申）
- 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）

特に、「今後における学校教育の総合的な改革の基本的施策について」では、①修業年限等による高等教育機関の種別化・多様化、②一般教育と専門教育という形式的な区分の廃止による教育課程の合理化、③指導形態に応じた教育方法の工夫・改善、④学修の意欲や必要が生じた場合に適時再教育が受けられるよう高等教育の開放、⑤学長を中心とする中核管理機関に十分な指導性を発揮させる学内意思決定手続きの合理化、などの高等教育改革の基体構想を提言している。

「臨時教育審議会第1次～第4次答申」では、第1次答申で、①学歴社会の弊害の是正、②大学入学者選抜制度の改革、③大学入学者資格の自由化・弾力化などについて、第2次答申で、①生涯学習体系への移行、②大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化、簡素化など、③高等教育機関の多様化と連携などについて、第3次答申で、高等教育機関の組織・運営の改革などについて、それぞれ提言している。

大学審議会の「大学教育の改善について」では、①授業科目、卒業要件、教員組織等に関する大学設置基準の弾力化、②自己点検・評価システムの導入、③昼夜開講制・科目等履修生制度の制度化など、生涯学習などに対応した履修形態の柔軟化、などについて提言している。

「学士課程教育の構築に向けて」では、「学位授与」、「教育課程編成・実施」、「入学者受入れ」の三つの方針<sup>(\*)</sup>の明確化と、そのための改善方策として、①学力の提示、②順次性のある体系的な教育課程の編成、③初年次教育の充実や高大連携の推進、などについて提言している。

<sup>(\*)</sup> 東京大学 大学経営・政策研究センター（CRUMP）「全国大学教員調査」（平成22年）<http://lamp.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat88/post-95.html> による「関連データ（p61）参照」。

<sup>(\*)</sup> 科学技術政策研究所「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（平成23年）<http://www.nis-tp.go.jp/achievements/jpn/ds080j/pdf/ds080j.pdf> によると、2002年と2008年の比較で、教員の総務時間に占める教育時間の割合が5%以上増加している（関連データ（p61）参照）。

<sup>(\*)</sup> 国際基督教大学では、サンバリングによる体系的な教育課程の編成、キヤンパス制やアドバイザー制度により履修指導に基づく教育課程の実施、GPAによる厳格な成績評価を相互に連携させて運用している（<http://www.icu.ac.jp/liberalarts/educational/system.html>）。

金沢工業大学では、シラバスにあたる学生支援計画書の準備に先立ち、学内の教員にアクティブ・ラーニングの実施を依頼している。学修支援計画書には、授業の運営方法や予習・復習時間の目安を明示している。また、活動記録を用いた学修支援や、正課外の時間を含めた学修環境の整備により、主体的な学びを支援している（<http://www.kanazawa-it.ac.jp/about/kyoiku/syllabus.html>）。

国際基督教大学では、自主学修を含んだ学修により英語運用能力を磨く英語集中プログラム（EAP）を実施。全入学生を対象にした「アカデミック・アドバイザー制度」<sup>(\*)</sup>による履修指導、図書館の24時間開放などにより、学生の学びをサポートしている（<http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/curriculum/index.html>）。

<sup>(\*)</sup> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/education/eap/index.html> <http://www.aiu.ac.jp/japanese/campus/library/1library01.html>。

新潟大学では、全授業科目を「全科目」とし、分野・水準表示法を導入。主専攻分野のほか複数の分野で体系的に学ぶことができる主専攻・副専攻プログラムを実施している（[http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/](http://www.iess.niigata-u.ac.jp/program/support/index.html)）。

<sup>(\*)</sup> 筑波大学では、教養教育を再構築し、能動的学修を促す教育方法（討論、クリッカー<sup>(\*)</sup>、eラーニング等）を導入している（[http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2\(ail\)\\_1.pdf](http://www.ole.tsukuba.ac.jp/sites/default/files/leaflet2(ail)_1.pdf)）。

立教大学では、経営学部を対象に「ビジネス・リーダーシップ・プログラム（BLP）」において、アクティブ・ラーニングを導入し、グループで自治体や企業から依頼された問題を解決する企画を提案する問題解決型の学修を実施している（<http://cob.rikkyo.ac.jp/blp/about.html>）。

なっている。

次代を担う若者にこのような能力を身に付けさせるためには、学校制度全体を、従来からの組織や形式の観点からではなく、プログラム<sup>\*1</sup> 中心・具体的な成果中心の観点から見直すことが必要である。また、人間としての自らの責任を果たし、他者に配慮しつつ協調性を発揮できるための倫理的、社会的能力を身に付けられるようにするとともに、答えない問題に対して自ら解を見出していく主体的学修の方法や、想定外の困難に際して的確な判断力を発揮できるための教養、知識、経験を総合的に獲得することのできる教育方法を開発し、実践していくことが必要である。すなわち、成熟社会において職業生活や社会的自立に必要な能力を見定め、その能力を育成する上で初等教育、中等教育、高等教育それぞれの発達段階や教育段階において有効な知的活動や体験活動は何かという発想に基づき、それぞれの学校段階のプログラムを構築するとともに、教育方法を質的に転換することが求められている。

#### (迅速な改革の必要性)

第三は、迅速な改革の必要性である。前述のとおり、大学の教育研究に対する学生や社会の期待はますます大きくなっている。学生個人にとっても社会にとっても、学士課程教育の質的転換は喫緊の課題であり、言わば「待ったなし」の課題である。質的転換が遅れれば遅れるほど、これからの時代を生きる学生の人生と我が国の未来に負の影響が出かねない。各大学や文部科学省、地域社会や経済界等における関係者には、直ちにできることを速やかに行動に移すことが求められる。本審議会も、制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要がある課題については直ちに議論を進めることとしている。

### 3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

#### (我が国の目指すべき社会像)

かつて我が国が工業社会として成長していた時代とは異なり、現在の我が国社会の特徴は、成熟社会、少子高齢化社会、知識基盤社会、グローバル社会などと表現され

る。普及品の量産では、勃興する中国やインド、多くの新興国等に引き離される状況にある。価値やアイデアの革新（イノベーション）が世界各地で絶え間なく進む中で、我が国固有の付加価値を有する、製品、サービス、制度やシステムを時々刻々変化する状況を乗り越えて創出することが求められている。

アジア最大の成熟社会である我が国が更に発展するためには、学術研究や技術、文化や思想といった固有の知的な資源を重視するとともに、それらの維持、発展を担う人材を育成することが求められる。さらに、国内外の経済需要や活発な社会活動を掘り起こすことのできるイノベーションを生むとともに、我が国の生み出した新たな価値を異なった文化的・言語的背景をもつ人々に発信し、海外において積極的、持続的な展開と浸透を図っていく必要がある。我が国の強みである優れた学術研究や技術、洗練された文化、若者の潜在力等を、思想や技術、経営、社会システムに至るパラダイム（認識や考え方の枠組み）の転換に活かすことが求められる。このような発展は、一部の経営者、起業家、研究者等によるのみ成し遂げられるものではない。イノベーションを生み出すアイデアや人材を支える公正で安定した社会、活力ある地域社会・経済、海外展開可能な製品やサービスを吟味できる成熟し開かれた国内市場の創出などが不可欠である。そのためには、国民一人一人が主体的な思考力や構想力を育み、想定外の困難に処する判断力の源泉となるよう教養、知識、経験を積むとともに、協調性と創造性を合わせ持つことのできるような大学教育への質的転換、また、少子高齢化社会等の中で誰もが必要な医療・介護・保育等を安心して受けられる社会システムの構築と維持、そのために必要な人材の育成などが必要である。

このように、我が国が目指すべきは、優れた知識やアイデアの積極的な活用によって発展するとともに、教育、医療・介護・保育等、人が人を支えるべき場において公正な仕組みがはたらく、安定的な成長を持続的に果たす成熟社会のモデルである。それは、本審議会が次期教育振興基本計画に向けて構想している「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」にほかならない。成熟社会にふさわしいモデルを提示・実現することにより、負の連鎖を正の連鎖に転換し閉塞感を打破していくことが求められている。

#### (成熟社会において求められる能力)

大学は、教育と研究を通じて、上に示唆したような学生の未来と社会の未来を創り出す、極めて重要な責務を担っている。

これらから人材需要の増加が見込まれる分野は、現在においても短期高等教育を含め

<sup>\*1</sup> 身に付けるべき能力を育成する課程。大学においては、修了者の能力証明として発展してきた学位を与える課程（「我が国の高等教育の将来像」平成17年1月28日中央教育審議会答申（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)））。

た高等教育修了者が就業者の大きな割合を占めている<sup>\*1</sup>。また、製造業等においても、国内の生産拠点の海外移転等に伴って人材需要が高等教育修了者にシフトする傾向がある。したがって、本審議会は、学士課程修了と同様に、現在の大学進学率等の水準が過剰であるという立場をとらない。多くの国々において最近20年間に大学進学率は、進学率も上昇している中で、20年前には相対的に高かった我が国の大学進学率は、現在では経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均を下回っている<sup>\*2</sup>。さらに、主要国の中で我が国のみが、進学率は上昇しているものの進学者数が減少している<sup>\*3</sup>。また、社会人学生の入学割合がOECD加盟国の平均を大きく下回っている<sup>\*4</sup>とともに、全大学生に占める留学生の割合についても、世界全体の留学生数が拡大する中、減少している<sup>\*5</sup>。このような現実を踏まえれば、高等教育の規模を縮小することは、必要な数の労働力人口が確保できず、我が国の社会経済の停滞、萎縮につながるだけでなく、社会人に対する学び直しの際の提供や、様々な背景を持つ学生が互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨き、グローバルな視点を養成するといった、大学が果たすべき役割を達成できなくなることにつながるかと考える。

より重要な課題は、人材の質の確保である。大学を中心に社会全体で取り組むべき課題は、高等教育を通じて、5ページで述べたような成熟社会において求められる「学士力」の重要な要素を有する人材を確実に育成することである。「学士力」が土台となつて、学術研究や技術、文化的な感性等に裏付けられた我が国固有のイノベーションを起す能力、我が国が生み出した固有の価値を異なる文化的・言語的背景を持った人々に発信できる能力、異なる世代や異なる文化を持った相手の考え方や視点に配慮しつつ、意思疎通ができる能力など、未来社会の形成に寄与する力が育成される。

我が国の現在の状況に鑑みれば、グローバル化の加速する社会において活躍できる人材の育成の重要性が増していることは論を俟たない。政府のグローバル人材育成推進会議も、層の厚いグローバル人材が必要だと指摘しており<sup>\*6</sup>、その具体的な育成の目標と方策を示しているが、そのために高等教育が果たすべき役割は極めて大きい。グ

\*1 平成23年3月の新卒就職者80万人のうち、大学院・大学・短期大学の卒業者は約45万人（約57%）（関連データ（p.49）参照）  
\*2 大学進学率（2009年）は、日本の49%に対し、OECD平均は59%（関連データ（p.52）参照）  
\*3 日本の高等教育進学者数は、約73万人（1990年）から約68万人（2009年）に減少（関連データ（p.52）参照）  
\*4 日本の大学における社会人の入学割合（推計）は約2%（2009年）に対し、社会人入学者が相当数含まれる25歳以上の入学割合のOECD平均は約21%（2009年）と大きな開きがある（関連データ（p.53）参照）  
\*5 全世界での留学生数は1990年の約130万人から2009年には約370万人まで増加。日本への留学生数は、2005年の約12万人から2009年には約13万人と人数は増加しているが、全世界の留学生全体に占める割合は4.1%から3.6%に減少している（関連データ（p.56）参照）  
\*6 「グローバル人材育成戦略」平成24年6月4日グローバル人材育成推進会議（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/global/120601/1matome.pdf>）（関連データ（p.56、57）参照）

ローバル人材の土台として重要なのは、我が国の歴史や文化に関する知識や認識、多角的な文化の受容性、あるいは前述のような認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力である。これらはグローバル化による社会経済構造の変化に対応するための全ての国民の課題でもある。

また、このような社会経済構造の変化の中で、持続可能で活力ある地域の形成も極めて重要かつ喫緊の課題である。大学が地域再生の拠点となるとともに、地域の未来を担う有為な人材の育成に責任を持つことが求められる。汎用的能力はこのような地域社会・経済を支える人材にとっても必要不可欠である。

#### 4. 求められる学士課程教育の質的転換

##### （学士課程教育の質的転換）

前述のとおり、我が国においては、急速に進展するグローバル化、少子高齢化による人口構造の変化、エネルギーや資源、食料等の供給問題、地域間の格差の広がりがりなどの問題が急速に浮上している中で、社会の仕組みが大きく変容し、これまでの価値観が根本的に見直されつつある。このような状況は、今後長期にわたり持続するものと考えられる。このような時代に生き、社会に貢献していくには、想定外の事態に遭遇したときに、そこに存在する問題を発見し、それを解決するための道筋を見定める能力が求められる。

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換が必要である。すなわち個々の学生の認知的、倫理的、社会的能力を引き出し、それを鍛えるディスカッションやディベートといった双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を中心とした授業への転換によって、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めることが求められる。学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続ける力を修得できるのである。

学生の主体的な学修を促す具体的な教育の在り方は、それぞれの大学の機能や特色、学生の状況等に応じて様々であり得る。しかし、従来の教育とは質の異なるこのような学修のためには、学生に授業のための事前の準備（資料の下調べや読書、思考、学

生同士のディスカッション、他の専門家等とのコミュニケーション等)、授業の受講(教員からの直接指導、その中での教員と学生、学生同士の対話や意思疎通)や事後の展開(授業内容の確認や理解の深化のための探究等)を促す教育上の工夫、インターンシップやサービス・ラーニング<sup>(83)</sup>、留学体験といった教室外学修プログラム等の提供が必要である。

学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめ細かい支援などが求められる。

大学教育の質的転換を實踐していくには、学生の主体的な学修を支えるための教育方法の転換と教員の教育能力の涵養が必要であるが、それには研究能力の一層の向上が求められる。双方向の授業を進め、十分な準備をしてきた学生の力を伸ばすには、教員が当該分野及び関連諸分野の学術研究の動向に精通している必要がある、そのためには教員が自らの研究力を高める努力を怠らないことが大切である。学士課程啓申で指摘されているとおり、研究という営みを理解し、実践する教員が、学生の実情を踏まえつつ、研究の成果に基づき、自らの知識を統合して教育に当たることが大学教育の責務である。教育と研究との相乗効果が発揮される教育内容・方法を追求することが、一層重要である。

#### (認識の共有の必要性)

かつての高度成長期には、「企業は大学教育に多くを期待しておらず、入社後の社内教育と実務上の経験や実践で人材を伸ばせばよい」、「昔から大学生は勉強しておらず、それでも卒業後社会で十分に活躍してきた」という認識が比較的広く存在していた。今日、多くの企業等が、大学に対して、入学者選抜によるふるい分け機能ではなく、教育の丁寧な過程を通してどのような能力を育成し、「何を身に付け、何ができるようになったか」を問うようになっている。

大学関係者等は、学士課程教育の質的転換が「待たなし」の課題であり、若者や学生、地域社会や産業界を含め、社会全体にとって極めて切実な問題であることを改めて認識する必要がある。我が国の未来、また我が国に対する国際的な評価や信頼は、将来にわたる知的な潜在力に大いに依存する。全国の若者や学生がいかにしっかりと主体的な学修をしているか、各大学が教育方法の質的転換を通して学生の主体的な学

修の場をいかに支えているかが、知的な潜在力の指標となるものである。

したがって、何らかの具体的な行動に着手することによって、まず学士課程教育の質的転換への好循環を生み出し、それが確かな成果をあげることによって、学生や保護者、地域社会、地方公共団体、企業、非営利法人など、広く社会がその実感を共有し、その結果、大学における学修への信頼が高まるという大きな社会的好循環を形成することが求められる。

#### (質的転換を目的とした学修時間の実質的な増加・確保)

そのためには、これまでの学士課程教育の成果と課題を踏まえつつ、緊要性や実理性、効果等を考慮しつつ、まず改革のための具体的な始点を定め、そこから質的転換へと大きく展開することが必要である。

このような観点から、本審議会は、学生の主体的な学びを確立し、学士課程教育の質を飛躍的に充実させる諸方策の始点として、学生の十分な質を伴った主体的な学修時間の実質的な増加・確保が必要であると考えた(別添2「学士課程教育の質的転換への好循環の確立」参照)。

### 5. 学士課程教育の現状と学修時間

#### (学士課程教育の課題)

本審議회가 学士課程教育の質的転換への好循環の始点として学生の学修時間の増加・確保に着目したのは、我が国の大学生の学修時間が諸外国の学生と比べて著しく短いという現実を改めて認識したからに他ならない。大学制度において、前述のとおり1単位は授業前後の主体的な学修を含めて45時間の学修を要する内容で構成することが標準とされている<sup>(\*)</sup>。この単位制度は学修の主体性という大学における学修の本質に

\*1 大学設置基準(文部科学省令第28号)(抄)

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(※)「用語集」を参照(以下同じ)。

基づく仕組みであるとともに、体系的な教育課程と不可分に運動している。

卒業の要件は原則として4年以上の在学と124単位以上の単位修得であることを踏まえ、学期中の1日当たりの総学修時間は8時間程度であることが前提とされている<sup>4</sup>。しかし、実際には、我が国の学生の学修時間はその約半分の一日4.6時間にとどまるといふ調査結果がある<sup>5</sup>。これは例えばアメリカの大学生と比較して極めて短い<sup>6</sup>。同調査によれば、理学、保健、芸術分野は相対的に学修時間が長いが、社会科学分野は特に短い。

これに関連して、前述のとおり授業計画(シラバス)を作成している大学は平成21年度で96.4%まで進んでいるが、そのうち「具体的な準備学修内容を示している」大学は35.8%、「具体的な標準学修時間の目安を示している」大学は6.8%にとどまっている<sup>4</sup>。

また、国民、産業界や学生は、学士課程教育の現状に満足していない。例えば、ある新聞社の世論調査では、日本の大学が世界に通用する人材や社会、企業が求める人材を育てているかとの質問に、6割を超える国民が否定的な回答をしている<sup>7</sup>。また、経済団体の調査によれば、企業の学士課程教育に対するニーズと大学が教育面で特に注力している点とは、特に「チームで特定の課題に取り組み経験をさせる」、「理論に加えて、実社会とのつながりを意識した教育を行う」などの点で重要性の認識に差異や隔たりがある<sup>8</sup>。さらに、学士課程教育を受けている学生の5~6割が「論理的に文章を書く力」、「人に分かりやすく話す力」、「外国語の力」についての大学の授業の有効性を否定的に捉えている<sup>7</sup>。

\*1 大学設置基準が想定している、一般的な学期中の1日当たり総学修時間の算定は以下のとおり。

卒業要件=124単位、1単位=45時間=(授業1時間+関連する学修2時間)×15週

1学期で修得するべき単位=124単位÷4年間÷2学期=16単位

1学期の学修時間=16単位×45時間=720時間

1週間の学修時間=720時間÷15週=48時間

1日の学修時間(1週間を6日間で計算)48時間÷6日=8時間

\*2 東京大学 大学経営・政策研究センター(CRIMP)「全国大学生調査」(平成19年)(<http://ump.p.u-tokyo.ac.jp/crump/cat77/cat82/post-6.html>)による(関連データ(p58)参照)。なお、このほかにも独立行政法人学生支援機構「平成22年度学生生活調査」(平成22年)([http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_chosa/10.html](http://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_chosa/10.html))では、「大学の授業」と「大学の授業の予習・復習」を合わせた1日当たりの学修時間の平均は3.7時間というデータもある。

\*3 「全国大学生調査」(前出\*2)、及UNNISE(National Survey of Student Engagement)による(関連データ(p58)参照)。

\*4 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成24年度)([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daiigaku/04052801/\\_icsf15/afiefidfile/2011/08/25/1310289\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daiigaku/04052801/_icsf15/afiefidfile/2011/08/25/1310289_1.pdf))による(関連データ(p62)参照)。

\*5 朝日新聞社「『教育』をテーマにした全国世論調査結果」平成23年1月1日(18面)による(関連データ(p62)参照)。

\*6 日本経団連「企業を求める人材像についてのアンケート結果」(平成16年)(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/083.pdf>)による(関連データ(p63)参照)。

\*7 「全国大学生調査」(前出\*2)による(関連データ(p64)参照)。

学長・学部長アンケートによれば、学生の学修成果について、「専門的知識、技術・技能」、「職業人としての倫理観」について学長・学部長は高い満足度を示しているが、成熟社会において重要な「獲得した知識等を活用し、新たな課題に適用し課題を解決する能力」や「汎用的能力」に関する満足度が相対的に低い。また、学修時間については、「授業に出席し受講する時間」に関しては高い満足度を示しているが、「事前の準備や事後の展開など授業外の学修時間」に関しては満足度が極めて低い。

### (学修時間に着目する理由)

このような学士課程教育の課題を踏まえれば、学生が、予測困難な時代にあって生涯学び続け、主体的に考える力を修得するには、事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠である。学修時間が短いという現状に加えて、学生の学修時間に着目して学士課程教育の改善を図る理由は以下のとおりである。

第一に、教育課程の基準が法令で定められ、授業時数を中心に教育課程が編成されている初等中等教育とは異なり、学生が主体的に事前の準備、授業の受講、事後の展開という学修過程に一定時間をかけて取り組むことをもって単位を授与し、また、このような学修経験を組織的、体系的に深めることをもって単位を授与するということが大学制度である。学修の量と質の両立のためには、質を伴った学修時間であることが必要である。したがって、各大学の学士課程教育の基本的な目標の達成状況は、学修時間について、①学士課程教育に関する教育に照らして適切な設定となっているか、②その大学が重視する教育に関する営為と活動に照らして適切な設定となっているか、③大学や教員の組織的な責任体制がその確保に対応しているか、といった点によって示されるものと言えよう。

第二に、学士課程教育の改善については様々な手法や着眼点が考えられるが、学修時間は、大学ごとの学士課程教育の内容・方法の自律性や多様性を確保しつつ、大学の制度的な共通性を維持し、学士課程教育の質的転換に向けた好循環の始点となる指標として活用できる基本的な条件である。

第三に、学士課程教育における質を伴った学修時間の確保は、世界的にも学士課程

教育の質の保証が課題' になる中で、国際的な信頼の指標として不可欠である。

以上のような観点から、本審議会としては、学士課程教育の質を飛躍的に向上させるために、十分な質的充実を前提としつつ学生の学修時間の増加・確保を起点として、学生の主体的な学びを確立することが必要だと考える。

#### (減少する高校生の勉強時間)

なお、大学生の学修時間に関連して、高校生についても学力における中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少しているという調査結果<sup>\*)</sup>も深刻に受け止める必要がある。後述するように、その背景には、高等学校教育自体の課題に加え、大学進学率の上昇と大学入学選抜の実施方法の多様化・評価尺度の多元化等による大学入学選抜における選抜機能の低下もあると考えられる。

### 6. 学士課程教育の質的転換への方策

#### (体系的・組織的な教育の実施)

学士課程教育の質的転換への好循環のためには、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保が不可欠である。ただし、この点の改善は、学生に向かかって「学修時間を増やさない」と呼びかけることだけでは実現しない。学生の学修時間の増加・確保には、学生の主体的な学修を促す教育内容と方法の工夫が不可欠である。すなわち、大学の教員が、学生の主体的な学修の確立は当該学生にとっても社会にとっても必須であるという意識に立って、主体的な学修の仕方を身に付けさせ、それを促す方向で教育内容と方法の改善を行うこと、またそのような教員の取組を大学が組織的に保証す

ることが必要である。

したがって、学修時間の実質的な増加・確保は、以下の諸方策と連なって進められなければならない。

#### ・ 教育課程の体系化

大学、学部、学科の教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのような連携し関連し合うかが、あらかじめ明示されること。なお、大学としての学位授与の方針に対して授業科目数が過多であったり、科目の内容が過度に重なっている場合は、その精選の上に体系化が行われる必要がある。また、科目を履修する学生をはじめ、当該大学、学部、学科等が提供している教育課程の内容に関心を持つ全ての人に教育課程の体系が容易に理解できるように、科目間の関連や科目内容の難易を表現する番号をつける（ナンバリング）など、教育課程の構造を分かりやすく明示する工夫が必要である。

#### ・ 組織的な教育の実施

体系的な教育課程に基づいて、教員間の連携と協力による組織的教育が行われること。往々にして大学の授業（授業科目）は個々の教員の責任に委ねられ、教員の専門性に引きつけた授業科目の設定が行われてきたが、学士課程教育の質的転換のためには、教員全体の主体的な参画による教育課程の体系化と並んで、授業内容やその実施に関わる教員の組織的な取組が必要である。

#### ・ 授業計画（シラバス）の充実

学生に事前に提示する授業計画（シラバス）は、単なる講義概要（コースカタログ）にとどまらず、学生が授業のため主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように作成されること。

#### ・ 全学的な教学マネジメントの確立

教員の教育力の向上を含む諸課題の発見と解決を進めるため、学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメントを確立し、大学教育の改革サイクルを展開させること。

このように、学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換<sup>\*)</sup>が必要である。そのためには、教

\*1 プログラム中心の考えに基づいた具体的な取組例としては、「育成する人材像に即した4年一貫の教育プログラム」（新潟大学）や「カリキュラム・フロー（マップ）到達目標達成型の教育プログラム」（金沢工業大学）がある（関連データ（p.72））。

\*1 近年の動向として、欧州においては、1999年の「ボローニャ宣言」以降、欧州域内の国際競争力の向上の基盤としての域内の学位等の国際通用性の確保のため、「ボローニャ・プロセス」が進行中である。2010年以降は、高等教育資格の円滑な認定を行う「欧州高等教育圏」の構築を目標に設定した。ASEAN地域では、AUN（ASEAN大学連合）等が単位互換等の共通の質保証枠組みを検討している。

国際機関においては、2005年、UNESCO（国連教育科学文化機関）とOECD（経済開発協力機構）が「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」を策定した。また、2006年以降、OECDにおいて高等教育の学修成果に関する国際的な検討が進められている。2011年には、UNESCOの「アジア・太平洋地域における高等教育の資格の認定に関する地域条約」の採択会合が東京で開催され、締約国間における高等教育資格等の相互認定に関する原則等を定めた条約案が採択された。

我が国においても、各大学による国際教育連携を通じた教育内容の充実等の観点から、平成22年、中央教育審議会大学分科会大学グローバル化検討ワーキンググループが「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・体系的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。（関連データ（p.64）参照）

\*2 Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査報告書」（平成19年）（[http://benesse.jp/herd/center/open/report/gakuhon4/hon/index\\_kou.html](http://benesse.jp/herd/center/open/report/gakuhon4/hon/index_kou.html)）による（関連データ（p.65）参照）。

テムの再構築やそれを支援するスタッフの養成や確保が必要となる。

このような全学的な教学マネジメントの確立のためには、学長のリーダーシップによる全学的な合意形成が不可欠であり、それを可能とする実効性ある全学的なガバナンスと財政基盤の確立が求められる。

教員にはそれぞれの授業において学生の知的・人間的能力を開花させる質の高い教育を展開する責任がある。学生がその潜在的な能力を眠らせたまま大学を卒業してしまふことは、当該学生にとっても、社会にとっても大きな損失であり、学長や教学担当副学長等の全学的な教学マネジメントに当たる者は、潜在的な能力を含めて学生の能力を開花させる学士課程教育を大学が組織的に提供する責任があることを改めて認識する必要がある。

以上のように、質を伴った学修時間の実質的な増加・確保はあくまでも好循環の始点であり、手段である。教員や学生が個々の授業科目の充実や学修にエネルギーを投入し、学修意欲を高めて主体的な学修を確立するために、各授業科目の内容・方法の改善、授業科目の整理・統合や相互連携、履修科目の登録の上限の適切な設定等に取組むことが必要なのであって、ただ授業時数を増加させたり、教員・科目間の連携や調整なく事前の課題を過大に課したりすることは、学修意欲を低下させることはあっても、学士課程教育の質的転換に資することにはならない。また、授業科目の整理・統合は、教育課程における個々の学生の学修量を減少させるために行うものではなく、教育課程の体系性を高め、教員が個々の授業科目の充実に注ぐ時間とエネルギーを増やし、学生の主体的な学修を確立するために行われるべき方策であることには言うまでもない。

## 7. 質的転換に向けた更なる課題

(大学による改革努力と課題)

本審議会は、本年3月26日に大学分科会大学教育部会の「審議まとめ」<sup>1)</sup>を公表した後、このような現状の背景を理解するために、各地で開催された「大学教育改革地域フォーラム」を通じて学生や教職員と直接議論するとともに、学長・学部長アンケート、パブリック・コメントによる意見聴取、有識者からのヒアリング等を実施した。

前述のとおり、学士課程教育の改善のための取組は様々な形で進展している。本審議会も、これまでの審議過程等を通じ、多くの教員や職員が目の前の学生に向かい合い、真剣に教育しようとしている様子に接してきた。また、学長・学部長アンケートでは、授業の工程表としてのシラバス、履修系統図<sup>(\*)</sup>、ティーチング・アシスタント(TA)<sup>(\*\*)</sup>やアドバイザー等による教育サポート、学位授与方針に基づく組織的な教育の改善のためのファカルティ・ディベロップメント(FD)の充実などは高い割合で実施されており、かつ、今後更に推進したいという回答が多かった。また、学修サポートフォーリオ<sup>(\*\*\*)</sup>の活用や学生の学修経験等を問うアンケート調査(学修行動調査<sup>(\*\*\*)</sup>等)の重要性の認識も比較的高かった。

しかしながら、我が国の学生の学修時間は全体として短く、多くの国民は大学教育の現状を肯定的には捉えていない。このギャップの中で、学士課程教育の質的転換に熱心に取り組んでいる教員や職員の意欲を阻害させることなく、それぞれの大学において教育の質的転換のための改革サイクルが持続的に機能するようにするためには、学士課程教育をめぐる問題の背景や原因を分析した上で、大学や社会全体で有効な対応を講じることが必要である。

(「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着)

学士課程教育をめぐる問題の背景・原因として考えられる第一の点は、学士課程教育が期待した学位を与える課程(プログラム)としての「学士課程教育」という概念の定着がいまだ途上であるという現状である。学長・学部長アンケートにおいても、「科目の内容が各教員の裁量に依存し、教員間の連携が十分でない」、「授業科目が細分化され、開設科目が多い」、「教育課程の編成が学科など細分化された組織を中心として行われている」ことに問題があるという課題意識が強いことがうかがえる。また、教育マネジメントの確立については、「明確な教育目標の設定とこれに基づく体系的な教育課程の構築」、「学内/学部内の教員間での教育改善に関する認識の共有」が重要であるとの認識が高かった。

課題の解決には以下の諸点の改善が求められる。まず、成熟社会において学生に求められる能力をどのようなプログラムで育成するか(学位授与の方針)を明示し、その方針に従ったプログラム全体の中で個々の授業科目は能力育成のどの部分を担うかを担当教員が認識し、他の授業科目と連携し関連し合いながら組織的に教育を展開すること、その成果をプログラム共通の考え方や尺度(「アセスメント・ポリシー」<sup>(\*\*\*)</sup>)に則って評価し、その結果をプログラムの改善・進化につなげるという改革サイクルが回る構造を定着させることが必要である。また、学位授与の方針に基づいて、個々の学生の学修成果とともに、教員が組織的な教育に参画しこれに貢献することや、プログラム自体の評価を行うという一貫性・体系性の確立が重要である。

\*1 「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」平成24年3月26日中央教育審議会大学分科会大学教育部会審議まとめ (http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chukyō/chukyō/houtoku/1319183.htm)



はじめに個々の授業科目があるのではなく、まず学位授与の方針の下に学生の能力を育成するプログラムがあり、それぞれの授業科目がそれを支えるという構造にならなければ、個々の教員が授業の改善を図っても、学生全体が明確な目標の下で学修時間をかけて主体的に学ぶことは望めないのである。

前述のとおり、学士課程教育をプログラムとして充実させるためにそれぞれの大学や文部科学省等が行うべき方策は、既に学士課程答申で詳細かつ網羅的に示されている。今必要とされるのは、これらを単にそれぞれ個別に実施することではなく、教職員の意識改革を進めつつ、上記の改革サイクルを相互に関連させながら、全学的な学マネジメントの中で実際に機能させることである。

#### (学修支援環境の整備についての課題)

第二の点は、主体的な学修の確立の観点から、学生の学修を支える環境を更に整備する必要があることである。学長・学部長アンケートでは、「きめ細やかな指導をサポートするスタッフが不足」しているという課題意識が強い。その他、専任教員数の充実、主体的な学修を支える図書館の充実や開館時間の延長、学生による協働学修の場や生寮等キャンパス環境の整備、奨学金の充実など、様々な意見や要望が寄せられた。学生が平日はアルバイト等を行うことなく学修に専念できる環境を整備すべきであるという指摘は、今日的に特に重要である。

#### (高等教育と初等中等教育の接続についての課題)

第三の点は、初等中等教育、特に高等学校教育と高等教育の接続や連携が必ずしも円滑とは言えない現状である。すなわち、18歳人口減少期における大学・学部等の設置に関する抑制方針の原則撤廃による進学率の上昇、高等学校教育の制度・実態両面にわたる多様化、大学入試の実施方法の多様化や評価尺度の多元化は、各大学・学部がそれぞれ入学試験を実施し入学者を決定するという我が国固有の仕組みのもとで、高等学校と大学との接続の在り方を質的に変容させ、複雑かつ多様な実態をもたらしている。

その結果、高等学校では学力中間層の高校生の学習時間が大きく減少している、大学では初年次教育や補習学修等が増加している、高等学校の教育課程の弾力化への対応によって大学入試センター試験は限界と言われるほどに複雑化しているなど、改善を要する状況が生じている。

大学における主体的な学修は、義務教育及び高等学校教育を通じて基本的な知識・技能の着実な習得やそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力等、並びにそれらを支える学修意欲、倫理的、社会的能力が基盤として形成されてこそ成立する。

前述のアンケートによれば、学長・学部長は、大学での学修にとつての課題として「学生の自ら学び考える習慣が不足している」ことを強く意識しており、高等学校教育と大学教育が連携・協力しながら、両者の学びの質を高めることを求める声は教員や学生からも数多く寄せられた。

#### (地域社会や企業など、社会と大学の接続についての課題)

第四の点は、地域社会や企業など、社会と大学との関係を見直す必要性である。就職活動の早期化・長期化が学生の主体的な学修を阻害している現状は深刻であり、教員や学生からそれを正す求める強い声が多い。例えば、授業に出席せずに就職活動をしていても卒業できる大学の現状、授業時間にかかる時期に学生を呼び出したりする企業の現状がある。また、大学教育改革地域フォーラムにおいて、就職面接等で企業から卒業論文の内容等についてほとんど聞かれたことがなく、大学での学修が社会で活躍するという意識が芽生えないという学生からの指摘もあった。一方、学長・学部長アンケートにおいては、学外からの支援の中での地域社会や企業による「インターンシップなど体験・実践活動のための協力」が重要であるという認識が強いことが示された。

学修と就職活動の相克は、喫緊の課題として企業側の理解を得て解決されなければならない。大学生の主体的な学修の確立や学修への動機付けという観点から、地域社会や企業と大学や大学間連携組織（コンソーシアム）が新しい連携・協力関係を構築することが期待される。

## 8. 今後の具体的な改革方策

学士課程教育の質的転換を図るために必要な改革方策（本文の6）を、それに向けた課題の背景（本文の7）と文部科学省の「大学改革実行プラン」（平成24年6月5日）<sup>\*1</sup>などを踏まえて、

- ① 大学や文部科学省、企業等において速やかに取り組むことが求められる事項
- ② 本審議会として制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要があり速やかに議論を開始する事項

に分けて整理すると以下のとおりである。これらについては、大学改革実行プランに示された工程表も踏まえて迅速かつ着実に実施されることが重要と考える。

\*1 「大学改革実行プラン」（[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/24/06/1321798.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/06/1321798.htm)）

## ① 速やかに取り組むことが求められる事項

### (大学)

大学においては、各大学の状況を踏まえ、例えば、以下のような取組を行い、学士課程教育の質的転換を図ることが求められる。

(ア) 学長を中心として、副学長・学長補佐、学部長及び専門的な支援スタッフ等がチームを構成し、当該大学の学位授与の方針の下で、学生に求められる能力をプログラムとしての学士課程教育を通じていかに育成するかを明示すること、プログラムの中で個々の授業科目が能力育成のどの部分を担うかの認識を担当教員間の議論を通じて共有し、他の授業科目と連携し合いながら組織的な教育を展開すること、プログラム共通の考え方や尺度（アセスメント・ポリシー）に則った成果の評価、その結果を踏まえたプログラムの改善・進化という一連の改革サイクルが機能する全学的な教学マネジメントの確立を図る。

学長を中心とするチームは、学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針<sup>(8)</sup>、学修の成果に係る評価等の基準について、改革サイクルの確立という観点から相互に関連付けた情報発信に努める。特に、成果の評価に当たっては、学修時間の把握といった学修行動調査やアセスメント・テスト（学修到達度調査）<sup>(8)</sup>、ルーブリック<sup>(8)</sup>、学修ポートフォリオ等、どのような具体的な測定手法を用いたかを併せて明確にする。

教育プログラムの策定においては、C.A.P制<sup>(8)</sup>やナインバニング等を実際に機能させながら、教員が個々の授業科目の充実にエネルギーを投入することを可能とすように授業科目の整理・統合と連携を図る。また、学位授与の方針に基づく組織的な教育への参画、貢献についての教員評価を行い、教員の教育力の向上・改善や処遇の決定、顕彰等に活用する。

学部長の選任に当たっては、学長のリーダーシップの下で教学マネジメントを担い、大学教育の改革サイクルの確立を図るチームの構成員としての適任性という観点も重視する。

(イ) 全学的な改革サイクルの確立のため、ワークショップを中心に「プログラムとしての学士課程教育」という基本的な認識の共有や教育方法に関する技術の向上に資する充実したFDを実施する。そのために、専門家（ファカルティ・ディベロップマー）の養成や確保、活用を図る。

(ウ) 学部等の縦割りの構造を超えて学士課程教育をプログラムの育成として機能させるためには、教員だけではなく、職員等の専門スタッフの育成と教育課程の形成・編成への組織的参画が必要であり、例えば、他大学との事務の共同実施等で

リソースを再配置するといった工夫もしつつ、その確保と養成を図る。

### (大学支援組織)

大学の活動を支える大学間連携組織（コンソーシアム）、大学団体、学協会、認証評価機関、大学連携法人<sup>1)</sup>等の大学支援組織は、学士課程教育の質的転換に大きな役割を果たすことが求められている。上記（イ）、（ウ）のファカルティ・ディベロップマーや教育課程の専門スタッフの養成・研修などのほか、例えば以下のような取組が期待される。

(ア) 大学情報の積極的発信について、一年間の成果を比較可能な形で情報発信する「アニュアル・レポート（年次報告書）<sup>(8)</sup>」として自己点検・評価の公表や活用を行うとともに、大学教育の質保証のための新法人において認証評価機関や大学団体等が参画した自律性の高い主体を設けて、平成26年度から本格的に運営する「大学ポートレート（仮称）<sup>(8)</sup>」の積極的な活用を促進する。「大学ポートレート（仮称）」の重要な役割の一つは、それぞれの大学がその機能や特色に応じてどのような教育に取り組み、成果を上げているかについて、数値以外を含む情報を提供することにより、社会において従来の偏差値等に偏したランキングとは異なる実態に即した大学像の共有を図ることにある。

(イ) アセスメント・テスト（学修到達度調査）、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織（コンソーシアム）、学協会等において速やかに、かつ多角的に研究・開発を推進する。

(ウ) 学士課程管申を踏まえた文部科学省の依頼により、日本学術会議は平成22年8月に「大学教育の分野別質保証の在り方について」を回答した。同回答の中で提言された「分野別の教育課程編成上の参照基準」については、現在、日本学術会議において言語・文学や経営学、法学等の分野で審議が進んでおり、それらは、各専門分野の学修における知識の習得や能力の育成について指針を明確に整理した画期的なものとなっている。これらは、各大学における改革サイクルの確立に際して重要な参考になるものと考えられ、日本学術会議には引き続き他の分野についての審議の促進を期待したい。文部科学省はその旨を日本

\*1 ここでは、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、「大学連携型」とされた独立行政法人を指す。大学入試センターと大学評価・学位授与機構を統合するとともに、廃止される国立大学財務・経営センターの業務を承継し、平成26年10月を目指し、創設することとされている「大学教育の質保証のための新法人」のほか、日本学術振興会、日本学生支援機構が該当する。

学術会議に依頼するとともに、各大学や認証評価機関におけるその活用を促す。

- (エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部保証<sup>(8)</sup>を重視する動き<sup>1)</sup>を踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である(別添3参照)。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインタナショナルな多様なネットワークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

#### (文部科学省等)

文部科学省等には、大学の主体的な取組を支える観点から、以下のような取組が求められる。

- (ア) 大学教育の質的転換、研究力や地域の拠点としての機能の強化等を図るため、高等教育に対する公財政措置や税制改正等により企業等からの大学への支援を促す仕組みの充実を図る。
- (イ) 各大学における全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立を促進するため、教学に関する制度の見直しを図るとともに、基礎的経費や国公立大学を通じた補助金等の配分に当たっては、例えば、組織的・体系的な教育プログラムの確立など、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保をはじめ教学上の改革サイクルの確立への取組状況を参考資料の一つとする。
- その際、TA等の教育サポートスタッフの充実、学生の主体的な学修のペースとなる図書館の機能強化、ICT<sup>2)</sup>を活用した双方向型の授業・自修支援や教学システムの整備など、学修環境整備への支援も運動させながら充実する。
- (ウ) 各大学における教学システムの確立に不可欠なファカルティ・ディベロップ

一、あるいは入学者選抜や教学に関わるデータ分析、テスト理論や学修評価等の知見を有する専門スタッフの養成や確保・活用のために、拠点形成や大学間の連携の在り方等に関する調査研究を行う。なお、これと並行して、体系的FDの受講と大学設置基準第14条(教授の資格)<sup>1)</sup>に定める「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」の関係の整理について検討を行う。

- (エ) 学生に対する経済的支援については、奨学事業等<sup>2)</sup>の強化や、いわゆるワーク・スタディ<sup>(8)</sup>の促進、企業や個人からの寄附などを促すための税制改正等を含め、更にその充実を図る。

- (オ) 大学の教育課程を能力に着目して捉えることを前提に、授業科目に着目した現在の各種国家資格等に係る教育課程指定の在り方について、文部科学省として研究を速やかに進める。また、学士課程教育に求められている専門職業人養成においても、専門的知識の修得にとどまらず、批判的、合理的な思考力など、必要な能力についてその重要性を踏まえ制度の検討を進めるとともに、そのような能力の育成に向けた各大学の取組を促す。なお、専門職業人養成のいくつかの分野において進められている分野別到達目標や分野別第三者評価の策定などの分野別保証の取組<sup>3)</sup>を支援する。

- (カ) 学生の思考を引き出す教科書等の教材や教育方法の開発・研究など、教育に関する特色ある自発的な取組に対しても支援を行う。

- (キ) 「大学教育改革地域フォーラム」のような学生との熟議や直接的な議論の場を継続し、学士課程教育が学位授与の方針に基づいた体系的で組織的なプログラム

\*1 大学設置基準(文部科学省令第28号)(抄)

第14条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- 六 専攻分野については、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
- \*2 従来の奨学金事業や授業料減免に加え、東日本大震災被災者を対象とした就学支援を含む。
- \*3 医療系人材養成、獣医師養成、技術者養成の分野においてこのような取組が進められているほか、教員養成の分野では、教員養成評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムの取組等が進められている。

\*1 大学基準協会では平成29年度実施分から、大学評価・学位授与機構、日本高等教育評価機構では平成24年度実施分から、内部保証の評価を導入している。(大学基準協会：http://www.juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/e-standard/university/u-standard.pdf)(大学評価・学位授与機構：http://www.niad.ac.jp/n\_hyouka/daiiku/\_jcsfiles/afiel/dfi1e/2011/06/28/no6\_1.1\_daiyokukijun24.pdf)(日本高等教育評価機構：http://www.jiheee.or.jp/download/02\_24jissaitanko.pdf)

\*2 " information and communication technology" の略。情報通信技術。

ラムであるべきことの認識の共有を図るとともに、大学に対しては学生の意見を全学的な教学マネジメントの確立のために有効に活用するよう促す。

#### (地域社会・企業等)

地域社会や企業等には、大学と連携しつつ、以下のような取組が期待される。

(ア) 学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではなく、サービスタウン・インターンシップ、社会体験活動や留学経験等は、学生の学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ。特にインターンシップは、学生が自らの専攻や将来希望する職業に関連した職場で業務を体験することを通じ、専門知識の有用性や職業自体について具体的に理解し、労働への意欲・態度を高めるとともに、自己適性や志向に照らし連路を考える機会として活用することが求められる。したがって、地域社会や企業等と大学は、プログラムとしての学士課程教育の質的向上のための、地域・企業参画型の新たな連携・協力に取り組むことが重要である。あわせて、学生に対する経済的支援の充実のための連携協力を進めることを望みたい。

(イ) 知識基盤社会にあって、大学は、個人が生涯にわたって知的な基礎に裏付けられた豊かな教養や知識、技術、技能を主体的に学修する機会を提供し、その地域に即したイノベーションの創出をリードする地域社会の核である。地方自治体や地域社会は、地域の大学と連携し、その知的資源を積極的に活用することが期待される。その際、放送大学等の通信教育の利活用も重要である。地方自治体が、それぞれの教育や地域の振興に関する計画等において大学との連携を明確に位置付け、これらの取組を積極的に推進することが有効と考えられる。

(ウ) 学生が十分な学修時間を確保し、主体的に学修する力を確実に身につけるために、企業には、大学における学修を尊重する立場から、大学側との協議によって採用活動の開始時期を更に見直すなど、就職活動の早期化・長期化の是正を図ることが求められる。具体的には、採用に関する広報活動の開始時期は卒業前年度の3月以降、選考活動は卒業前年度の成績を適切に評価できる時期以降（卒業年度の夏季休暇以降）とすること<sup>\*1</sup>が求められる。このことは質の高い人材を得るということにつながるため、長期的には企業にとっても有益であ

る。  
また、就職活動の際、企業は、学生が大学において身に付けた汎用的能力や専門的知識を積極的に問うことよって、学生の学修への動機付けを高めることが望まれる。同時に、大学は学生の学修成果の評価を厳格に行うことよって、企業においてそれが適正に評価されるようにすることが重要である。

#### ② 本審議会において速やかに審議を開始する事項

本審議会は、上記改革の進捗状況についてフォローアップと分析を行い、改革の着実な実施と更なる改善のために必要な提案を随時行っていくこととしている。

本審議会において、制度や枠組みの見直しを含めて多面的に審議を深める必要があり、速やかに議論を開始する事項は以下のとおりである。本審議会は、下記の事項について一年程度の審議を経て基本的な考え方をまとめる方向で積極的に審議を進めることとしている。各大学においては、このような審議を先取りして、むしろ新しいモデルを示すような主体的かつ前向きな取組を期待したい。

(ア) 前述のとおり、現在、高等学校教育と高等教育の接続や連携は必ずしも円滑とは言えない。高等学校教育、大学入学者選抜、高等教育は相互に関連し合っており、どれか一つにのみ課題があると捉えたり、特定の部分についてののみ改善を加えようとしたりすることは、問題は解決しない。これからの社会を担う生徒・学生に必要な能力を育成するという観点から、高等学校教育、大学入学者選抜、高等教育という三局面の連携と役割分担を見直し、高等学校教育の質保証、大学入学者選抜の改善、高等教育の質的転換を、高等学校と大学のそれぞれが責任を持ちつつ、連携しながら同時に進めることが必要である。

高等学校において知識・技能の確実な習得とともに、言語活動、探究活動や社会体験活動等を通して批判的・合理的な思考力や学習意欲、倫理的・社会的能力、チームで行動できる力を育成し、大学において専門分野の学修を通じてこれらの汎用的能力を更に伸ばすためには、

- ① 高等学校から大学への移行において、単に知識を再生する力だけではなく、広く汎用的な能力を問うとともに、
- ② 大学における学修成果を各大学や分野の特性に応じて可視化することが重要であると考える。

このため、国内外の様々な教育の質保証のための仕組みや構想、下記（イ）の検討状況等を踏まえ、高等学校教育、大学入学者選抜、高等教育という三局面の改善を総合的にどのように結びつけ、具体化するかについて、本審議会に新たに特別な審議の場を設置して、大学や高等学校の関係者、受験生や保護者、

\*1 「平成24年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職に関する要請」（平成23年3月17日就職問題懇談会座長名要請文書）（[http://www.next.go.jp/a\\_menu/koutou/gakuseishie/n/1311996.htm](http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishie/n/1311996.htm)）

地域や企業の関係者などと広く国民的な対話・議論を行いつつ、審議を行うこととしたい。

(イ) 我が国の大学において、「プログラムとしての学士課程教育」という概念が定着していない理由の一つには、平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において、「現在、大学は学部・学科や研究科といった組織に着目した整理がなされている。今後は、教育の充実の観点から、学部・大学院を通じて、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程（プログラム）中心の考え方に再整理していく必要がある」と指摘されているとおり、現行の学校教育法第9章に定める大学制度が学部・学科、研究科といった組織に着目して構成されていることがある。大学の教育研究上の基本組織として学部が位置付けられている現行の大学制度は長い経緯を有し制度として定着しているが、今後、学生の流動性の向上など高等教育全体の柔構造化の視点も踏まえ、その在り方について更に審議を深めることが必要であろう。

(ウ) (イ) の観点も踏まえ、大学改革を推進し、大学が社会をリードする役割を一層果たしていくために、多様で多目的な大学マネジメントの本質にふさわしいガバナンスの在り方や財政基盤の確立について議論を進める。

(エ) 社会経済構造の変化の中でその重要性が増し、高等教育の機会均等、教養教育や職業教育、地域の生涯学習の拠点といった役割を果たしている短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方を検討することとしたい。

なお、1. で述べたとおり本答申は、学士課程教育の質的転換に焦点を当てたものである。上記の速やかに審議すべき事項以外にも、社会人の学び直しの場や地域社会の核としての大学の役割を果たすための課題・論点や職業教育、教育費負担の在り方、国際化の拠点となる大学の形成や海外の大学との国際的な教育連携強化の更なる推進方策など、議論すべき事項は多い。これらの諸課題についても、速やかに審議すべき事項との関連も踏まえつつ、順次、検討を進めることとしたい。

## （別紙）これまでの審議経過

### 1 中央教育審議会への諮問

○ 平成20年7月に政府によって閣議決定された「教育振興基本計画」は、大学に関し、平成20年度からの5年間で、特に重点的に取り組む事項として、教育力の強化と質保証、卓越した教育研究拠点の形成と国際化の推進等の施策を示すとともに、この「5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」としている。

○ このことを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な高等教育の在り方について」がなされ、大学分科会において、その具体的な検討が付託されたことを受けて、9月25日以降審議を進めてきた。

### 2 諮問事項と審議の進め方

○ 諮問の主な内容は、以下の三つからなっている。

① 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について

② グローバル化の進展の中での高等教育の在り方について

③ 人口減少期における我が国の大学の全体像について

加えて、①～③に関連する行政システムの検討を行うこととされている。

### （第4期中央教育審議会における検討）

○ 諮問を受けた第4期大学分科会（任期：平成19年2月～平成21年1月）では、審議事項は多岐にわたるものの、各事項は深く関連しているため、部会等に分割して検討を委ねるのではなく、大学分科会として直接に審議を行った。

なお、審議事項のうち専門的な内容に関しては、大学分科会に置かれた「大学教育の検討に関する作業部会」に計13のワーキンググループ（WG）を設け、各WGが各種の調査・分析・論点整理のための専門的な検討を行い、論点がある程度整理されたものから、随時、大学分科会にフィードバックし、大学分科会を審議の主体とした。

平成21年1月26日まで7回の審議<sup>\*1</sup>を行い、同日付で審議経過<sup>②</sup>を取りまとめた。

\*1 審議経過（p154～155）参照。

\*2 1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方、2 グローバル化の進展の中での高等教育の在り方、3 人口減少期における我が国の大学の全体像について、①現状、②大学分科会における審議、③基本的考え方、④今後の対応について整理し、未着手の事項と併せて、引き継ぎ議論を深める必要性を示した。

### （第5期中央教育審議会における検討）

○ 平成21年2月に発足した第5期大学分科会では、第4期と同じく、大学分科会が主導的に検討を行うことを基本とした上で、審議の機動性を高め、議論の内容を深化させるため、五つの部会と二つの委員会を設置するとともに、部会の下に複数のワーキンググループ（WG）を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、調査・分析・論点整理を行った。

○ 多岐にわたる審議事項について、段階的に論点を整理しており、そうした審議経過の概要を随時取りまとめてきた。

・平成21年6月「第1次報告」<sup>\*1</sup>

・ " 8月「第2次報告」<sup>\*2</sup>

・平成22年1月「第3次報告」<sup>\*3</sup>

・ " 6月「第4次報告」<sup>\*4</sup>

これらの4回の報告は、各種審議事項に関し、

①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、

②一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、

③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、

など多様な内容を含んでいる。そのうち大学設置基準等の改正に関し、具体的な提言に至ったものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

・平成21年10月：地域の医師確保等に早急に対応するため、医学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備することを目的として、大学設置基準等の改正を答申。

・平成22年2月：社会的・職業的自立に関する指導等の規定を整備するため、大

\*1 公的な質保証システムに関する論点整理。グローバル化の進展に関する論点整理。大学の量的規模の検討の論点整理。大学の適正規模を踏まえた自主的な組織の見直しの支援の提言。大学教育・学生支援の共同利用拠点制度の創設の提言。

\*2 公的な質保証システムに関し、設置基準・設置認可審査・認証評価に関する経緯と課題の整理。また、大学院教育の美質化に関する課題整理。学生の経済的支援の提言。

\*3 「社会的・職業的自立に関する指導等」の設置基準の改正。教育情報の公表のガイドライン案の作成。大学に関する大学の取組の検証開始。海外大学とのダブル・ディグリー等のガイドライン案の作成。

\*4 公的な質保証システム（設置基準、設置認可、認証評価）を整備。教育情報として公表すべき最低限の事項を明確化した教育プログラムの整備。大学間連携を通じた地域ニーズに応じた人材養成、学修成果の評価・活用。海外大学とのダブル・ディグリー等による教育連携促進の運用上のガイドラインを整備。アジア地域経済の一体的発展を踏まえた人材育成。従来の大学院振興施策についての成果や課題の検証実施、及び第2次大学院教育振興施策要綱（仮称）を視野に入れた今後の新たな施策の検討開始。国公私立大学の機能と役割の整理。私立大学の健全な発展のための対応を整理。大学の機能別分化を踏まえた施策の充実、各大学の特色を踏まえた評価の検討。

学設置基準等の改正を答申。

- ・平成22年2月：法科大学院における法学未修者の学修の充実に係る専門職大学院設置基準の改正と、認証評価の評価項目の追加等のための文部科学省令の改正を答申。
- ・平成22年5月：教育情報の公表の促進のため大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年6月：国際連合大学が大学院の課程を開設することを受けて、我が国の大学院入学資格との接続や、大学院との単位互換を可能とする大学院設置基準等の改正を答申。

○ また、大学院教育に関しては、平成17年9月の「新時代の大学院教育」後の状況を踏まえた検討を行い、その結果を平成23年1月に「グローバル化社会の大学院教育」として取りまとめた。

○ このほかにも、審議を通じて具体的な提言に至ったものについては、制度改正や予算措置等を講じた。

- ・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について<sup>\*1</sup>を取りまとめ、これまでの検討も踏まえつつ、引き続き各界の意見も踏まえて検討を行うこととした。

(第6期中央教育審議会における検討)

○ 平成23年2月に発足した第6期大学分科会では、これまでの審議を踏まえ、特に以下の観点に重点を置いて審議を行うことについて、文部科学省より要請があった。

- ① 教育の質の保証・向上の推進方策について
- ② 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策について
- ③ 大学の組織・経営基盤の強化について

このため、二つの部会と二つの委員会を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、今日まで調査・分析・論点整理を行ってきた。

○ その間、大学設置基準等の改正に関し、大学を取り巻く状況等に速やかに対応す

\*1 部会では43回、ワーキングでは45回審議を行った。(審議経過 (p.155～160,163～166) 参照)

\*2 公的な質保証システム(設置基準、設置認可審査、認証評価)の改善。グローバル化への対応(海外大学とのダブル・ディグリーを推進するガイドラインの公表など)。大学の活動に関する情報の公表(大学が公表すべき教育情報の明確化など)。設置形態、機能別分化と大学間連携の促進。教育研究機能の充実のための取組・経営の基盤強化(大学財政の重要性和今後の改善)。また、更に検討すべき課題として、体系的・一貫性のある学位プログラムの確立、各大学の教育研究の状況の可視化、機能別評価の導入、大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化などを論点整理。

るため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

- ・平成24年1月：課程を通じて一貫した体系的なプログラムを持った博士課程教育を構築すること等により大学院教育の質を高めるため、大学院設置基準等の改正を答申。
- ・平成24年3月：空地及び運動場に係る要件を弾力化するため、大学設置基準等の改正を答申。

○ また、同年8月24日には、機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策を中心に、「中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について<sup>\*1</sup>」を取りまとめた。

○ 学士課程教育に関しては、大学教育部会において11回にわたって審議<sup>\*2</sup>し、平成24年3月26日に、学士課程教育の質的転換への好循環の第一歩(始点)として、まず「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保による学生の主体的な学びの確立」に取組む必要があるということを中心に「審議まとめ<sup>\*3</sup>」を取りまとめ、公表した。

\*1 我が国の大学改革として急がれる課題として、①大学教育を通じて共通基盤の確立(学士課程における学生受入れ/教育課程の編成/学位授与の方針の明確化、大学院教育の充実化)、②機能別分化の進展への対応、③これらのための、学内ガバナンス強化を挙げ、議論の進め方を整理。また、機能別分化の進展に対応した取組への財政支援、大学の教育活動の可視化大学を支援する団体の役割の充実など当面の支援策を取りまとめた。

\*2 審議経過 (p.160～162) 参照。

\*3 「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」平成24年3月26日中央教育審議会大学分科会大学教育部会審議まとめ ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyod4/hodokoku/1319183.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyod4/hodokoku/1319183.htm))

## 各学校段階の学びに関する制度

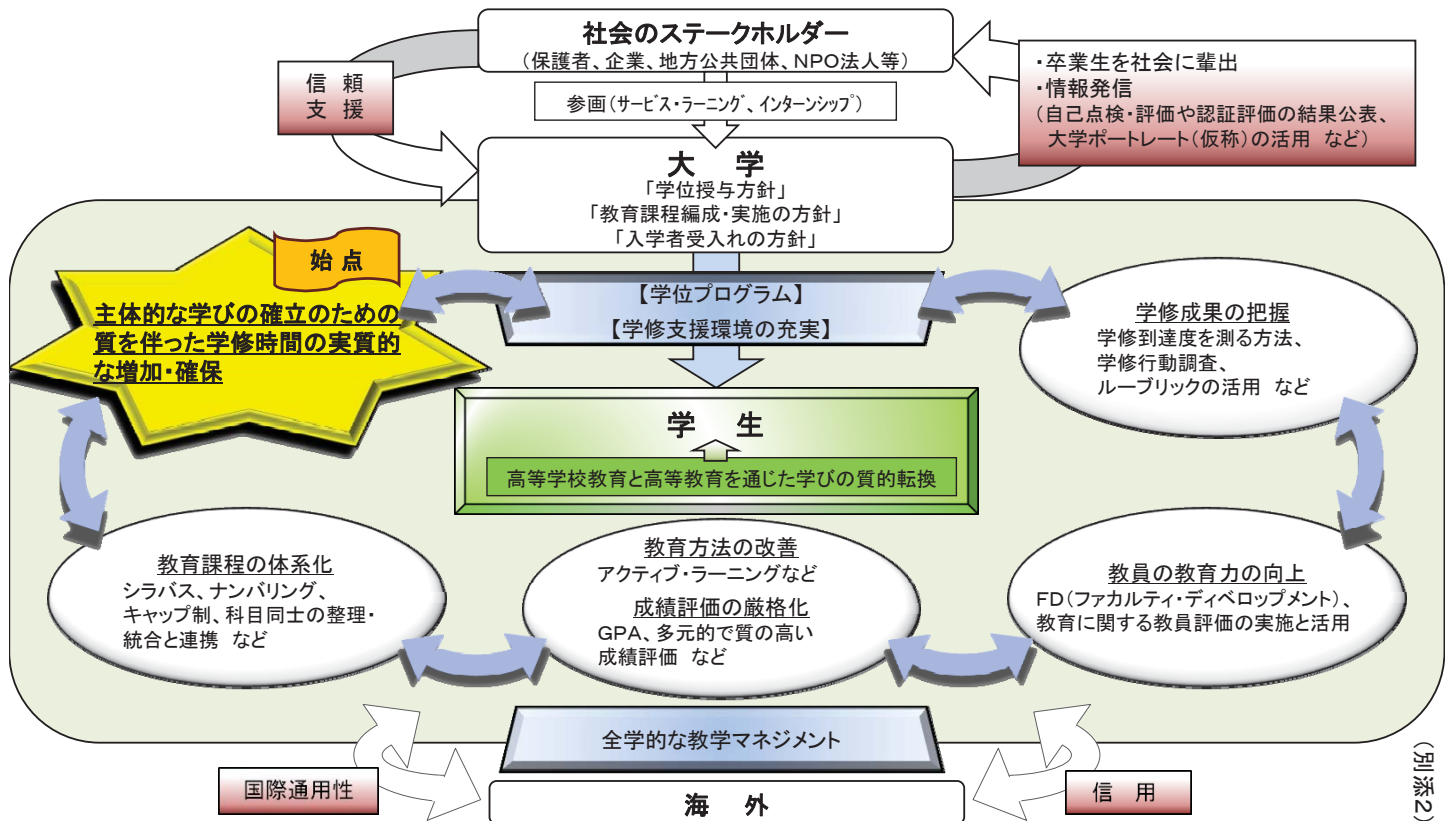
学校段階	幼稚園・保育所等	義務教育	高校教育	高等教育
授業内容・時間に関する制度	<p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育については「ねらい」と「内容」が幼稚園教育要領に定められているが、授業時間は定められていない。</li> <li>幼稚園教育要領の趣旨は、保育所保育指針などにより保育所や子ども園においても踏まえられている。</li> </ul>	<p>[小学校][中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容・授業時間は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 小1 850コマ×45分 = 638時間</li> <li>小6 980コマ×45分 = 735時間</li> <li>中2 1,015コマ×50分 = 846時間</li> <li>授業時数制 各教科ごとに授業時数が法令で規定されている。</li> </ul>	<p>[高等学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容、卒業に必要な単位数、必修修教科・科目等は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 標準単位数時間 35週×30単位数時間×50分 = 875時間</li> <li>単位制 単位に算入するのは、授業時数のみ。予習・復習などは単位数に含まれていない。</li> </ul>	<p>[大学・短期大学]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学修内容については法令で規定されていない。</li> <li>卒業に必要な単位数等は、大学設置基準等で規定。</li> <li>1単位は45時間の学修を要する内容で構成。</li> <li>(例) 31単位×45時間=1,395時間 (※31単位×15時間= 465時間)</li> <li>単位制 事前の準備や授業の受講、事後の展開という学修の過程に要する時間が単位に算入。</li> </ul>

教育基本法の規定	各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的(教基法5Ⅱ)	高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、成果を広く社会に提供することで、社会の発展に寄与する(教基法7Ⅰ)		
身につけるべき能力	生涯にわたり、学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を高め、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。(学教法30Ⅱ)	「士力」①知識・理解 ②汎用的技能 ③態度・志向性 ④総合的な学修経験と創造的思考力 (H20中教審答申)		
学校段階ごとの教育の目的と目標	<p>【目的】</p> <p>幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する(学教法22)</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>健康、安全で幸福な生活に必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る</li> <li>集団生活に参加する態度を養い、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、協同の精神と規範意識の芽生えを養う</li> <li>身近な社会生活、生命及び自然への興味、それらへの理解と態度、思考力の芽生えを養う</li> <li>言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う</li> <li>豊かな感性と表現力の芽生えを養う(学教法23)</li> </ol>	<p>【目的】</p> <p>小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す(学教法29)</p> <p>中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す(学教法45)</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度</li> <li>生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度</li> <li>他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度(学教法21)</li> </ol>	<p>【目的】</p> <p>高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す(学教法50)</p> <p>【目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>豊かな人間性、創造性、健全な身体を養い、国家、社会の形成者として必要な資質を養う</li> <li>社会で果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる</li> <li>個性の確立に努め、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う(学教法51)</li> </ol>	<p>【目的】</p> <p>大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる。大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する(学教法83)</p>

(別添1)

## 学士課程教育の質的転換への好循環の確立

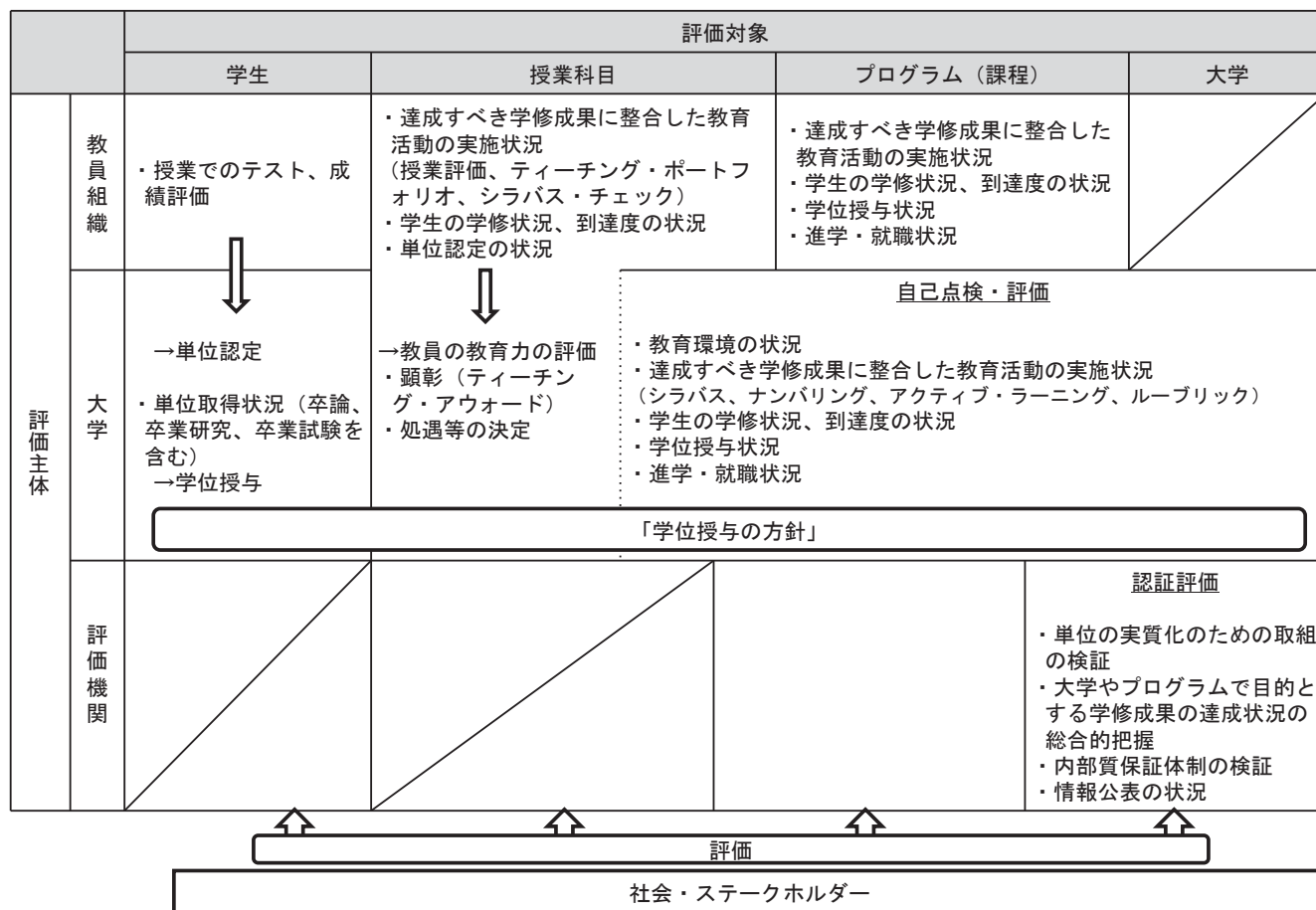
- ・次代を生きる若者や学生に、生涯学び続ける力、主体的に考える力、未知の時代を切り拓く力を育成する、未来を形づくり、社会をリードする大学へ
- ・そのために、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、知識の伝達・注入を中心とした授業から、主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修を中心とした、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育へと質的に転換



(別添2)



# 学修成果を重視した評価について



(別添3)

# 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な 向上方策について（答申）の概要

## 現状と課題

- ◆グローバル化など社会の急速な進展の中で人材育成像が変化しており、21世紀を生き抜くための力を育成するため、思考力・判断力・表現力等の育成など新たな学びに対応した指導力を身に付けることが必要
- ◆学校現場における諸課題の高度化・複雑化により、初任段階の教員が困難を抱えており、養成段階における実践的指導力の育成強化が必要

## 改革の方向性

教育委員会と大学との連携・協働による教職生活の全体を通じた一体的な改革、新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員を支援する仕組みの構築（「**学び続ける教員像**」の確立）が必要

**教員養成の改革の方向性**：教員養成を修士レベル化し、高度専門職業人として位置付け

**教員免許制度の改革の方向性**：

「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」、「専門免許状(仮称)」の創設

- 一般免許状(仮称)：探究力、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力等を保証する、標準的な免許状。学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準。
- 基礎免許状(仮称)：教職に関する基礎的な知識・技能を保証。学士課程修了レベル。
- 専門免許状(仮称)：特定分野に関し高い専門性を証明。(分野は、学校経営、生徒指導、教科指導 等)

※「基礎免許状(仮称)」取得者が「一般免許状(仮称)」を取得する段階は、(i)採用前に取得、(ii)採用後の初任者研修と連携した修士レベルの課程の修了により取得、(iii)採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により取得を想定

- ◆多様な人材の登用の促進
- ◆授業料減免や奨学金の活用等による学生の経済的負担の軽減について留意
- ◆教員免許更新制については、詳細な制度設計の際に更に検討
- ◆詳細な制度設計の際は、幼稚園教諭等、学校種や職種の特性に配慮するとともに、国公私の設置形態に留意

## 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働等、段階的に取組を推進。主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込む。

### 養成段階

(学部レベル)

- ◆学校現場での体験機会の充実等によるカリキュラムの改善、いじめ等の生徒指導に係る実践力の向上
- ◆課程認定の厳格化等質保証の改革

(修士レベル)

- ◆教職大学院制度を発展・拡充し、全ての都道府県に設置を推進  
(現状:25大学(20都道府県)815人)
- ◆いじめ等の生徒指導に係る事例やノウハウの集積等、教育研究の充実
- ◆大学院設置基準の大括り化等
- ◆専修免許状の在り方の見直し  
(一定の実践的科目の必修化推進等)
- ◆学習科学等実践的な教育学研究の推進
- ◆柔軟かつ多様な大学間連携の推進

### 採用段階

- ◆大学での学習状況の評価の反映等選考方法の一層の改善

### 初任段階

- ◆教育委員会と大学との連携・協働による初任段階の研修の高度化
- ◆初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みの構築

教育委員会・学校と大学の連携・協働

### 多様な人材の登用

- ◆社会人、理数系、英語力のある人材等多様な人材が教職を志す仕組みの検討

### 現職段階及び管理職の段階

(現職段階)

- ◆教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化の推進

(管理職段階)

- ◆マネジメント力を有する管理職の職能開発のシステム化の推進

### グローバル化への対応

- ◆教員を志望する学生の海外留学を促進

### 特別支援教育の専門性向上

- ◆免許法認定講習の受講促進等の取組により、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

### 学校が魅力ある職場となるための支援、改善を進める上での留意事項

- ◆教員に優れた人材が得られるよう、教員給与等の処遇の在り方の検討や教職員配置など教育条件を整備
- ◆先導的な取組を支援するための事業の実施、大学院への派遣の促進や初任者研修をはじめとした教員研修のより一層効果的な取組を推進するための研修等定数の改善、効果的な活用等の支援が必要

教職生活の全体を通じた  
教員の資質能力の総合的な向上方策について

(答申)

【抜粋】

平成24年8月28日

中央教育審議会

I. 現状と課題

- グローバル化や情報化、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化・複雑化する諸課題への対応が必要となっており、学校教育において、求められる人材育成像の変化への対応が必要である。
- これに伴い、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要がある。これらは、様々な言語活動や協働的な学習活動等を通じて効果的に育まれることに留意する必要がある。
- 今後は、このような新たな学びを支える教員の養成と、学び続ける教員像の確立が求められている。
- 一方、いじめ・暴力行為・不登校等への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用など、諸課題への対応も必要となっている。
- これらを踏まえ、教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要がある。

1. これからの社会と学校に期待される役割

- グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する諸課題への対応が必要となっており、多様なベクトルが同時に存在・交錯する、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しつつある。
- こうした中で、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて、知識を活用し、付加価値を生み、イノベーションや新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち、個人や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題解決を行う人材が求められている。
- これに伴い、21世紀を生き抜くための力を育成するため、これからの学校は、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成や学習意欲の向上、多様な人間関係を結んでいく力の育成等を重視する必要がある。これらは、様々な言語活動や協働的な学習活動を通じて効果的に育まれることに留意する必要がある。さらに、地域社会と一体となった子どもたちの育成を重視する必要がある。地域社会の様々な機関等との連携の強化が不可欠である。
- また、学校現場では、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用の要請をはじめ、複

種かつ多様な課題に対応することが求められている。加えて、社会全体の高学歴化が進行する中で教員の社会的地位の向上を図ることの必要性も指摘されている。

○ このため、教員がこうした課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるとともに、マネジメント力を有する校長のリーダーシップの下、地域の力を活用しながら、チームとして組織的かつ効果的な対応を行う必要がある。

○ もとより、教員の自己研鑽の意欲は高いものがあり、日本の授業研究の伝統は諸外国からも注目され、こうした自主的な資質能力向上の取組がこれまで日本の教育の発展を支えてきたとの指摘もある。今後、学校を取り巻く状況が大きく変化していく中で、そうした様々な校内・校外の自主的な活動を一層活性化し、教職員がチームとして力を発揮していけるような環境の整備、教育委員会等による支援も必要である。

## 2. これからの教員に求められる資質能力

○ これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るためには、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が必要である。

○ また、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である（「学び続ける教員像」の確立）。

○ 上記を踏まえると、これからの教員に求められる資質能力は以下のように整理される。これらは、それぞれ独立して存在するのではなく、省察する中で相互に関連し合いながら形成されることに留意する必要がある。

(i) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)

(ii) 専門職としての高度な知識・技能

・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)

・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)

・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力  
(iii) 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

## 3. 取り組むべき課題

○ 今後、このような資質能力を有する、新たな学びを支える教員を養成するとともに、「学び続ける教員像」の確立が必要である。

○ 特に、教科や教職に関する高度な専門的知識や、新たな学びを展開できる実践的指導力を育成するためには、教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化が必要である。

○ 他方、初任者が実践的指導力やコミュニケーション力、チームで対応する力など教員としての基礎的な力を十分に身に付けていないことなどが指摘されている。こうしたことから、教員養成段階において、教科指導、生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践できる力を育成するなど何らかの対応が求められている。特に、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻な状況にあり、陰湿ないじめなど、教員から見えにくい事案についても子どもたちの兆候を見逃さず、課題を早期に把握し、警察等の関係機関と連携するなどして的確に対応できる指導力を養うとともに、教職員全体でチームとして取り組めるよう、こうした力を十分に培う必要がある。

○ さらに、教員は、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で知識・技能が陳腐化しないよう絶えざる刷新が必要であり、「学び続ける教員像」を確立する必要がある。このような教員の姿は、子どもたちの模範ともなる。

○ 大学での養成と教育委員会による研修は分断されており、教員が大学卒業後も学びを継続する体制が不十分である。このため、教員が教職生活全体にわたって学びを継続する意欲を持ち続けるための仕組みを構築する必要がある。

○ 加えて、自らの実践を理論に基づき振り返ることは資質能力の向上に有効であるが、現職研修において大学と連携したこのような取組は十分でない。

○ また、教員採用選考において、養成段階における学習成果の活用など、大学との連携が不十分である。

## II. 改革の方向性

- 優れた教員の養成、研修や確保は、大学や学校の中だけで行うのではなく、学校支援に関わる関係者をはじめとすると広く社会全体の力を結集して取り組んでいくことも必要である。
- 以上のことを踏まえ、教育委員会と大学との連携・協働により、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための一体的な改革を行う必要がある。

○ 教員になる前の教育は大学、教員になった後の研修は教育委員会という、断絶した役割分担から脱却し、教育委員会と大学との連携・協働により教職生活全体を通じて一体的な改革、学び続ける教員を支援する仕組みを構築する必要がある。

- 教職生活全体を通じて一体的な改革、学び続ける教員を支援する仕組みづくりを進める際の視点は以下のとおりである。
  - ・ 教員としての専門性の基盤となる資質能力を確実に身に付けさせるため、教育委員会と大学との連携・協働により、教員養成の高度化・実質化を推進する。
  - ・ 学び続ける教員を支援するため、大学の知を活用した現職研修の充実を図るとともに、生涯にわたり教員の資質能力向上を可視化する仕組みを構築する。
  - ・ 教員に多様な人材を求めるため、様々な分野から適性のある優秀な人材の参入を促進する仕組みを工夫する。
  - ・ 教員免許状が真に教員を志望する者に授与されるような仕組みを検討する。
  - ・ 教育委員会と大学との連携・協働を進めるに当たっては、地域の国公立大学のコンソーシアムの活用などによる幅広い連携・協働体制の構築の視点にも留意する。
- この場合、「大学における教員養成」及び「開放制の教員養成」の原則については、今回の改革でも基本的に尊重するものとし、国公立の設置形態を問わず、幅広い大学が参画することを前提とすることに留意する必要がある。しかし、これは、安易に教員養成の場を拡充したり、希望すれば誰もが教員免許状を容易に取得できるといった開放制に対する誤った認識を是認するものではない。

### 1. 教員養成の改革の方向性

- 教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける。
- 今後、詳細な制度設計に際し、支援措置、学校種、設置形態等に留意する。
- 上記のような現状と課題がある中で、教職大学院は教育委員会・学校と大学との連携・協働の中で、今後の教員養成のモデルとなるべき実践例を示しつつある。  
学部から直接大学院に進む学生(以下「学部新卒学生」という。)の場合、学部4年間で基礎的な素養を学んだ者が、大学院において学校現場での実習を組み込みつつ、理論と実践の往還の中更に2年間の学びを行うことで、学校経営の視点を持ちつつ、自分の実践に自信を持つことができ、修了後不安なく学校現場に入っていくという声が多い。

現職のまま大学院で学ぶ教員(以下「現職教員学生」という。)の場合、教職大学

院では、大学教員による実践を踏まえた理論的な指導の下、他校種の教員や社会人、学部新卒生という様々な経歴を持つ者が集まり、従前の研修では得られなかった刺激を受けるといふ声が聞かれる。また、これまで経験と勘に基づきがちであった実践を理論的に省察する機会が得られ、改めてこれまでの実践を整理し、理論化して後進に引き継いでいける自信を持ち、修了後は校内研修の企画担当や指導主事等として学校や教育委員会の中心的な役割を果たしているという評価が多く聞かれる。

○ また、一部の教職大学院については、学校を大学院の実習・学修の拠点とする方式により、校内研修と大学院での学びを高度に組み合わせて現場での課題の解決に当たった試みを行い、成果を上げていく。これは、拠点となる連携協力校での具体的課題の解決を題材として、当該校の現職教員が勤務を継続しながら、大学院での学びを行うことを基本としている。加えて、大学教員が連携協力校を定期的に訪問し、連携協力校における学校全体、更には近隣の学校の教員も含めて、研修を一体的に行いながら、併せて学部新卒生も連携協力校において学校での授業研究や指導の改善のメカニズムを学ぶという方式が採られており、こうした取組も十分に参考とすべきである。

○ 教職大学院では、このように現職教員学生と学部新卒生が共に学び、時には現職教員学生が学部新卒生のメンターとしての役割を果たすなど、互いに刺激を受けるといふ効果も見られる。

○ 教職大学院における取組は、なお改革すべき点もあるものの、高度専門職としての教員の育成システムを確立する上でのモデルを提供していることは疑いのないところである。こうした状況を考えると、学部を中心とした教員養成の上には、学校での実践と任命権者による研修で実践的な指導力を身に付けるといった、従来の方法を超えて、大学院レベルで大学と教育委員会が連携・協働しながら理論と実践の往還により教員養成を行う方策を検討する必要がある。

○ 今後、こうした改革のモデルも参考としながら、以下のような観点から修士レベルでの学びを教職生活全体の中に組み込んでいくことが、時代の変化に対応した教員の資質能力向上において望ましいと考えられる。

○ いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用の要請をはじめ学校現場における課題が高度化・複雑化しており、初任段階の教員がこれらの課題などに十分対応できず困難を抱えていることが指摘されている。このため、初任の段階で教科指導、生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践でき、チームで課題に対応できる力を育成すること

が求められている。

○ これまで教員の力を育んできた学校の機能が、教員の大量退職や学校の小規模化、学校現場の多忙化などにより弱まっているとの指摘もあり、上記の職務を的確に実践できる力の育成を学校現場だけに依存することが困難になってきている。教職大学院は、こうしたことへの一つの解決策としても有効性が示されている。

○ 社会の変化も激しく、変化に対応できる視野の広さと高度の専門性を持ち続けるため、大学における知見を活用した、学び続けるための新たな仕組みを構築する必要がある。

○ グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に伴う、求められる人材像、学校教育に求められる役割や内容の変化を踏まえ、授業の実施方法を含む教育のスタイル自体を変えていくことが求められている。基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えてこれらを活用して課題の解決を図る力など学習指導要領においてねらいとされている力を育成するためには、「I. 現状と課題」で述べたような新たな学びに対応した新たな授業スタイルや教育方法が開発され、学生や現職教員にしっかりと伝えられていくことが必要である。

○ また、こうした新たな学びは、子ども自身が自らの主体的な関心に基づいて課題を探究していく学習が核となって実現するものである。

○ そのような学習形態を前提とすると、教員養成については、学部における能動的な学修等により、基礎的・基本的な知識・技能や汎用的能力を身に付けた上で、大学院レベルで自ら課題を設定し、学校現場における実践とその省察を通じて、解決に向けた探究的活動を行うという学びを教員自身が経験した上で、新たな学びを支える指導法を身に付ける必要がある。

○ こうした学びを学部レベルで行えないかとの考えもあるが、学部においては、教養教育と専門分野の基礎・基本を重視した教育が展開されている。教科の専門的知識の不足や、学校現場での体験機会の充実、ICTの活用など新たな分野への対応が指摘される中で、こうした応用的な学びは、量的な面から考えても、また学びの質的な深まりから考えても学部レベルのみで行うことは困難であり、学部教育の改善・充実の上に、大学院レベルで行うことがふさわしいと考えられる。

○ さらに、これからの教育は、どのような教育活動の展開が学習成果に結びつくかという、学習科学等の実証的な教育学の成果に基づいて行われることが望まれるが、

そうした実証的なアプローチについての教育研究を大学院レベルで進めることも必要である。

○ 上記のような大学院レベルの教育研究は、未だ十分に行われていない。今後、教育委員会・学校と大学との連携・協働の中で、こうした理論に裏打ちされた高度かつ効果的な教育実践に係る教育研究が、教職大学院を中心とした修士レベルの課程において深められ、現場における実践との往還の中で検証・刷新され、学生や現職教員に還元されるような仕組みの構築が必要である。

○ 我が国においては、大学進学率の上昇により、高等教育のユニバーサル化の時代となっているが、欧米諸国では、修士号以上の学位取得者が社会のマネジメント層の相当部分を占める状況となつていることに加え、フィンランドやフランスなどでは教員養成を修士レベルで行い、専門性の向上を図る例が見られるところである。今後、グローバル化が急激な勢いで更に進展し、国境を越えた人材の流動性が高まることが予想される中で、我が国の高学歴化も今後更に進展することが見込まれる。

○ 以上を踏まえ、教員の高度専門職業人としての位置付けを確立するため、教員養成を修士レベル化することが必要である。

○ 今後、詳細な制度設計を行う際には、必要な支援措置について考慮するとともに、学校種、職種の特性、国公私の設置形態に留意する必要がある。

## 2. 教員免許制度の改革の方向性

(「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」の創設)

○ 探究力、学び続ける力、教科や教職に関する高度な専門的知識、新たな学びを展開できる実践的指導力、コミュニケーション力を保証する、標準的な免許状である「一般免許状(仮称)」を創設する。また、当面は、教職への使命感と教育的愛情、教科に関する専門的な知識・技能、教職に関する基礎的な知識・技能を保証する「基礎免許状(仮称)」も併せて創設する。

○ 「一般免許状(仮称)」は学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程での学修を標準とし、「基礎免許状(仮称)」は、学士課程修了レベルとする。

(「専門免許状(仮称)」の創設)

○ 特定分野に関し、実践の積み重ねによる更なる探究により、高い専門性を身に付けたことを証明する「専門免許状(仮称)」を創設する(分野は、学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導(教科ごと)、特別支援教育、外国人児童生徒教

育、情報教育等)。

- 多様な人材の登用を促進する。
- 教員免許更新制は、詳細な制度設計の際に更に検討を行うことが必要である。
- 今後、詳細な制度設計を行う際には、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立ち、検討する。また、国公私の設置形態ごとに研修制度等が異なることを踏まえた取組の在り方や必要な支援措置についても考慮する必要がある。

## (1) 「一般免許状(仮称)」、「基礎免許状(仮称)」の創設と「専門免許状(仮称)」の創設

### ① 「一般免許状(仮称)」

○ 探究力、学び続ける力、教科や教職に関する高度な専門的知識、新たな学びを開ける実践的指導力、同僚と協働して困難な課題に対応する力、地域との連携等を円滑に行えるコミュニケーション力を有し、教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力量を保証する、標準的な免許状である「一般免許状(仮称)」を創設する。

○ 「一般免許状(仮称)」は、学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程(教職大学院、修士課程、又はこれらの内容に類する学修プログラム)での学修を標準とする。

○ 修士レベルの課程の修業年限については、大学制度との関係を見据えつつ詳細な制度設計の際に更に検討を行うことが必要である。

○ これらの内容に類する学修プログラムは、①教育委員会と大学との連携・協働により運営するプログラム、②教職特別課程(教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程)の活用、③履修証明プログラムの活用等が考えられる。

○ したがって、修士レベル化を進めるに当たっては、教職大学院、修士課程、これらの内容に類する学修プログラムを含む複教の方策を組み合わせて行うことが考えられる。

○ カリキュラムは、学士課程における内容に加え、授業研究やケーススタディを中心とする実践力及び自己学習力育成プログラムを中心に展開し、具体的には、

- ・ 教職大学院における「学校における実習」を参考に、学校現場での実習をしながら、一定期間ごとに実習での取組を振り返る「理論と実践の往還を重視した探究的実践演習」により、新たな学びを展開できる実践的指導力、チームで課題に対応する力、地域と連携できるコミュニケーション力、教科指導、生徒指導、学

級経営等を的確に実践できる力を身に付ける。

- ・ 「ICTの活用、特別支援教育、国際教育等新たな分野に関する知識・技能」、  
「児童生徒へのカウンセリング・相談技法」など近年の学校現場を取り巻く状況を踏まえた高度な専門性も併せて身に付ける。
  - 修士レベルの養成体制の整備は、教職大学院、教員養成系の修士課程、教員養成系以外の国公立大学の一般の修士課程を対象に今後検討する必要がある。その際、教職大学院、国立教員養成系の修士課程の設置数や入学定員が毎年の教員採用数に比べ、圧倒的に少なく、量的な整備をどのように進めるのか留意する必要がある。また、国公立大学の一般の修士課程についても、カリキュラムや指導体制等大幅な改善が早急に必要と考えられる。
  - なお、初任者研修は、教員養成を修士レベル化することに伴い、法律上の実施義務の在り方等について検討する。
- ### ② 「基礎免許状(仮称)」
- 教職への使命感と教育的愛情を持ち、教科に関する専門的な知識・技能、教職に関する基礎的な知識・技能を保証する「基礎免許状(仮称)」を創設する。
  - 「基礎免許状(仮称)」は、学士課程修了レベルとし、早期に「一般免許状(仮称)」を取得することが期待される。
  - カリキュラムについては、教科や教職に関する専門的知識の修得を中心に展開し、具体的には、
    - ・ 「教職の意義等に関する理解」、学校ボランティアを含む「子どもと教育に関する幅広い体験」により、教員になることの魅力やすばらしさとともに厳しさを感ぜさせる体験を積む。
    - ・ 「教科に関する専門的理解」を十分に付ける。この際、教科の実際に即した内容とするため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を架橋する内容を展開する。
    - ・ 「教職の基礎理論に関する理解」に加え、「生徒指導、教育相談、進路指導」、  
「ICTの活用、特別支援教育等の現代的教職に関する基礎的素養」について学ぶ。
    - ・ 「教育実習」を中心に、教員として実践的指導の基礎となる力を身に付けるとともに、「教職実践演習」で学部における学びを総括する。

### ③ 「専門免許状(仮称)」

- 学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導(教科ごと)、特別支援教育、外国人児童生徒教育、情報教育等特定分野に関し、実践を積み重ね、更なる探究をすることにより、高い専門性を身に付けたことを証明する「専門免許状(仮称)」を創設する。複数分野の取得を可能にする。
  - 一定の経験年数を有する教員等で、大学院レベルでの教育や、国が実施する研修、教育委員会と大学との連携による研修等により取得する。学位取得とはつなげないこととする。
  - 校内研修や近隣の学校との合同研修会等についても、要件を満たせば、取得単位の一部として、認定を可能とすることが考えられる。
  - 学校経営の分野については、管理職への登用条件の一つとすることについて、今後更なる検討が必要である。
- ### (2) 「一般免許状(仮称)」と「基礎免許状(仮称)」との関係
- 「基礎免許状(仮称)」取得者が、「一般免許状(仮称)」を取得する段階について、採用との関係から、3つの類型に整理した。
    - (i) 「一般免許状(仮称)」取得後に教員として採用。
    - (ii) 「基礎免許状(仮称)」を取得し、教員採用直後に初任者研修と連携・融合した修士レベルの課程の修了により「一般免許状(仮称)」を取得。
    - (iii) 「基礎免許状(仮称)」を取得し、教員採用後一定期間のうちに修士レベルの課程等での学修により、「一般免許状(仮称)」を取得。
  - それぞれにメリット、デメリットがあり、地域の実情に応じた、様々な試行の積み重ねが必要である。
- ### (3) 多様な人材の登用
- 様々な段階で社会人等がその専門性を生かしつつ、教員を志せるようにするため、「基礎免許状(仮称)」未取得者を対象とした修士レベルの課程を設け、「一般免許状(仮称)」取得を可能とする。その際、今後、全体として教員養成を修士レベル化し、資質能力の向上を図ることを踏まえ、これらの者についても教職の専門性の確保の観点に留意する必要がある。

### (4) 教員免許更新制

- 教員免許更新制については、10年経験者研修の法律上の実施義務の在り方との



関係を含め、詳細な制度設計の際に更に検討を行うことが必要である。

#### (5)改革を進める上で留意すべき事項

○ 今後、修士レベル化を進めるに際し、学部とは異なる修士レベルでの具体的な教育内容・方法や、学部段階での免許状の未取得者への対応など修士レベルのキャリアプログラム等について更なる検討が必要である。また、優秀な人材が経済的理由により教員志望を諦めることのないよう、授業料減免や奨学金の活用等による学生の経済的負担の軽減についても留意する必要がある。

○ 複数の学校種をまとめた教員免許状の創設は、例えば「義務教育免許状」について、要取得単位数の大幅な増加、小中連携の概念整理について検討段階にあることなどから、中長期的検討課題とする。しかしながら、教員免許状を複数取得することとは重要であり、更なる隣接校種免許状の取得促進のため、例えば、複数免許状を取得する場合の最低修得単位数の設定の検討や、免許法認定講習を免許状更新講習としても開設するなどの取組が求められる。

○ 今後、詳細な制度設計を行う際には、学校種、職種の特性に配慮することや国公私の設置形態に留意することが必要である。例えば、幼稚園教諭については、現職教員の二種免許状保有者の割合が7割を超える現状、今後の幼児期の教育・保育の総合的な提供に関する制度設計等の状況を踏まえ、新しい時代における質の担保・向上という観点から適切な制度設計を検討することが必要である。また、中・高等学校教諭については、その多くが教員養成を主たる目的としない学科等出身者で占められていることに留意する必要がある。

○ 教員免許状が教員としての資質能力を一定水準以上に担保するためには、医師、歯科医師、薬剤師等のように、国家試験の導入を検討すべきとの意見があった。しかしながら、国家試験の導入については、様々な課題があることから、中長期的検討課題とする。

○ 今後、詳細な制度設計を行う際には、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立ち、思い切った業務の軽減などの措置を併せて検討する。また、国公私を設置形態ごとに研修制度や財政構造が異なっていることなどを踏まえた取組の在り方や必要な支援措置についても考慮する必要がある。

### Ⅲ. 当面の改善方策 ～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

#### 1. 基本的考え方

○ 大学における教員養成について、教育委員会、学校関係者からの信頼をより一層確立するため、課程認定大学は、教育委員会・学校との連携・協働をこれまで以上に深め、下記の改革に積極的に取り組む。

○ 修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による研修の充実等、ステップを踏みながら段階的に取組を推進する。そのうち、主要な取組は、教育振興基本計画に盛り込み、計画的に進める。

○ 修士レベルの教員養成の質と量の充実を図るため、修士課程等の教育内容・方法の改革を推進する仕組みを早急に構築する。

○ 「学び続ける教員像」を確立するため、教育委員会と大学との連携・協働により、現職研修プログラムを改善し、高度化する。

#### 2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

(学部における教員養成の充実)

○ 教科と教職の架橋の推進、全学的な体制の整備、個性化・機能別分化の推進、質保証の改革により、必要な資質能力の育成を徹底する。

(修士レベルの教員養成・体制の充実と改善)

○ 教職大学院制度の発展・拡充、実践力向上の観点から修士課程のキャリアキュラム改革を推進するとともに、専修免許状の在り方を見直す。

(初任者研修の改善)

○ 教職大学院等との連携・融合により、初任者研修の高度化を図るとともに、長期的な新人教員支援システムを構築する。

(採用の在り方)

○ 選考方法を一層改善するとともに、30代、40代の積極的採用を推進する。

#### (1) 国公私立大学の学部における教員養成の充実

○ 修士レベル化を想定しつつ、平成18年中央教育審議会答申も踏まえ、教員としての基礎的な資質能力を確実に育成するため、国公私を通じて学部における教員養成の改革を更に推進する。

#### ①教員養成力プログラムの改善

○ 修士レベル化の前提として、学部段階で、教職実践演習を中心に、必要な資質能

力の育成を徹底することが重要である。

○ 教科に関する科目については、学校教育の教科内容を踏まえて、授業内容を構成することが重要である。そこで、例えば、「教科に関する科目」担当教員と「教職に関する科目」担当教員とが共同で授業を行うなど、教科と教職の架橋を推進するなどの取組が求められる。併せて、教科教育学の更なる改善も必要である。特に、教員養成系以外の課程における教科に関する科目については、全学的組織である教員養成カリキュラム委員会等の組織を活用し、担当教員に対し、教職課程の科目であることを意識して展開することを徹底することが必要である。

○ 修士レベル化への段階的な移行を目指して、修士レベルの課程への接続を念頭に置いたカリキュラムの開発や継続的な学校現場での実習・体験活動の在り方を検討するなど、改革を一層推進する。

○ 学校ボランティアや学校支援地域本部、児童館等での活動など、教育実習以外にも一定期間学校現場等での体験機会の充実を図る。その際、特にいじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応について理解を深める活動を重点的に行うことも考えられる。また、教員を強く志望する者に対し、学校への長期インターンシップなどの実施も考えられる。

○ 学校ボランティア等を教育実習の参加要件としたり、実習前に教職への意志と自覚を確認するための面接やレポートを課すことなどにより、教員を志望する者が教育実習を受講するよう工夫し、いわゆる「実習公害」を是正する。

○ 国立大学附属学校について、担当スタッフの配置など実習の拠点校としての機能強化を図り、大学と連携しつつ、地域の公立学校の実習指導教員の指導力向上、実習における公立学校との協力体制構築などを図る。

## ②組織体制

○ 教職課程の担当教員については、当該研究分野における研究実績のほか、教員養成に対する関わり方についての明確な考え、実践的指導力育成への奮いの観点から、教員審査や教員評価を進める。実務経験者については、教職大学院を修了した現職教員等、指導者としてふさわしい教育研究実績を有する者の登用を促進する。

○ 教員養成の質を全学的に高めるため、一部の総合大学では「教職センター」等の全学的な体制を整備し、教員養成カリキュラムの改善等に積極的に取り組んでいる。こうした取組は、総合大学の有する資源・機能の教員養成に対する活用、教育学部

の有する資源・機能の全学的活用等の観点からも極めて有効であり、多くの大学で同様の取組を推進することが必要である。

○ 各大学の強みを生かしながら大学を越えた連携を深め、多様かつ質の高い大学教育を提供することは、社会の多様な課題を解決に導く高度な人材を養成するために必要不可欠である。

自らの強みや個性を生かした教員養成を推進するとともに、それに留まらず、大学が相互に連携し、地域や社会の要請に応える教員養成を進めるため、大学の特色や強みを生かした大学間連携や、教育課程の共同実施制度等を活用した教育システムを構築することにより、機能別分化を進め、更に質の高い教育を提供する。この場合、教職課程のプログラムとしての体系性が維持され、課程認定大学としての教員養成に対する責任を全うし、質の向上につながるよう、留意する必要がある。

## ③教職課程の質保証

○ 近年の大学教育改革に見られるように、教職課程においても、学生が修得すべき知識・技能を明確化し、「何を教えるか」よりも「何ができるようになるか」に重点を置くべきである。学位プログラムとしての体系と同時に教職課程としての体系の確立に向け、各大学の参考となるコアカリキュラムの作成を推進する。また、受講者による教職課程担当教員への授業評価等を行い、評価結果を教職課程の質向上へ反映するなどの取組を推進すべきである。さらに、実習前の学生の質保証の観点から、医師、歯科医師、薬剤師等の養成において行われている共用試験を参考に、教育実習前に学生の知識・技能等を評価する取組を推進する。

○ 教職課程の認定については、カリキュラムの体系性や履修時期等必要な科目が適時・適切に開設されているか、指導力を有する実務経験者の登用など実践的指導力を育成できる教員が確保されているか、教員養成カリキュラム委員会の設置、教職指導の体制整備、教育委員会との連携等教員養成の実施体制が適切かなどの観点から厳格に審査を行う。また、これに伴う審査体制についても充実に、設置審査との適切な調整を図る。

○ 全ての課程認定大学について、教育の質向上及び社会に対する説明責任を果たす観点から、教員養成の理念、養成する教員像、教職指導の体制、教員組織、カリキュラム、学生の教員免許取得状況や教員就職率等、情報の公表を検討する。

○ 事後評価に関し、課程認定委員会による実地視察については、訪問校を増やすとともに、評価の観点についても、認定時の水準の維持向上が図られているかに加え、学生や卒業生からの聞き取り、学校や教育委員会の評価も加えるなど、更なる改善

を図る。これに加え、教員養成教育の評価システムや大学間コンソーシアムを活用した相互評価システムの取組等新たな事後評価システムの構築を推進する。

- 実地視察の評価等が著しく低かったり、一定期間当該課程の卒業生について教員への就職が全くなく、その後の改善が見られない場合には、教職課程の認定を取り消すなど、是正勧告・認定取消のプロセスを明確化することについて今後検討が必要である。

## (2) 修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

- 修士レベル化に向け、教職大学院や修士課程の教育の改革、新たな学びを展開できる実践力育成モデルの構築等、段階的な体制整備を着実に推進する。
- 今後、国立教員養成系大学・学部及びこれに基礎を置く教育学研究科については、より一層、高度専門職業人としての教員養成へと役割を重点化していくことが求められる。

## ① 教職大学院の拡充

- 教職大学院は、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、現職教員を対象としたスキルリーダーの養成の双方において、成果を上げつつあり、なお改革すべき点もあるものの、当初の目標として掲げられた「教職課程改善のモデル」としての役割を果たしつつある。

最初の設置から約5年を経過し、新たな学びに対応した教科指導力や教科専門の高度化を達成し得るカリキュラムの在り方、学校における実習を勤務に埋没させず、理論と実践の往還により理論に裏付けられた新たな教育実践を生み出していく方法の開発など、更に追求すべき課題も残されている。したがって、今後はこれまでの機能に加え、こうした機能を併せ持つ制度としていくことが求められる。

- 今後は、これまでの教職大学院の成果を踏まえつつ、様々な学校現場のニーズにも対応できるよう、教職大学院の制度を発展・拡充させる。その際、共通に開設すべき授業科目の5領域について見直しを図り、学校現場での実践に資する教科教育を行うものや、グローバル対応、特別支援教育、ICT活用、学校経営など特定分野の養成に特化するものも含め、教職大学院の制度に取り込んでいけるよう制度改正を行うべきである。また、現在、生徒指導に関する実践的指導力を育成するためのコース等を設けている教職大学院もあるが、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題は深刻な状況にあるため、さらに、事例やノウハウの集積を重点的に行い、生徒指導に関する教育研究の拠点となるよう更なる充実が望まれる。

- こうした制度の発展・拡充を図った上で、現在、教職大学院の設置されていない都道府県においては、大学と教育委員会との連携・協働により、教職大学院の設置を推進することが望まれる。

- 指導に当たる教員については、実践的指導力の育成に寄与できるかの観点から評価をし、学生が、新たな学びを展開できる実践的指導力などを身に付けることができる教員組織体制の構築を図る。さらに、実務家教員については、学校現場での最新・多彩な経験を有するだけでなく、これを理論化できる基礎的な素養を求めるとともに、現在4割以上とされている、必要専任教員教員教員全体に対する割合の見直しを検討する。

- 教科に関する科目担当教員については、理論的アプローチにより、学生に対し実際の教育活動に直接生かすことができる指導を行うことにより、教職大学院における担当教員となることが期待される。

- 教職大学院修了者について、初任者研修の一部又は全部免除、教員採用選考における選考内容の一部免除、採用枠の新設等の取組を進め、教職大学院で学んだことを適切に評価するとともに、教職大学院への進学を促進するため、教員採用選考合格者の名簿登載期間延長等の取組を進め、教職大学院で学びやすい環境を整備する。

- 教育委員会においては、現職教員の教職大学院への派遣について、研修等定数の有効活用や所属校への支援体制の充実などにより、将来の教育界を担うリーダーを積極的に派遣することが望まれる。

- このほか、教職大学院出身の初任者を実習した学校に配置するなど、教育委員会においては、教職大学院修了者に対するインセンティブの付与等について積極的に検討し、教職大学院制度の発展・拡充に協力していくことが望まれる。

## ② 国立教員養成系の修士課程の見直し

- こうした教職大学院制度の発展・拡充を図るに当たり、国立教員養成系大学・学部及びこれに基礎を置く教育学研究科については、学校現場で求められている質の高い教員の養成をその最も重要な使命としていることに鑑みれば、今後、教職大学院を主体とした組織体制へと移行していくことが求められる。

- また、教職大学院が修士レベルの教員養成の主たる担い手となっていくことを踏まえ、国立教員養成系の修士課程について、今後どのような方向を目指すべきか、その在り方についての検討が必要と考えられる。

- 教科と教職を架橋する新たな領域の展開を推進するため、例えば「教科内容構成に関する科目(仮称)」を新設することや、「各教科の指導法」を各教科の内容と方法を総合した内容に改善することが考えられる。

#### ⑤国公立大学の学部・修士課程間、大学間の連携の推進

- 複雑化・高度化する教職への社会の要請に応えつつ、修士レベルでの養成規模の拡充を図っていくためには、学部・研究科や大学を越えた、様々なレベルでの柔軟かつ多様な連携体制を構築していくことが不可欠であり、例えば、次のような類型が考えられる。その際、今後の修士レベルの規模拡大の観点からすると、国立大学だけでなく、公私立大学についてもこうした多様な大学間連携により、修士レベルにおける教員養成において積極的な役割を担うことが期待される。
  - (i) 国公立大学の大学間連携による修士課程の設置
  - (ii) 教職大学院を中心とした他の国公立大学の修士課程との連携
  - (iii) 国立教員養成系の教職大学院、修士課程間の連携
  - (iv) 総合大学内における教職大学院と他学部の修士課程との連携

#### (3) 教職課程担当教員の養成の在り方

- 教員養成系大学・学部の教育研究の充実及び教職課程の質の向上を図るためには、これらに担う大学教員の養成システムを整備していくことが必要である。
  - 国立教員養成系の修士課程は、現在4大学設置されている。今後、全国の教員養成系の大学院のリソースを結集し、教科と教職を架橋する新たな領域や学習科学の分野など学校現場での実践につながる研究を深め、必要とされる大学教員を養成する体制整備の推進方策について検討が必要である。その際、米国の教育大学院(スクール・オブ・エデュケーション)において行われている、学校管理者や行政担当者を対象としたE.d. D(博士レベル)を授与するコースについても参考としつつ、実務家教員志望者の学修の場としての役割も含め、検討が必要である。
  - 教育学系大学院の修士課程を修了した後、教職課程担当教員になる者について、教職大学院と連携し、学校現場でのフィールドワークなど実践的な教育研究を経験できる取組を推進する。

#### (4) 初任者研修の改善(採用直後の「一般免許状(仮称)」取得を想定した取組の推進)

- 修士レベルの教員養成カリキュラムを視野に、教職大学院等と連携・融合した初任者研修の在り方について、教育委員会と大学との連携・協働の取組を進め、初任段階の研修の高度化を図る。その際、地域によっては初任者が配属される学校が毎年異なるため、学校に初任者研修のノウハウが蓄積されず高度化が進みにくいなど

- その際、専門職大学院が質保証の観点から、教育に専念する教員組織を充実することを制度創設の趣旨としていることに留意した上で、今後の修士レベル化を進め、学部との一貫性を確保する観点から、教職大学院の専任教員のダブルカウント(設置基準上必ず置くこととされている専任教員を他の学位課程の必置教員数に算入すること)の在り方について検討を行う必要があると考えられる。

- また、教員養成系の修士課程については、大学院設置基準において、教科等の専攻ごとに置くものとする教員の数が定められており、組織の柔軟な直見しや、他大・学部との柔軟な連携、機能分担の支障になっているとの指摘もあることから、これを大括りするなど、教員養成機能の充実・強化に資する教育研究体制の構築が可能となるよう見直しを行う。

- これからの教員養成は、学習科学、教科内容構成の研究の推進及びその成果の活用、経験知・暗黙知の一般化による理論や方法の開発など、学校現場での実践につながる教育学研究の成果に基づき行う必要がある。このため、こうした研究を推進する体制について拠点的に形成するなど、カリキュラム改革の理論的支柱となる実践的な教育学研究を推進することが期待される。

#### ③国公立大学の一般の修士課程の見直し

- 中・高等学校教員の養成については、国立教員養成系以外の国公立大学の一般の修士課程の役割が大きいが、このため、一般の修士課程において教員養成のカリキュラム改革を図り、修士課程のカリキュラムとのバランスに配慮しつつ、学校現場のニーズに応え得る実践性を備えた教育を提供する体制の整備が必要である。また、教職大学院との連携プログラムなどにより、理論と実践の架橋を重視した実習や実践科目を導入するなどの取組も有効と考えられる。

#### ④専修免許状の在り方の見直し(一定の実践的科目の必修化推進)

- 現在の専修免許状は、一種免許状を有する者が、教科又は教職に関する科目を大学院等において24単位以上修得することとされ、必ずしも実践的指導力の向上に結びつくものとなっていない。今後、教員免許状が、教員としての専門性を公的に保証し、可視化するものとして再構築していくためには、専修免許状の課程認定を受けている修士課程において、例えば、理論と実践の架橋を重視した実習ベースの科目を必修化するなどの取組を推進していく必要がある。また、「専門免許状(仮称)」で示した区分を参考に、修得した専門分野を記入できるようにするなど、専門性を明確化する。

の指摘がある。そのため、初任者研修の高度化の中核となる学校を教育委員会が指定し、初任者研修を重点的に行うことにより研修のノウハウの蓄積や体制の整備などを進めていくことも考えられる。

○ 授業力のみなならず、様々な教育課題に的確かつ柔軟に対応できる力量を確実に育成するため、初任者研修に加え、採用前研修、2年目、3年目の教員に対する研修を行っている教育委員会もある。こうした取組を参考に、初任段階の教員を複数年にわたり支援する仕組みを構築する。

○ これに伴い、「目標・内容例」について、修士レベル化を想定しつつ、内容の改善を図るとともに、拠点校指導教員や校内指導教員の在り方、いわゆる「団塊の世代」の教員の知見の活用推進、指導力の高い校長の学校に初任者を配置するなど指導体制の充実方策についても検討が必要である。また、臨時的任用教員や非常勤講師としての経験のない初任者については、精神的なケアも含めて手厚い支援や研修が必要である一方で、臨時的任用教員等の経験者については教員としての経験を有することから、一律の研修を実施することは実態に合っていないとの指摘もある。そのため、個々の初任者の経験に応じた研修の在り方について、検討が必要である。

○ また、複数の先輩教員が複数の初任者や経験の浅い教員と継続的、定期的に交流し、信頼関係を築きながら、日常の活動を支援し、精神的、人間的な成長を支援することにより相互の人材育成を図る、「メンターチーム」と呼ばれる校内新人育成システムを構築している教育委員会もある。こうした取組は、初任者の育成だけでなく、校内組織の活性化にも有効である。初任者研修と「メンターチーム」の取組を有機的に組み合わせることににより、初任者のより効果的な育成を図ることも考えられる。

#### (5) 教員採用の在り方

○ 任命権者においては、教員としての適格性を有し、個性豊かで多様な人材を確保するため、選考方法の改善に努めているが、今後も、優秀で意欲のある人材を教員として確保するため更なる選考方法の改善に努めることが期待される。

○ その際、例えば、受験者の身に付けた資質能力を採用側が適切に評価するための手法の開発や、大学での学習状況や教育実習の状況について採用選考の際の評価に反映する方法の検討などが考えられる。また、養成段階で長期インターンシップを経験した学生について、インターンシップ時の評価において、教員としての適性が認められると判断された場合の、採用選考実施方法について研究することも考えられる。さらに、理科について高い指導力を有する小学校教員の確保など、最近の学

校現場の課題に対応した選考方法の改善を行うことも考えられる。

○ 任命権者においては、採用年齢の上限を撤廃するなどの取組により、あらゆる世代の優秀な人材を確保する工夫を行っているが、特に、年齢構成上少なくとも30代、40代を積極的に採用する方策について、資質能力を担保しながら、更に進め、教員の年齢構成の改善に努める。

○ 地方公務員法の規定に留意しつつ、臨時的任用教員や非常勤講師等の教職経験者の中からも優秀な人材の確保に努める。

○ 近年、大都市圏の教育委員会において、優秀な人材を確保するため、教員採用選考試験の倍率の高い教育委員会と連携したり、複数回選考試験を実施するなどの動きが見られる。優秀な人材を全国レベルで教員として迎え入れるため、採用選考の共同実施、複数回実施を推進することが考えられる。その際、例えば、共同実施する教育委員会や一次試験の実施時期が同一の地域単位で、筆記試験問題の共通化を進めることも考えられる。

### 3. 現職段階及び管理職段階の研修等の改善方策

(現職段階)

○ 教育委員会と大学との連携・協働による現職研修のプログラム化・単位化や、講習の質向上など教員免許更新制の必要な見直しを推進する。

(管理職段階)

○ マネジメント力を身に付けるための管理職としての職能開発のシステム化を推進する。

○ 教員個人に着目すると、養成の期間よりも、その後の教職生活の方が圧倒的に長いことから、現職段階における資質能力の向上方策について、どのようにに制度設計していくかは極めて重要である。

そのため、教育委員会と大学との連携・協働を推進し、養成段階で獲得した資質能力の保持・向上を図る。

○ 教育委員会は、「専門免許状(仮称)」を想定しつつ、教職生活全体を通じて学び続ける教員のための多様なキャリアプラン(系統立てた学びの方向性)の在り方を検討することが望まれる。

### (1) 現職研修等(教員免許更新制、10年経験者研修を含む)の改善

#### ① 国や任命権者が行う様々な研修の在り方

○ 任命権者が行う研修については、地域の実情に応じ、様々なプログラムが提供されているところであるが、指導伝達方式のものが多く、細切れになっているとの指摘もあり、より一層教員の質の向上につながる研修とするための工夫改善が求められる。

○ そのため、任命権者においても、所属教員の資質能力向上のため、10年経験者研修やその他の任命権者が実施する研修等について、教育委員会と大学との連携・協働により、現職研修のプログラム化・単位化を推進することが求められる。また、将来の「専門免許状(仮称)」創設を念頭に、このような研修を免許法認定講習としても開設を進め、より多くの現職教員が専修免許状を取得できるよう工夫する。また、教員が自らの長所や、克服すべき課題を認識しつつ、資質能力を向上させることができよう、教員一人一人の能力や実績等が適正に評価され、処遇や研修等に適切に結び付けることも必要である。

○ 教員免許更新制については、適切な規模を確保するとともに、必修領域の内容充実に、受講者のニーズに応じた内容設定等講習の質を向上するなど、必要な見直しを推進する。なお、指導が不適切な教員については、指導改善研修の実施等が行われているところであり、引き続き、各教育委員会において適切に運用されることが期待される。

○ 独立行政法人教員研修センターについては、各県のトップリーダーを育成する管理職研修の実施、教員のライフステージに応じた研修内容・方法等に関する先端的プログラムの研究開発、教育委員会と大学等の連携・協働による研修の組織化・体系化を実現する方策の検討等教員の資質能力向上のナショナルセンターとして機能強化を推進する。

都道府県等の教育センターについても、大学との連携・協働により、地域における教員の資質能力向上の中核機関としての機能を充実させる。

○ 現職教員がスキルアップしやすい環境を整備するため、研修等定数の活用や休業制度の活用促進、長期履修制度やeラーニングの充実等現職教員が学びやすい環境整備を進める。

○ 従来の「専門免許状(仮称)」創設を想定しつつ、国や独立行政法人教員研修センター、教育委員会、大学などが連携を図りながら、一定のまとまりのある研修プログラムの研究開発を進めるとともに、こうしたプログラムを認定するような仕組み

の研究や、これを担う組織の在り方等について調査研究を行う必要がある。

#### ② 校内研修や自主研修の活性化

○ 教員は、日々の教育実践や授業研究等の校内研修、近隣の学校との合同研修会、民間教育研究団体の研究会への参加、自発的な研修によって、学び合い、高め合いながら実践力を身に付けていく。しかしながら近年では学校の小規模化や年齢構成の変化などによってこうした機能が弱まりつつあるとの指摘もある。教育委員会においては、こうした校内研修等を活性化するための取組を推進するとともに、組織的かつ効果的な指導主事による学校訪問の在り方の研究など、学校現場の指導の継続的な改善を支える指導行政の在り方を検討していくことが求められる。

○ 校内研修の質・量の充実に積極的に支援する観点から、教育委員会や教育センターは、指導体制の確立、組織的・計画的な学校への指導・助言、教育委員会・学校と大学との連携・協働や近隣の学校との合同研修など、取組を推進する。また、指導主事や大学教員、指導教諭、教職大学院を修了した教員などが、校内研修の企画等に効果的に関わることにも重要である。このため、指導教諭の育成システムについての検討が必要がある。

○ 将来的には、校内研修等についても、大学、教育委員会との連携・協働等一定の要件を満たせば、「専門免許状(仮称)」の取得単位の一部として認定を可能とするなどの取組も考えられる。

○ 教育センターや身近な施設において、カリキュラム開発や先導的な研究の実施、教員が必要とする図書や資料等のレファレンスや提供などを行うことにより、教員の教材研究や授業研究、自主的研修の支援などを推進するとともに、多忙化の解消など教員が研修等により自己研鑽に努めるための環境整備が必要である。また、今後は実績のあるNPOや民間企業等が主催する研修への参加も期待される。

#### (2) 管理職の資質能力の向上(「専門免許状(仮称)」を想定しつつ、管理職としての職能開発のシステム化)

○ 組織のトップリーダーとしての管理職の役割は極めて重要である。マネジメントに長けた管理職を幅広く登用するため、教職大学院、国や都道府県の教員研修センター等の連携・協働による管理職、教育行政職員の育成システムの構築を推進する。この場合、管理職だけでなく、管理職候補者である主幹教諭を対象とした研修を重視する。

○ 特に、教職大学院のカリキュラムや独立行政法人教員研修センターの学校経営研

修等を活用しつつ、管理職、教育行政職員に求められる資質能力をもとに、マネジメン卜力を身に付けるための管理職、教育行政職員育成プログラムを開発する。その際、いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題を含め複雑かつ多様な課題にリーダーとしてマネジメン卜力を発揮できるよう留意する必要がある。

- また、管理職選考においては、このような管理職育成プログラムの成果を評価するなど、選考方法の一層の改善を図ることが求められる。
- なお、教育長をはじめとする教育行政に携わる職員の資質能力向上も重要である。教育長を対象としたセミナー等を実施している教職大学院があるが、今後、関係機関において、このような研修機会を充実することも考えられる。

#### 4. 教育委員会、大学等の関係機関の連携・協働

- これまで述べてきた取組を有効なものとするためには、教育委員会、大学等の関係機関がそれぞれ責任を果たしながらその連携・協働により、教員の養成、継続的な学習に対する支援を行うことが重要である。その際、必要に応じ、首長部局、NPO、民間企業等との連携も考えられる。特に、教職大学院と教育委員会との連携・協働を率先して行い、他の具体的なモデルとなることが期待される。主な役割としては以下のことが考えられる。
  - ・ 管理職や教員に求められる資質能力を協働で明らかにすること。
  - ・ 実践的指導力を育成する教員養成カリキュラムを協働で開発すること。
  - ・ 教員養成段階の学習評価基準を協働で作成すること。
  - ・ 教育実習や学校現場体験の効果的な実施方法を検討すること。
  - ・ 大学と教育委員会、特に教職大学院と都道府県の教育センターとの一体的な体制を構築すること。
  - ・ 現職研修プログラムを協働で開発すること。
  - ・ 校内研修プログラムを協働で開発し、支援体制を構築すること。

#### 5. 多様な人材の登用

- 複雑・多様化する教育課題に対応するためには、教職に関する高度な専門性と実践的指導力を有する教員に加え、様々な社会経験と、特定分野に対する高度な知識・技能を有する多様な人材を教員として迎え、チームで対応していくことが重要である。今後、社会の中の多様なルートから教職を志すことができるための仕組みを検討する必要がある。

- ICTの活用やグローバル化に対応した教育など、新たな教育課題に対応するには、社会人経験者をはじめ当該分野に関する知見を有する外部人材を幅広く登用することも必要である。特別免許状や特別非常勤講師制度の活用等により、こうした取組を一層推進する。

- 理数系の人材や英語力のある人材等多様な人材が教員を目指せる仕組みを構築するため、例えば、博士課程修了者等高度の専門的知識を有する人材について、履修証明制度等を用いて、教職に関する基礎的素養の修得や、学校現場の体験等により一定の教職専門性を身に付けた上で特別免許状の活用を促進する仕組みの構築や、理科支援員等としての勤務実績の評価など今後更なる検討が求められる。また、中学校、高等学校の理科や数学の教員を志望する学生が増えるよう、情報提供等支援の充実が求められる。その際、特に女子学生に対する支援に留意する。

#### 6. グローバル化への対応

- グローバル化に対応した人材育成が求められる中、教員自身もグローバルなものの方や考え方を身に付ける必要がある。このため、例えば教職課程を置く大塚において、教職課程の質の維持・向上を図りつつ、要件を満たせば学生が海外に留学した際に取得した単位を教職課程に係る単位として認めていくことなどにより、教員を志望する学生の海外留学を促進していく必要がある。
- 特に英語教員志望者に対しては、指導力向上のため海外留学を積極的に推進することが求められる。また、採用に当たっては、こうした海外経験が評価されるよう選考方法の更なる工夫が求められる。
- また、現在、現職教員を対象として、日本人学校等への教員派遣など様々な海外への派遣事業が実施されているが、こうした事業を積極的に活用し、現職教員の国際性の向上を図るとともに、帰国後も海外での経験を有効活用し、初等中等教育段階における国際教育を更に推進することなども考えられる。

- 小塚教諭の教職課程においても、学習指導要領に対応した外国語教育に関する内容について、さらに充実を図る必要がある。

#### 7. 特別支援教育の専門性向上

- 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割であり、特別支援学校における教育の質向上の観点から、取得

率の向上が必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意する。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進める。

- 特別支援学級、通級による指導の担当教員は特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が、校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、専門性の確保・向上を図る。

通常の学級の教員についても、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。このため、特別支援教育に関する研修の受講等により基礎的な知識・技能の修得を図る。

#### 8. 学校が魅力ある職場となるための支援

- 今後とも教員に雇われた人材が得られるよう、また、一人一人の教員が教職へのモチベーションを持ち続け、専門職としてふさわしい活躍ができるよう、これまで述べてきた教員の資質能力向上方策とともに、教職や学校が魅力ある職業、職場となるようにすることが重要である。そのため、修士レベル化に伴う教員の給与等の処遇の在り方について検討するとともに、教職員配置、学校の施設、設備等引き続き教育条件の整備を進める。あわせて、教員が職務上の悩みなどについて相談できるような学校の雰囲気づくりや教員のサポート体制を充実することが必要である。また、新たな教育理念を実現するため、校舎づくりの段階から教育委員会と大学とが連携し、学校現場の課題解決や教員同士が学び合う環境づくりに成果を上げている例もあり、このような工夫を促進することも重要である。

#### 9. 改善を進める上で留意すべき事項

- これまで、大学によっては養成すべき教員像を具体的に明示したり、教育委員会においても、教員採用選考の際、求める教員像を示しているが、関係者が合意でき、専門性向上のための基準が十分に整備されてこなかった。今後、教員養成関係の団体においては、教職生活の各段階で求められる資質能力について、更に整理し、教員養成や研修プログラム策定の際の参考となる、教員の専門性向上のための専門職基準策定に向けた検討を進めることが求められる。

- 小学校教員資格認定試験の在り方については、教員養成の修士レベル化、実践的指導力重視の方向性を踏まえ、再検討する必要がある。

- また、当面の改善方策の取組を推進するため、国として大学や学校・教育委員会等に対し、先導的な取組を支援するための事業の実施、大学院への派遣の促進や教

職大学院の連携協力校に対する支援、初任者研修をはじめとした教員研修のより一層効果的な取組を推進するための研修等定数の改善、効果的な活用等の支援を行う必要がある。

- これまで、教員の資質能力向上のため、様々な施策が行われてきたが、今後、各施策について不断に検証を行い、検証結果に基づき取組を進めていくことが必要である。



# 大学改革タスクフォースについて

## 1. 経緯

- 昨年11月21日、政策提言仕分けで、「教育(大学)」が議論
- 平成24年度予算編成過程で、財務省と大学改革について取り組むことを合意

### 【文部科学大臣・財務大臣合意文書のポイント】

- ・今後の我が国の再生に向けて、大学改革を推進するため、「国立大学改革強化推進事業」(138億円)を新設する。
- ・具体的な国立大学改革の方針については、文部科学省内に設置したタスクフォースにおいて検討を行い、協議の上、速やかに改革に着手する。

- 昨年12月、実効性のある大学改革をスピード感を持って推進するため、文部科学省内に、森副大臣(当時)をトップとする「大学改革タスクフォース」を設置
  - ・新たに議論が必要な課題等に関する改革の方向性の検討や、中教審などの議論や進行中の施策等の整理や進捗状況の確認

## 2. 検討内容(タスクフォースで検討してきた政策課題例)

- ①グローバル化人材を育成するための学生の学習密度の充実と学修成果を重視した教育システムの確立
- ②高等学校教育と大学教育の接続の改善
- ③1及び2を実現するために必要なシステム等の整備
  - ・世界標準の質保証の仕組みの整備
  - ・機能別分化の推進と大学ガバナンスの強化
  - ・大学・社会の基盤となる独創的・先端的な知の持続的創出
  - ・地域社会と大学の関係強化
  - ・大学の量的規模及び質保証の在り方等

## 3. 検討状況

- 12月15日に第1回を開催。これまで10回開催し、6月5日に「大学改革実行プラン」を発表。

## 4. 国家戦略会議における議論

- 4月9日第3回国家戦略会議において、大学の統廃合、国立大学運営費交付金や私学助成のメリハリある配分など、教育改革の必要性について指摘。総理より、次回会議において、社会構造の変化を踏まえた教育システムの改革についての取組方針を文部科学大臣が報告するよう指示。
- 6月4日第5回国家戦略会議において、文部科学大臣より、激しく変化する社会における大学の機能の再構築、大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化、を柱とした具体的な教育改革のポイントを説明。

# 大学改革実行プラン

## ～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～

平成24年 6月



# 大学改革実行プラン

## ～ 社会の変革のエンジンとなる大学づくり ～

### <目次>

### 1. 概要

- ① 基本的考え方 ..... P1～2
- ② 全体像 ..... P3
- ③ 改革期間中の主な取組 ..... P4

### 2. 大学改革実行プラン主要事項説明資料

- ① 大学ビジョンの策定による戦略的な政策展開 ..... P6
- ② 大学ビジョンの内容の構成イメージ ..... P7
- ③ 主体的に学び・考え・行動する力を鍛える大学教育の質的転換 ..... P8
- ④ 大学入試の改革～学ぶ意欲と力を測る大学入試への転換～ ..... P9
- ⑤ 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 ..... P10
- ⑥ グローバル化に対応した人材育成 ..... P11
- ⑦ 大学COC (Center of Community)機能の強化について ..... P12
- ⑧ 大学の研究力強化の促進 ..... P13
- ⑨ 国立大学改革【ロードマップ】 ..... P14
- ⑩ 国立大学改革【多様な大学間連携(制度的イメージ)】 ..... P15
- ⑪ 評価制度の抜本改革 ..... P16
- ⑫ 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート) ..... P17
- ⑬ 客観的評価指標の開発 ..... P18～19
- ⑭ 質保証支援のための新たな行政法人の創設 ..... P20
- ⑮ 国立大学における政策目的に基づいた基盤的経費の重点的配分の実現(イメージ図) ..... P21
- ⑯ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】 ..... P22
- ⑰ 大学の質保証の徹底推進【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】 ..... P23

- 3. 大学改革実行プラン(詳細) ..... P24～30

# 大学改革実行プラン

## ～ 社会の変革のエンジンとなる大学づくり ～

### ● 日本社会が直面する課題と大学

我が国は、急激な少子高齢化の進行、地域コミュニティの衰退、グローバル化によるボーダレス化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化や、東日本大震災という国難に直面しており、今こそ、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革を成し遂げなければならない。

大学及び大学を構成する関係者は、社会の変革を担う人材の育成、「知の拠点」として世界的な研究成果やイノベーションの創出など重大な責務を有しているとの認識の下に、国民や社会の期待に応える大学改革を主体的に実行することが求められている。

### ● 大学改革の方向性

社会との関わりの中で、新しい大学づくりに向けた改革を次の方向で迅速かつ強力で推進する。

- I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築
- II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

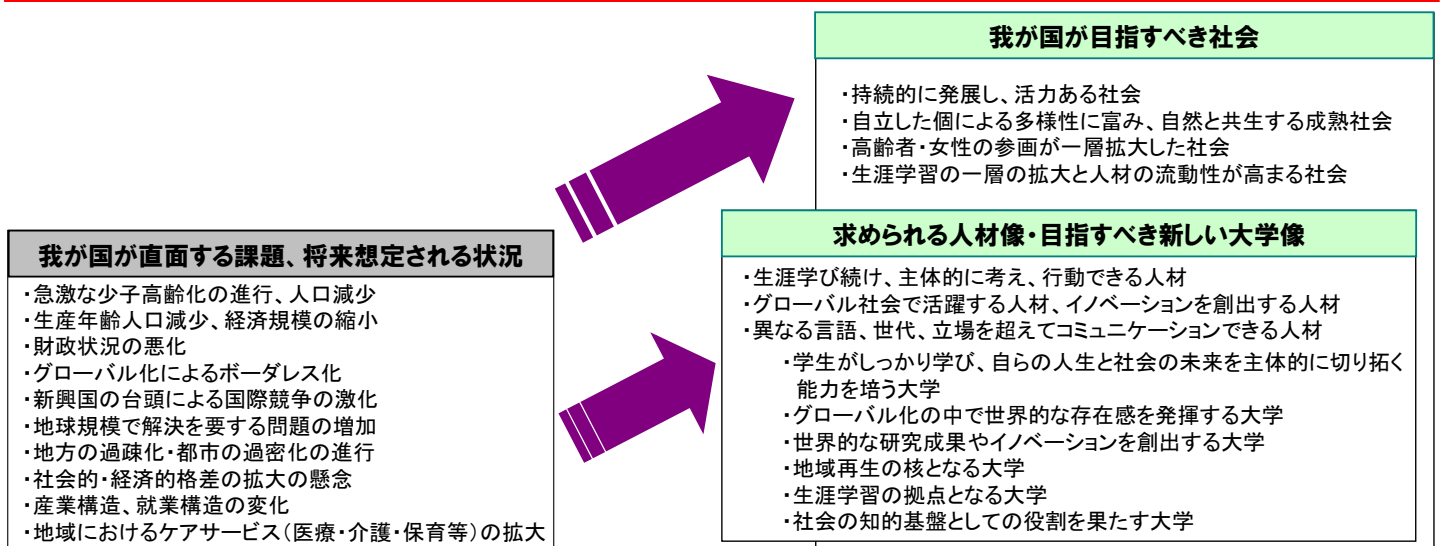
### ● 大学改革により期待される成果

大学改革の成果として、生涯学び続け主体的に考える力をもつ人材の育成、グローバルに活躍する人材の育成、我が国や地球規模の課題を解決する大学・研究拠点の形成、地域課題の解決の中核となる大学の形成など、**社会を変革するエンジンとしての大学の役割が国民に実感できることを目指して**取り組む。

P1

# 大学改革実行プラン

## ～ 社会の変革のエンジンとなる大学づくり～



### 大学改革の方向性

#### 「大学ビジョン」の策定

#### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

- ① 大学教育の質的転換と大学入試改革
- ② グローバル化に対応した人材育成
- ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community) 構想)
- ④ 研究力強化: 世界的な研究成果とイノベーションの創出

#### II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

- ⑤ 国立大学改革
- ⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備
- ⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施
- ⑧ 大学の質保証の徹底推進

P2

# 大学改革実行プラン 全体像

## 国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

#### ① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- 主体的に学び・考え・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換(学修時間の飛躍的増加、学修環境整備等)
- 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
- 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 等

#### ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community)構想の推進)

- 地域と大学の連携強化
- 大学の生涯学習機能の強化
- 地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

#### ② グローバル化に対応した人材育成

- 拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)などによる、大学の国際化の飛躍的推進
- 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など大学院教育機能の抜本的強化)
- 秋入学への対応等、教育システムのグローバル化 等

#### ④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- 大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- 大学の研究システム・環境改革の促進、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進 等

### II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

#### ⑤ 国立大学改革

- 国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
- 学長のリーダーシップの確立、より効果的な評価
- 多様な大学間連携の促進と、そのための制度的選択肢の整備
- 大学の枠・学部の枠を越えた再編成等(機能別・地域別の大学群の形成等)等

#### ⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】

- 大学の積極的経営を促進・支援
- 公財政支援の充実とメリハリある資源配分
- 多元的な資金調達を促進 等

#### ⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

- 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)、評価制度の抜本改革、客観的評価指標の開発
- 質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等

#### ⑧ 大学の質保証の徹底推進

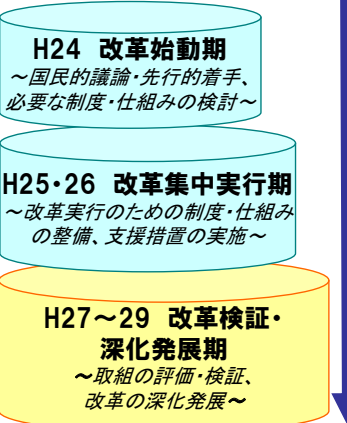
【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

- 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- 経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等

P3

## 大学改革実行プラン 改革期間中の主な取組

- H24及び第2期教育振興基本計画期間(H25～29)を大学改革実行期間と位置づけ
- 3つのフェーズで、スピード感と実行力を持って取り組む



### H24 改革始動期 ～ 国民的議論・先行的着手、必要な制度・仕組みの検討 ～

- 大学ビジョンの策定
- 大学改革フォーラムの全国展開
- グローバル教育拠点の形成
- 大学のガバナンス強化
- 国立大学改革基本方針の提示

- 国立大学のミッションの再定義や改革の方向性の明確化に着手(特定分野で先行実施(教員養成、医学、工学))
- 多様な大学間連携の制度的選択肢(一法人複数大学方式(アンブレラ方式)等、国立大学の評価・ガバナンス、財務上の規制緩和等)の検討に着手
- 私立大学の教育活性化のためのメリハリある支援の強化
- 早期の経営判断を促す私立大学への経営指導の強化

### H25・26 改革集中実行期 ～ 改革実行のための制度・仕組みの整備、支援措置の実施 ～

- 学生の「主体的な学び」の強化
- 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)
- 評価制度の抜本改革
- 質保証の支援のための新たな行政法人の創設
- 大学の研究力強化のための支援の加速化
- 高校教育と大学教育を通じた学力保証
- 国立大学改革プランの策定

- すべての国立大学学部のミッションを再定義、改革の工程を確定。ミッションに応じた重点支援を拡大し、機能強化を推進。大学の枠・学部の枠を越えた再編成等(機能別・地域別の大学群の形成等)
- 私立大学の教育活性化の多様な展開
- 「COC(Center of Community)構想」の具体化
- 国公私立大学の設置形態を越えた連携の本格的展開

### H27～29 改革検証・深化発展期 ～ 取組の評価・検証、改革の深化発展 ～

- 大学改革の取組を評価・検証
- 大学改革を深化発展

### 【改革の目指す主な具体的目標・成果の例】

- 【生涯学び続け、主体的に考える力を育成】  
・主体的な学修ができる環境を整備し、学生の学修時間を欧米並の水準に
- 【グローバル社会で活躍する人材の育成】  
・20代前半までに同世代の10%が、海外留学等を経験
- 【我が国や地球規模の課題を解決する大学・研究拠点の形成】  
・世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増
- 【地域の課題解決の中核となる大学の形成】  
・全国の地域圏で、大学が地域再生の主要な役割を果たすセンターに

P4

# 大学改革実行プラン主要事項説明資料

① 大学ビジョンの策定による戦略的な政策展開	P6
② 大学ビジョンの内容の構成イメージ	P7
③ 主体的に学び・考え・行動する力を鍛える大学教育の質的転換	P8
④ 大学入試の改革～学ぶ意欲と力を測る大学入試への転換～	P9
⑤ 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進	P10
⑥ グローバル化に対応した人材育成	P11
⑦ 大学COC(Center of Community)機能の強化について	P12
⑧ 大学の研究力強化の促進	P13
⑨ 国立大学改革【ロードマップ】	P14
⑩ 国立大学改革【多様な大学間連携(制度的イメージ)】	P15
⑪ 評価制度の抜本改革	P16
⑫ 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)	P17
⑬ 客観的評価指標の開発	P18～19
⑭ 質保証支援のための新たな行政法人の創設	P20
⑮ 国立大学における政策目的に基づいた基盤的経費の重点的配分の実現(イメージ図)	P21
⑯ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】	P22
⑰ 大学の質保証の徹底推進【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】	P23

P5

## 大学ビジョンの策定による戦略的な政策展開

※ 平成24年度中に策定

### 大学ビジョンの策定

#### ◇ 国としての大学政策の基本方針

【主な項目等】

- 20～30年後を展望した日本の将来像、求められる人材像、社会的課題に対応した教育・研究の国家戦略
- 産業構造の変化等に対応した高等教育、大学教育に対する進学需要
- 大学の果たすべき役割・機能と課題(人材育成、イノベーション創出、地域貢献等)
- 大学政策の方向性

#### 大学政策の戦略的展開

#### 教育振興基本計画

- 大学関係予算の戦略的配分
  - ・大学ビジョンに基づく配分方針の策定
  - ・既存の施策事業の検証・見直し 等

- 制度等の見直し・整備
  - ・評価制度の改革、大学ガバナンス強化
  - ・多様な大学間連携の促進のための制度整備 等

- 国立大学改革の推進
  - ・ミッションの再定義
  - ・国立大学改革プランの策定・実行 等

- 政策課題への計画的取組
  - ・地域再生の核となる大学づくり(COC構想)の整備
  - ・「主体的な学び」のための学修環境の整備 等

P6

# 大学ビジョンの内容の構成イメージ

## 1. 20～30年後の日本の将来像、求められる人材像

- **20～30年後の日本と世界の展望を踏まえた、日本が直面する課題**  
少子高齢化、産業構造・就業構造の変化、高付加価値を有するイノベーションの創出、高い専門的・汎用的能力を有する人材の量的確保 等
- **この課題解決のために、求められる能力**  
様々な分野での卓越した能力、異文化・異言語の相手との協働、世代・立場を越えたコミュニケーション能力 等
- **求められる人材像・大学教育に対する進学需要**  
・新たな価値を創造する人材、優れた価値をグローバルに展開する人材、地域を支える人材  
・新たな雇用が見込まれる成長分野(医療・介護等)で必要とされる高等教育修了者 等

## 2. 大学の果たすべき役割・機能と課題

- **大学が果たすべき役割・機能**
  - ①生涯学び続け、主体的に考える力を持った人材育成
  - ②社会・経済の発展を牽引する人材育成
  - ③世界的な研究成果とイノベーションの創出
  - ④地域再生・地域課題解決における中核としての成果の発揮 等
- **現在の大学の課題**
  - ①大学教育が、社会経済の求める人材ニーズに対応していない
  - ②社会人学生・留学生の割合が低く、人材の流動性を促す仕組みとして不十分
  - ③経営上・教学上課題のある大学の存在
  - ④研究で世界と戦える大学数が少なくその地位が低下している
  - ⑤大学の持つシーズ・リソースが社会で十分生かされていない 等

## 3. 大学政策の方向性

- **大学教育の質的転換** ~ 他の高等教育機関との役割分担と連携の下、学士課程、修士課程、専門職学位課程、博士課程を通じて実施 ~
  - ・高校教育改革、入試、大学教育改革の一体実施
  - ・学修時間の増加、教員の組織的教育、学修環境の整備等
  - ・学修成果の把握(アセスメントテスト等)
  - ・社会人学生・留学生の受入れ拡大 等
  - ・高等教育における実践的キャリア教育・職業教育の充実 等
- **戦略的な機能強化**
  - ・層の厚い「リサーチ・ユニバーシティ」・研究拠点の形成
  - ・グローバルに活躍する人材育成、国際化の拠点大学の形成
  - ・地域再生の核となる大学・大学群\*(COC「Center of Community」)の形成
  - ・多様で質の高い中間層の形成(社会人の学び直しも含む) 等
- **システム・基盤整備**
  - ・大学ビジョン等に基づく、メリハリある戦略的資源配分
  - ・大学群の形成に向けた大学連携の推進(国際展開のための大学間連携、連携のための多様な制度的枠組みの整備)
  - ・世界標準の質保証の仕組みの整備(大学ポートレート、評価制度改革、客観的指標整備等)
  - ・大学の質保証の徹底推進(質確保のためのトータルシステムの確立、きめ細かい経営指導や支援、教学上問題のある大学への厳格な対応)
  - ・質的転換のための公財政投資の充実、大学のガバナンス強化 等

P7

# 主体的に学び・考え・行動する力を鍛える大学教育の質的転換

### 社会が求める人材像

主体的に学び考え、どんな状況にも対応できる多様な人材

### 大学教育に求められること ~学生の主体的な学びの確立~

- 学修時間の実質的な増加・確保により、
- ① 「答えのない問題」を発見、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛えること
  - ② 実習や体験活動などの教育によって知的な基礎に裏付けられた技術や技能を身に付けること

### 大学教育の質的転換のための取組

- ・ 教員と学生とが意思疎通を図りつつ、学生が相互に刺激を与えながら知的に成長する課題解決型の能動的学修を中心とした教育へと転換することが必要
- ・ その際、以下の諸方策と連なってなされることが必要

#### ○ 教育課程の体系化

教育課程全体として、育成する能力、知識技術、技能と個々の授業科目の関連性を明示

#### ○ 組織的な教育の実施

教員全体の主体的な参画により、教員間の連携と協力により教育を実施

#### ○ 授業計画(シラバス)の充実

事前の準備や事後の展開などの指針、他の授業科目との関連性等、授業の工程表として機能するよう作成

#### ○ 教員の教育力向上、学生の学修環境の整備などを進めるための全学的な教学マネジメントの改善

#### 平成24年度から直ちに実施

- ・ 文部科学省による、教育方法、学修環境等を把握するため「緊急調査」を実施
- ・ 大学教育改革に関する「フォーラム(対話集会)」を全国各地で実施
- ・ 私立大学教育研究活性化のための環境支援
- ・ 基盤的経費の機動的配分によるガバナンス強化・教育改革加速 等

#### 平成25年度から逐次実施

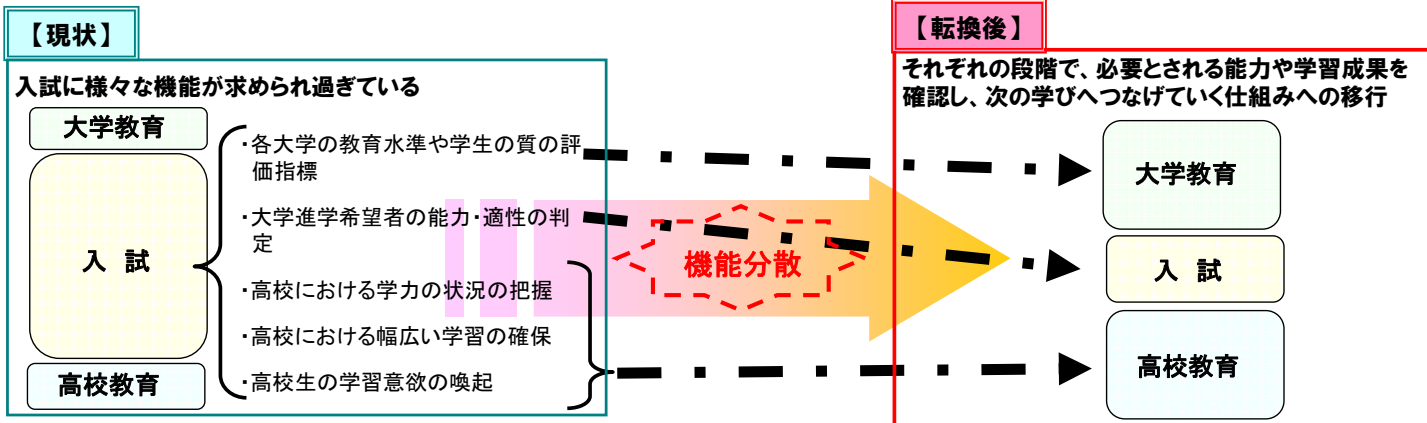
- ・ 学生の主体的学びを拡大する教育方法の革新
- ・ 教員の教育力向上への支援
- ・ 国際的に信頼性の高い教育システムの整備 等

P8

# 大学入試の改革 ～学ぶ意欲と力を測る大学入試への転換～

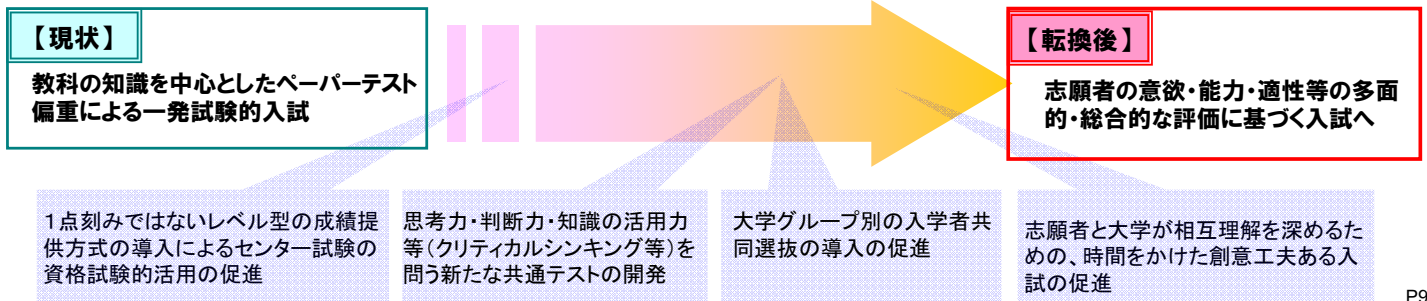
## 1. 高校教育から一貫した質保証へ ～点からプロセスによる質保証へ～

※本年夏を目途に中央教育審議会等で検討開始



## 2. 教科の知識偏重の入試から「意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価」へ ～各大学が丁寧に選抜する入試へ転換～

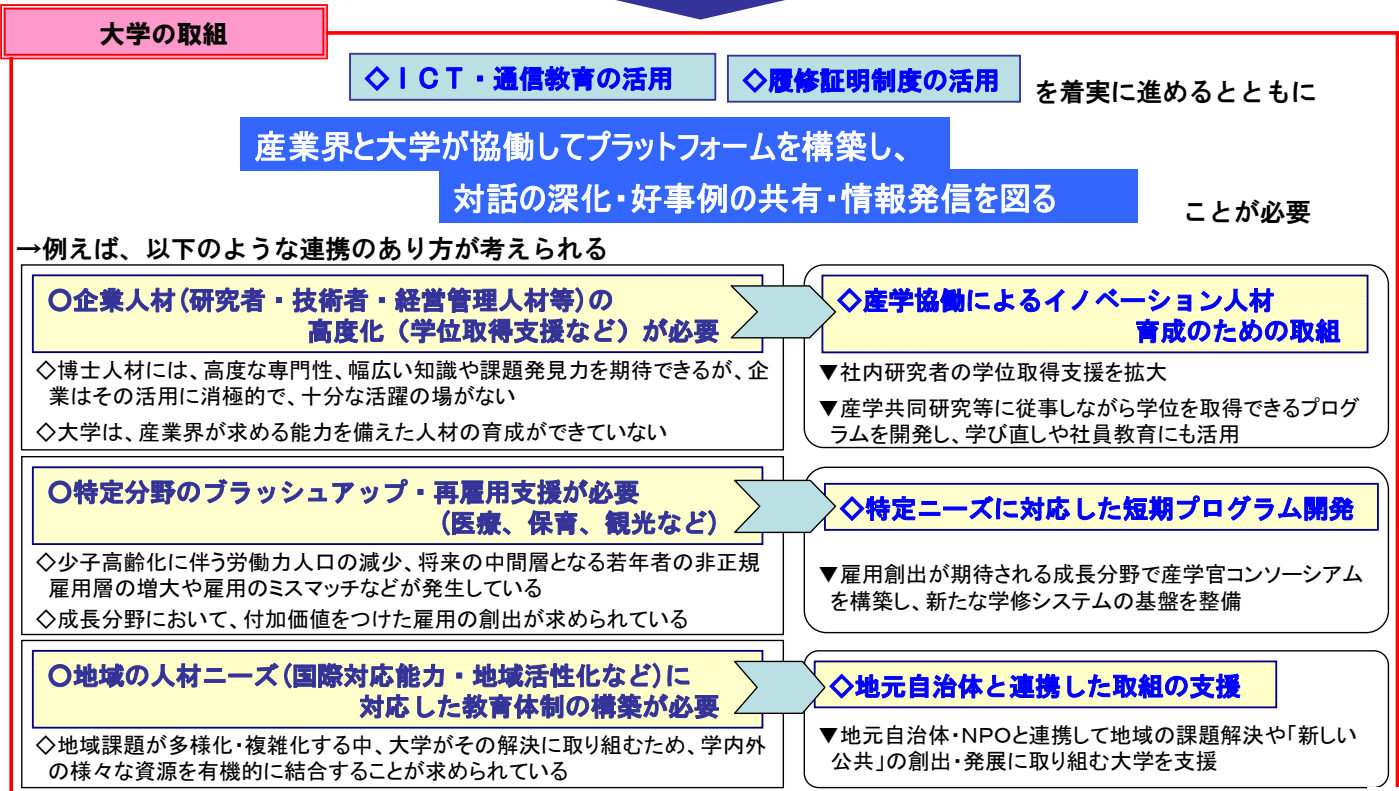
※考えられる取組み例  
※可能な取組から逐次着手



P9

# 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進

- |                 |                      |                       |
|-----------------|----------------------|-----------------------|
| 社会人の学び直しに共通する課題 | ▼多忙な社会人に対する教育アクセスの確保 | ▼教育資源の偏在への対応          |
|                 | ▼プログラムの認知度・通用性の確保    | ▼プログラムの専門性・充実度のバラツキ解消 |



P10

# グローバル化に対応した人材育成

## 拠点大学の形成などによる、大学の国際化の飛躍的推進

### 【目標】

- ・入試・授業を通じた語学力向上の取組
- ・教員のグローバル教育力の強化
- ・外国人教員の採用拡大
- ・海外留学・交流の拡大
- ・入学・卒業時期の弾力化
- 等

### 【施策①】

- **国際化の拠点大学の形成 (H24年度より取組を強化)**
- 各大学が、
- ・卒業時の外国語カスタンダード(例: TOEFL iBT80点)の設定とこれを満たす学生数、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数など、達成目標を設定
- ・目標達成に向けて、日本人学生の海外留学者数・比率、外国人留学生数・比率、外国語による授業の実施率などの具体的目標や、日本人学生の留学促進のための環境整備、英語による授業のみで学位取得ができるコースの導入等の具体的構想を設定し、事業を実施

### 【施策②】

- **学生の双方向交流の推進**
- ・海外の大学に長期留学する学生や、大学間交流協定等に基づき海外の大学に短期留学する学生に奨学金を給付
- ・国費外国人留学生への奨学金、私費外国人留学生への学習奨励費給付
- 等

## 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増

## 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進

- **リーディング大学院の構築[博士課程教育リーディングプログラム]**
- 研究者養成の性格が強かったこれまでの博士課程教育を改革し、俯瞰力・独創力を備え、産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築を支援。

- **円卓会議において、「アクションプラン」を策定**
- ・世界を舞台に活躍できるグローバル人材育成のための教育の充実・強化
- ・社会に新たな価値や成長モデルを創造するイノベーション人材の育成・活用の充実・強化
- 企業の協力を得て大学教育の改善を推進

- **産業界と大学、政府が協力してプラットフォーム構築に取り組むことを、社会運動として継続的に推進**
- ・円卓会議の提言の普及(シンポジウムの開催、取組状況の発信)
- ・各地域、各業界において産学連携の場の形成を推進
- ・産学協働のアクション(採用慣行の改善(留学経験積極評価、通年採用))
- ・企業人材の活用による教育システムの構築

## 秋入学への対応など、教育システムのグローバル化

※ 平成25年度より逐次実施

- ・グローバルに活躍する者に求められる幅広い教養教育(関係する知識を全体的に把握・俯瞰し理解する能力の育成)
- ・学修時間の飛躍的増加と、それを支える学習環境の整備(教員サポート体制、図書館機能の強化等)
- ・学生の主体的学びを拡大する教育方法の革新、教員の教育力向上(参加型授業、フィールドワーク、教員の教育評価等)
- ・国際的に信頼感の高い教育システムの整備(科目ナンバリング、準備学修を定めるシラバス等)

P11

## 大学COC(Center of Community) 機能の強化について

※平成25年度から逐次実施を目指す

### 背景

【これまでの大学に対する批判】

- 大学の教育研究が、社会の課題解決に十分応えていない。
- 学生が大学で学んだことが、社会に出てから役立っていない。
- 地域と教員個々人のつながりはあっても、大学が組織として地域との連携に臨んでいない。

学生が主体的に学び、次代を生き抜く力を育むことを前提に

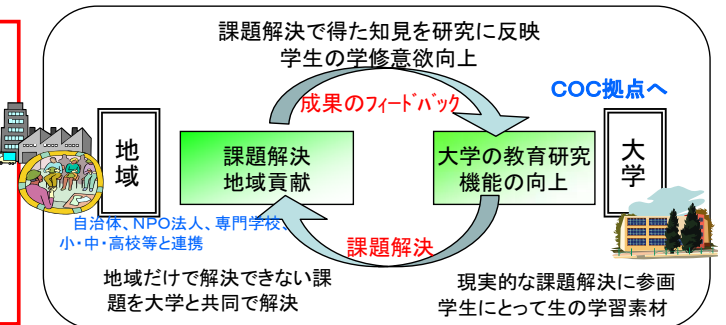
【大学が地域の課題解決に取り組む意義・効果】

- 大学の教育研究がより現実的な課題を直視したものになる。また、地域社会の大学に対する理解が進む。
- フィールドワーク等を通じて、学生が社会の現実の課題解決に参加することで実践力を育成。学修する意欲も刺激。
- 大学が組織として地域と連携することで、大学の様々な資源が有機的に結合。課題解決に向けた教育研究活動も活性化。

### 目標

大学等(短大・高専を含む)が、地域の課題を直視して解決にあたる取組を支援し、大学の地域貢献に対する意識を高め、その教育研究機能の強化を図る。

- 【支援対象】  
地域の課題解決につながる、特に優れた教育研究活動。
- 【支援方法】  
プログラム策定経費、システム整備費、人件費(TA・RA経費)等



### 地域人材の育成・雇用機会の創出

- 社会人のニーズに対応したキャリア・アップ、就業等学びの場の提供による社会人学生の受け入れなど、社会人に対する学び直しの場を提供。  
例)結婚を機に退職した教員や看護師が、大学の講座を受講して再び職場に復帰。
- 超高齢化社会に対応した学びや交流の場を提供。
- 地域の産業界と連携した研修等を提供。

### 地域活性化・地域支援の取組み

- 学生による地域の子ども達への支援や、商店街活性化などの活動。  
例)地域づくり考房「ゆめ」による外国籍児童との交流活動(松本大学)
- 震災や原発事故などの災害による影響や改善策についての調査研究。  
例)避難所や仮設住宅で暮らす子ども達の学習・遊び支援(福島大学)

### 産学連携・地場産業の振興

- 地元企業が直面している技術開発上の課題に対する助言、地域の特産である農産物の栽培方法や品種改良など、地域に対する研究成果の還元。
- 研究成果の社会実装に向けた産学連携拠点の構築と産学連携機能の高度化・ネットワーク化。
- 受諾研究や共同研究など、地域の企業等の個別ニーズに対応した研究開発。

P12



課題・背景

被引用度の高い論文数シェア

1998年～2010年(平均)				2008年～2010年(平均)			
Top 10補正論文数(整数カウント)				Top 10補正論文数(整数カウント)			
国名	論文数	シェア	世界ランク	国名	論文数	シェア	世界ランク
米国	33512	49.5	1	米国	45355	42.3	1
英国	7864	11.6	2	英国	12818	12.0	2
ドイツ	6667	9.9	3	ドイツ	11818	11.0	3
日本	5099	7.5	4位	中国	9813	9.2	4
フランス	4787	7.1	5	フランス	7892	7.4	5
カナダ	3751	5.5	6	カナダ	6622	6.2	6
イタリア	2926	4.3	7	日本	6375	5.9	7位
オランダ	2472	3.7	8	イタリア	5950	5.6	8
オーストラリア	2108	3.1	9	スペイン	4784	4.5	9
中国	1417	2.1	13	オランダ	4715	4.4	10

出典: 文部科学省科学技術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2011」

○国際的に見ると、全体としてわが国の研究力は相対的に低下傾向

○世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の層が薄い

○大学の研究体制・環境の全学的・継続的な改善に課題

- ・研究者一人あたりの研究支援者数は低下。諸外国に比べ低水準。
  - ・教員配置の固定化やポストク等の任期付雇用の増加により、新陳代謝に課題。
  - ・海外派遣研究者数の伸びは横ばい。長期派遣はピーク時の半分以上。
  - ・国際共著論文の割合が低い。
  - ・民間からの研究資金等が近年減少
  - ・更新時期を迎えている研究設備の整備・更新が困難。
- 学長が全学的に課題解決を図るための権限と資源が不足

課題解決の方向性

○学長のリーダーシップ発揮による全学的な研究力強化策を推進

・研究力の進展が期待できる大学に対し、エビデンス※に基づき、「リサーチ・ユニバーシティ」としての研究力を強化する取組を支援

※指標例: 科研費の獲得状況、高被引用度論文のシェア、民間企業との共同研究実績等

○課題別の取組により改革実践を蓄積

- ・研究システム・環境改革の促進 (テニュアトラック、リサーチアドミニストレーター等の普及・定着等)
- ・産学官連携の推進(産学連携拠点の構築と機能の高度化・ネットワーク化等)
- ・国際的な頭脳循環の推進

○力のある研究拠点への集中投資と多様な研究の支援

- ・研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・科研費の充実

効果

大学間の持続的な競争環境の醸成

研究力と意欲を有する大学の持続的な成長

国際的な競争力を有する研究拠点の形成・持続的発展

世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」群の増強

大学の研究力の向上により、イノベーションの加速、社会・経済の発展に寄与

P13

国立大学改革【ロードマップ】



国立大学改革の先行実施

▶ 大胆な改革を重点的に支援

- (取組のイメージ)
- ・研究面での最高水準の拠点形成
- ・機能別・地域別の大学群形成に向けた連合連携
- ・効率的な大学運営のための事務処理共同化

国立大学改革強化推進事業 (H24年度予算: 138億円)

- ・教育の質保証と個性・特色の明確化
- ・大学運営の高度化

国立大学の新体制構築、機能強化に向けた改革の加速化

国立大学改革基本方針

《24年度中》

国として改革の方向性を提示

- ▶ 教員養成、医学、工学のミッションの再定義  
→ 大学・学部の設置目的を明確化し、公的教育機関としての存在意義を「見える化」
- ▶ 改革促進のためのシステム改革  
○ 大学関係予算の戦略的・重点的支援  
→ 各種指標を踏まえて支援対象を絞り込み、重点的に支援  
○ 大学間連携、組織改革の促進  
→ 国立大学改革強化推進事業により大胆な改革を重点的に支援

国立大学改革プランの策定

《25年央まで》

大学ごとにミッションを再定義し改革の工程を確定※

- ▶ 全大学・学部のミッションの再定義
  - ▶ 改革促進のためのシステム改革の加速
  - 予算の戦略的・重点的支援の拡大
  - 必要な制度改正の検討、提案 (例) ・多様な大学間連携の制度的選択 (一法人複数大学(アンブレラ方式)等)
  - ・国立大学法人の評価の在り方
  - ・財務上の規制緩和
  - ・国立大学のガバナンスの強化
- ↓
- 大学の枠・学部の枠を越えた再編成等へ (例) ・「リサーチ・ユニバーシティ」群の強化
- ・機能別・地域別の大学群の形成

※国立大学改革プランを踏まえた第三期中期目標の策定・中期計画の認可へ P14

# 国立大学改革【多様な大学間連携(制度的イメージ)】

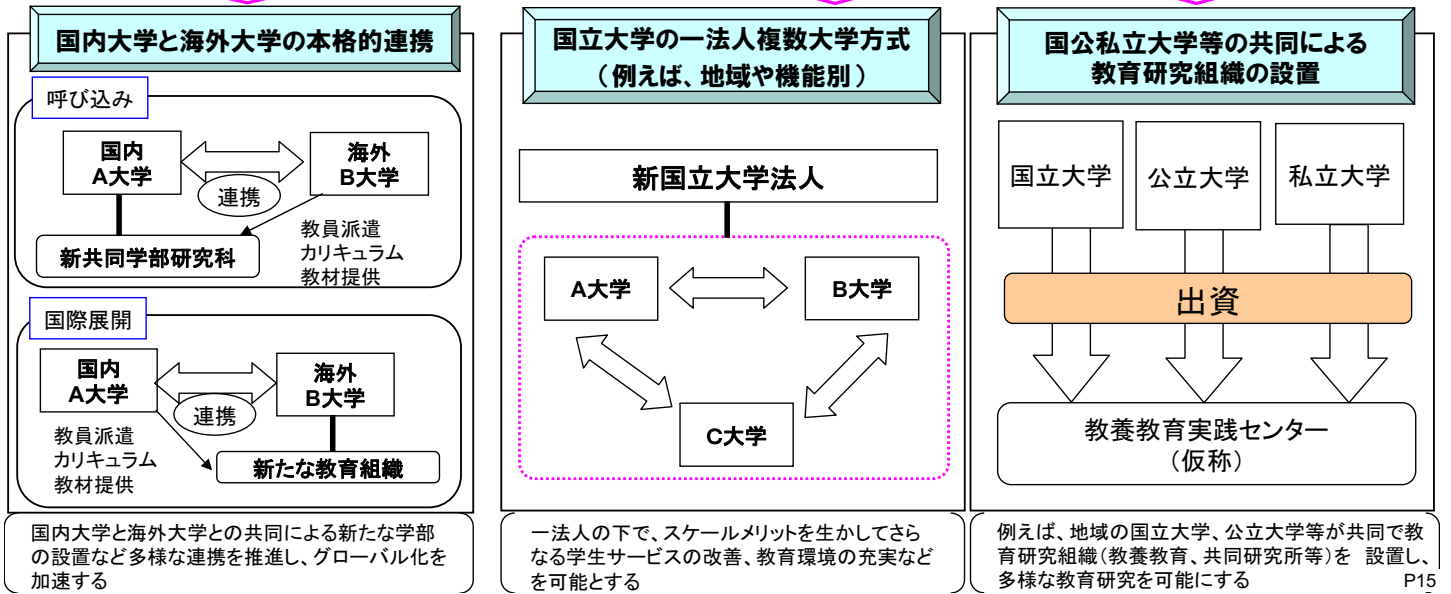
## 現状

- ・これまでも、教育課程の共同実施制度の導入や、同一都府県内にある国立大学同士の統合等の取組は実施
- ・大学の機能(国際競争力のある人材育成・知的基盤の形成等)の一層の強化のためには、さらに多様な大学間連携が必要

- ◆ 大学の機能を再構築し、強化する視点から、連携方策を拡大。
- ◆ 大学の主体的判断により、これまでできなかった取組みが可能となるよう検討。

### I. 戦略的な国際展開のための大学連携の促進

### II. 連携のための多様な制度的枠組みの整備



## 評価制度の抜本改革

### (1) 評価を通じた質の保証・向上の促進

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

#### 【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。

- ・ 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- ・ 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・ 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

#### 【施策】

#### ①機能別評価の導入 ~多様な大学の状況に応じた評価へ~

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

#### ②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として活用。

#### ③学習成果を重視した評価 ~インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ~

教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。

⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

### (2) 評価の効率化

#### 【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。

- ・ 情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

#### 【施策】

#### ①「大学ポートレート」の活用 (※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施)

「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により、評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

#### ②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

### (3) 社会との関係の強化

※ 平成25年度より逐次具体化を目指す(中教審等で検討)

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

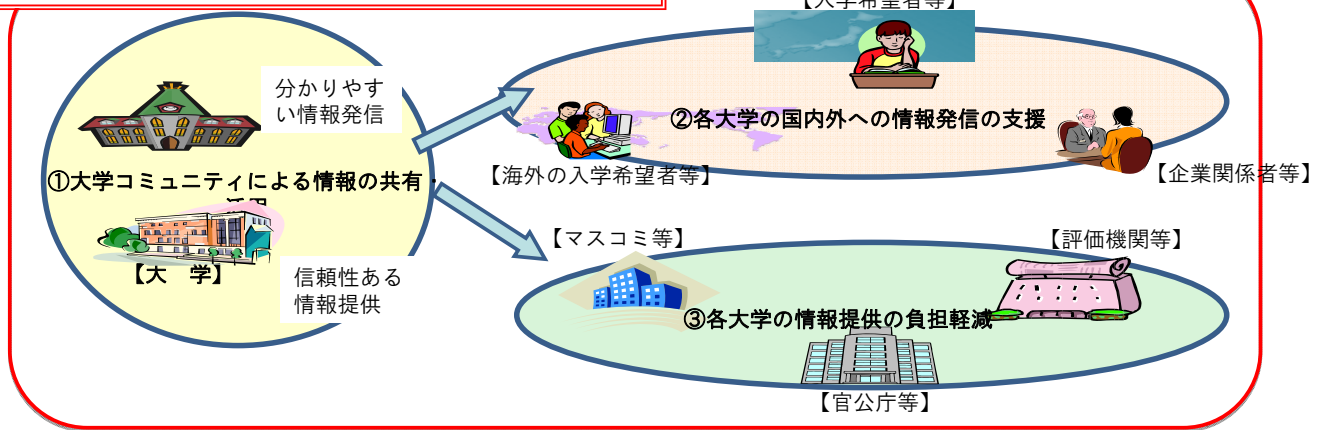
- ・ 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- ・ 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- ・ 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施

認証評価機関の共通的な取組として位置づけ

# 大学情報の公表の徹底(大学ポートレート)

データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築  
**【趣旨】**：大学が教育情報を自らの活動状況を把握・分析することに活用。  
 大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者に分かりやすく発信。  
 基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し大学の業務負担軽減。  
**【運営】**：大学と大学団体の参画による自主・自律的な運営体制

## 大学ポートレート(仮称)のイメージ



### 【運営体制】

- ・大学教育の質保証を担う新法人にセンターを設置
- ・大学団体、評価機関などによる自主的な運営体制
- ・高校関係者などユーザーの意見の反映

### 【整備のスケジュール】

- ・平成24年度  
→基礎的な情報発信の先行実施
- ・平成26年度  
→本格実施

### 【収集・発信する情報】

- ① 統計調査の基礎的な情報
- ② 公表が義務化された9項目
- ③ 大学評価で求められる情報
- ④ 官公庁、マスコミ等から重複して求められる情報



# 客観的評価指標の開発 1/2

## ◆趣旨

- ・大学の教育力、研究力、地域貢献、国際性などに関する強みを客観的に明らかにする指標を開発
- ・大学の強みや特徴を相対的に明らかにするために、大学間や専門分野間で比較可能なわかりやすい指標の表現方法等を開発
- ・各大学の取組の進展や伸び率等に着目した指標を開発

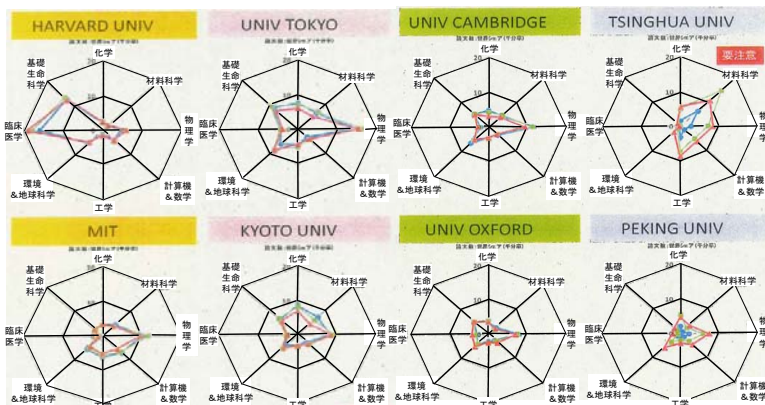
## ◆活用方法

- <大学>  
・各大学の機能強化等での達成目標・ベンチマークとして活用
- <国・評価機関>  
・大学関係予算(プロジェクトを含む)の採択・配分での活用
- ・機能別評価での評価指標や大学ポートレートに活用

### <イメージ①> 研究力(各大学の分野ごとの特色を表示)

論文数の分野ポートフォリオを作成

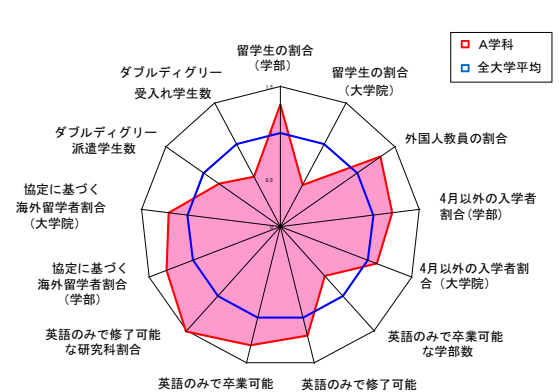
1996-2000 2001-2005 2006-2010(世界シェア:千分率)



・名寄せは行っていない。精華大学については、研究ポートフォリオに影響を及ぼす表記揺れが認められ、現時点のデータは要注意である。  
 ・トムソン・ロイター社「Web of Science」を基に、科学技術政策研究所が集計

### <イメージ②> 国際性(各大学の評価領域ごとの特色を表示)

評価指標ごとの水準のレーダーチャートを作成(国際性を重視した例)



評価領域と指標のイメージ

◆研究(力) (分野の特性等に留意する必要あり)

- ①研究業績
  - 論文数、論文被引用シェア
  - 国際共著論文数
- ②研究資金・研究環境
  - 競争的資金(科研費等)の獲得状況
  - 大型研究の受託状況
  - ▲研究支援スタッフの配置状況
  - 研究者の流動性(他大学・研究機関への転出人数)
  - 若手研究者の育成(若手研究員、JSPS特別研究員の受入れ)
  - ×研究資源の共用状況

- ③産学連携
  - 企業との共同研究、受託研究等の件数・金額
  - 特許(出願数、取得件数、特許収入、ライセンス契約数)

※これらの伸び率  
※特許など多様な研究成果に着目

◆教育(力)

- ①教育環境
  - 学生/教員比率、学生/職員比率、学生/TA比率
  - ▲学生一人あたり教育経費
  - ▲学生(学修)サポートシステム
  - ▲図書館の開設時間、サービス
- ②教学システム・教育内容
  - ▲ナンバリング、シラバスの標準化・活用度、GPAの活用度等
  - ▲教育活動・経験(アクティブラーニングの実施状況、学修時間等)
- ③教育成果
  - ×学生調査による教育実践の効果、学生による評価、学修時間等
  - ×就職状況
    - ◇上位10の職種と学位プログラムの関連
    - ◇企業による評価

※これらの伸び率、改善状況

◆国際性

- 留学生数(割合)、外国人教員数(割合)
- 日本人学生の海外留学実績(全体、割合)(短期交流、大学院での留学等)
- 英語コースの開設数
- 海外大学とのダブルディグリーの実施状況(開設数、参加学生数)
- ▲教員の海外経験割合、英語で教授できる教員数(割合)
- 国際共著論文数(教員一人あたり数)
- ▲学生の英語力(TOEFL等のスコア)

※これらの伸び率

◆多様性・流動性

- 留学生数(割合)、外国人教員数(割合)
- 大学院生の自校学部出身者の割合
- 教員の自校出身者の割合
- 女性教員の数・割合(職種ごと)
- 障がいのある学生、教員の数・割合
- 編入学生数・割合

※これらの伸び率、推移

◆地域貢献

- ①地域人材輩出
  - 地域の企業・施設・行政への就職状況(数・率)
  - 地域でのインターンシップ・実習の実施状況
  - ×地元企業・自治体の満足度
  - 地域の職業人向のコース等の開設状況、受講者実績 等
- ②生涯学習・地域コミュニティ支援
  - 公開講座等の開設状況、受講者実績
  - 地域との協働による学修機会
  - 地域における学生ボランティアの活動実績
- ③地域産業活性化への貢献
  - 地元企業との共同研究の実施状況
  - 地域復興センター等の有無及び活動実績

※これらの伸び率

▲:公表されたデータが無く、大学で改めて学内調査が必要なもの。  
×:調査データが存在しないもの。

質保証支援のための新たな行政法人の創設

経緯

○ 平成23年9月～10月 行政刷新会議に独立行政法人改革に関する分科会を設置。分科会のWGにおいて、各府省庁からヒアリングを実施

・大学関係の独法(大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、日本学生支援機構、日本学術振興会)については、「大学の支援を行う法人」として、運営に当たって大学関係者の意向を反映するなどの仕組みを整備すべきことを文部科学省から説明。

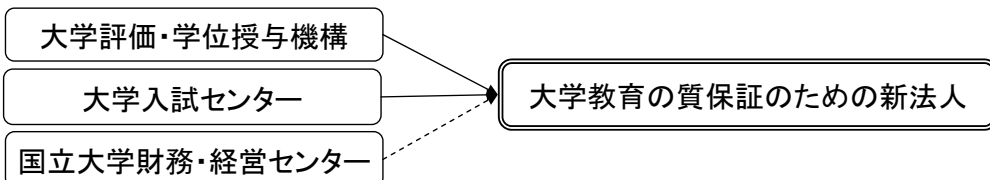
○ 政務折衝等を経て、本年1月20日「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を閣議決定

大学連携型法人の再編のポイント

※ 平成26年4月創設見込み

- 大学入試センターと大学評価・学位授与機構を統合し、廃止される国立大学財務・経営センターの業務を承継。
- 学習到達度の把握のためのテスト開発や学習行動の把握のための全国調査、認証評価・学位授与などの業務を実施。両法人の統合により、大学の入口から出口まで一貫した教育の質の保証を担う機能の強化を図る。

(統合イメージ)



# 国立大学における政策目的に基づいた基盤的経費の重点的配分の実現(イメージ図)

※ 平成25年度から逐次実施

## 政策目的

潜在力のある大学に対し、エビデンスに基づいて分野別に重点的支援を行い、我が国全体として、機能面に着目した各種の大学群の層を厚くし、国際競争力を強化  
 → 「リサーチ・ユニバーシティ」群の強化、専門分野人材養成の充実、地域貢献の充実等

## 背景

・国立大学の国際評価 → 幾つかの分野では高いレベルを維持しているが、先進国・新興国との競争が激化  
 ・論文の生産性や基盤的経費の配分 → 大学規模に対応して差が大きく、各大学群の層が薄い

## 【改善】

評価に係る改善点を踏まえ、次のPDCAサイクルへ展開

- ・効果が上がらないと判断される分野は支援見直し
- ・新たな分野の選定
- ・客観的指標の精緻化・開発

**ACTION**

## 【政策目的に則した評価】

- ・国による評価
- ・学長による評価 等

**CHECK**

## ①【ターゲット(政策目的の明確化)】

- ・人材育成上、活性化が必要な分野  
 →(例)工学、教員養成 等
- ・当該分野におけるトップ大学と伍して高いレベルを維持している大学

## ②【選定方法】

エビデンス(科研費の採択件数、引用度の高い論文数、卒業生の進路等)に基づいた学科・専攻の選定

## ③【支援内容】

当該分野におけるトップ大学と同等レベルの教育研究基盤整備等のため、選定した学科・専攻に重点的に資金配分

**PLAN**

## ①【学長がリーダーシップを発揮】

- ・支援対象の学科・専攻が世界と伍して戦うための強化プランを学長(役員会)が自らプランニング
- ・強みのある学科・専攻への学内でのメリハリある重点配分をさらに推進

**DO**

## ②【大学のミッションとして明確に位置づけ】

必要に応じ中期目標・中期計画の変更

(注) 平成25年度概算要求からメリハリある配分を更に進めることとし、エビデンスに基づき既配分額の減額を行う。

P21

# 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施【私学助成の改善・充実 ～私立大学の質の促進・向上を目指して～】

加速度的に知識基盤社会化する世界にあって、高等教育の約8割を担う私立大学は日本の「分厚い中間層」を支える土台

- 私学助成は、これを支える基盤的経費として相応しい効果を挙げる必要
- 多様な特色の発揮と質的充実に向けた支援 及び メリハリある配分 を強化

[基盤的経費の充実 + 一層明確なメリハリ]

## 現在の取組

- 教員数に対する学生数
- 学納金収入に対する教育研究経費支出等の割合
- 教職員の平均給与費に応じた減額
- 特定の役員・教職員の報酬・給与が高額に上る場合の減額 **年々強化**
- 収入超過状況 **年々強化**
- 教育情報・財務情報の公表状況 **年々強化**
- 定員充足状況に応じた減額等 **年々強化**

**STEP ①**

## 直ちに実施する事項(H24年度)

- 教育研究活性化のためのメリハリある配分
  - 社会・経済の新たな成長に向けた取組への特別補助の充実
    - ・成長分野の人材育成
    - ・国際化への取組
    - ・社会人の受入れ
  - 建学の精神・私学の役割・特色による教育改革の新展開のための環境整備(私立大学教育研究活性化設備整備事業)
- ガバナンス強化のためのメリハリある配分
  - 教育情報・財務情報公表の促進
  - 先進的ガバナンス改革に対する特別補助の充実
  - 管理運営に課題のある法人への対応の厳格化
  - 教育条件向上・経営改善に向けた適正な定員管理の促進

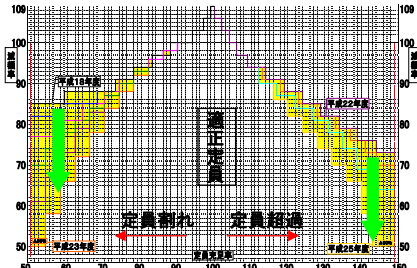
**STEP ②**

## 更にその後目指す方向(H25年度～)

- 私立大学の教育研究力を高め、日本の人材の質を高める取組を行う大学へ一層の重点投資
- 建学の精神を生かした学士課程教育の質向上(学修時間の確保、学業に専念できる環境整備等)
- 地域再生の核となる大学作り(COC(Center of Community)構想)(地域貢献、社会人受入れ・生涯学習機能の強化等)
- 産業界などのステークホルダー、国内外の大学等と連携した教育研究(産業界等とのミスマッチ解消や、世界で活躍する人材の育成のための取組等)

**STEP ③**

一般補助における定員充足率に係る補助配分の強化



[現状でも10校に1校程度は完全不交付]



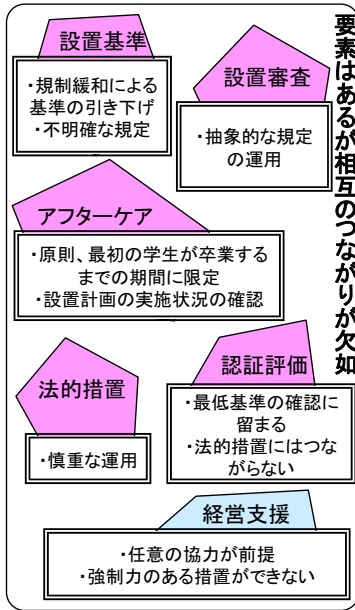
教育力と地域の生涯学習への貢献で高い評価を得ている松本大学



卒業生の質の高さが企業から高く評価されている金沢工業大学

P22

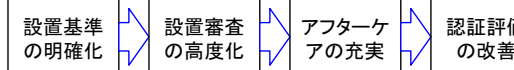
これまでの取り組みと課題



H24年度から直ちに実施

教学の質保証のトータルシステムの確立

設置基準の明確化等による一貫したシステムにより、大学の質を確実に保証する。

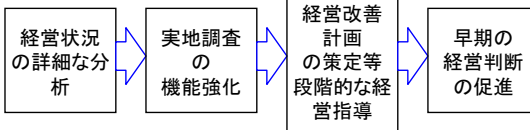


法令違反等、教学上問題がある大学に対しては、改善勧告・改善命令・組織廃止命令(学校教育法)

社会のステークホルダーの信を得られる質の高い大学を保証するシステム

早期の経営判断を促進するシステムの確立

経営上の課題を抱える学校法人について、実地調査等を経て早期の経営判断を促進する。



経営改善の見込みがなく、教育の継続に悪影響を及ぼす学校法人に対しては、役員解職勧告・解散命令(私立学校法)

社会変化に適應できない大学等の退場

(必要により、法令上の措置も検討)

よりハリある私学助成や経営指導・支援を積極的に行う。

大学としてふさわしい実質を有するものについては、それぞれの特性を活かした機能別分化に応じた適切な支援を進める。  
→教育水準が保証された、多様な教育機会を国民に保障

私大・短大の募集停止、再編・統合

	募集停止		再編・統合
	大学	短大	
15-19年度	2大学	30短大	0校
20-24年度	8大学	25短大	11校

慶應大・共立薬科大  
関西学院大・聖和大  
上智大・聖母大  
など

# 大学改革実行プラン(詳細)

## ～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～

社会との関わりの中で、新しい大学づくりに向けた改革を次の方向で迅速かつ強力に推進する。

- I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築
- II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

#### ① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- ・ 学修時間の飛躍的増加と、それを支える学修環境の整備(教員サポート体制、図書館機能の強化等)
- ・ 学生の「主体的な学び」を拡大する教育方法の革新(参加型授業、フィードバック等)
- ・ 教員の教育力向上への支援(教員の教育評価、全国的なFDセンターの発展等)
- ・ 国際的に信頼感の高い教育システムの整備(科目ナンバリング、準備学修を定めるシラバス等)
- ・ 障がいのある学生に対する支援の確立
- ・ カリキュラムや教学制度等の弾力化の検討
- ・ 大学院を含めた教育課程の体系化等
- ・ 高校段階での学力状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みの検討
- ・ 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進  
(高校・大学の教育と連動した入試改革、クリティカルシンキングを重視した入試への転換、センター試験の改革)
- ・ 大学在学中の学修成果を明確化する仕組みの整備(アセスメントテストの開発、学生状況調査の実施等)
- ・ 高大教育連携の推進(カリキュラム開発・授業改善等を含む)
- ・ 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進
- ・ 法科大学院の質保証の強化  
(課題のある法科大学院の教育体制の抜本的見直し・加速化、未修者を中心とした法科大学院教育の質の改善)

#### ② グローバル化に対応した人材育成

- ・ 拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)などによる、大学の国際化の飛躍的推進
- ・ 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- ・ 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など産業界との共同による大学院教育機能の抜本的強化)
- ・ 秋入学への対応等、教育システムのグローバル化

#### ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC構想の推進)

- ・ 地域(社会・産業・行政)と大学との組織的な連携強化  
(地場課題等の解決のための、地域の大学間連携、地域の枠を超えた大学間連携)
- ・ 大学の生涯学習機能の強化
- ・ 地域のイノベーション創出人材の育成
- ・ 地域の雇用創出、産業振興への貢献
- ・ 地域の課題解決への貢献
- ・ 多様な活動を支える教育・研究水準の保証

#### ④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- ・ 大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- ・ 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・ 大学の研究システム・環境改革の促進(ニューアトラック、リサーチ・アドミニストレーターへの普及・定着等)、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進

## 【平成24年度から直ちに実施】

### ◆ 国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

### ◆ 学修時間の飛躍的増加と、それを支える学修環境の整備

#### 大学教育質転換スタートアップ(仮称)

～大学改革フォーラムの全国展開～

- 文部科学省による教育方法、学習環境等を把握するため「緊急調査」を実施
- 大学改革に関する「フォーラム(対話集会)」を全国各地で実施
- 「大学教育質転換スタートアップ(仮称)」(制度、支援措置等の施策パッケージ)を平成24年内取りまとめ

### ◆ 高等学校と大学教育の接続の改善

- センター試験については、平成24年度試験において発生したトラブルの検証結果も踏まえ、直ちに対応可能な事項は平成25年度試験で改善し、更なる検討が必要な課題については、各大学の機能・特色等に応じた個別試験の改善とともに、中教審等で具体的な検討を開始

### ◆ 法科大学院の質保証の強化

(課題のある法科大学院の教育体制の抜本的見直しの加速化、未修者を中心とした法科大学院教育の質の改善)

- 法曹の養成に関するフォーラムにおける法曹養成制度の在り方等に関する検討状況も踏まえ、中教審において、課題のある法科大学院の教育体制の抜本的見直しの加速化や未修者を中心とした法科大学院教育の質の改善等、法科大学院の質保証の強化のための改善方策について検討し、結論を得られたものから直ちに実施

### ◆ グローバル化に対応した人材育成

#### 大学におけるグローバル化のための体制整備、学生の双方向交流の推進

#### ・ 大学におけるグローバル化のための体制整備

- 拠点大学の形成(グローバル人材育成推進事業)、大学の国際教育連携の強化(大学の世界展開力強化事業)
- 秋入学への移行等アカデミックカレンダーの柔軟化に関する各大学の検討の推移を見守りつつ、課題への対応方策等を検討
- ・ 入試における TOEFL・TOEIC の活用・促進

#### ・ 学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)

- 日本人学生の海外留学の拡大(短期・長期派遣の拡充等)
- 留学生の戦略的獲得(国費留学生制度の改善、相手国政府派遣留学生の積極的受け入れのための体制強化等)

#### ・ 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進

- 産学官にわたるリグローバルに活躍するリーダーを養成する「リーディング大学院」の構築

◆ 地域再生の核となる大学づくり

「COC(Center of Community)構想」の推進

- ・分厚い中間層の育成のため、特に地域の大学の人材育成機能、地域社会との連携、生涯学習機能を強化
- 大学間連携共同教育事業による地域の大学への支援強化
- **関係省庁や地方公共団体等との連携による地域再生の核となる大学づくりの推進**
- 現在、各大学が取り組む地域との連携に関する取組のさらなる推進(放送大学との連携を含む)
- 私立大学等経常費補助において、地方・中小規模の私立大学に対する支援を充実

【平成24年度から一部については直ちに実施】

◆ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

大学の研究力強化促進

- ・ 世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の増強
- **大学の研究力強化促進のための支援の加速化**
- ・ 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・ 研究システム・環境改革の促進(リサーチ・アドミニストレーター、リサーチ・アウトトラック、リサーチ・イノベーションセンター、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進)

【平成25年度から逐次実施】

◆ 地域再生のための「COC(Center of Community)構想」に基づく施策の実施

- ・地域の雇用創造、産業振興への貢献、地域の課題解決への貢献、地域のイノベーション創出人材の育成等を担う**新たな大学モデルの構築**(地域課題等の解決のための、地域に根ざした大学間連携、地域の枠を越えた大学間連携)

II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

⑤ 国立大学改革

＜個々の大学のミッションの再定義、それを踏まえた国立大学の新体制構築、機能強化＞

- ・すべての国立大学の学部・研究科ごとのミッションを再定義、改革の方向性を明確化
- ・予算の戦略的配分・重点支援により、「リサーチ・ユニバーシティ」群の強化、機能別・地域別の大学群の形成、イノベーション人材を育成する大学院の飛躍的充実に活力ある国立大学を目指す
- ・国立大学のガバナンス強化、国立大学法人の評価のあり方、財務上の規制緩和等の検討
- ・海外・国内大学との連携を促進するとともに、そのための制度的選択肢を整備
- ・(一)法人兼教大(アンブレラ方式)等
- ・大学の枠・学部の枠を越えた再編成等(「リサーチ・ユニバーシティ」群の強化、機能別・地域別の大学群の形成)

⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

＜大学の機能強化、世界標準の質保証の仕組みの整備＞

- ・ 大学情報の公表の徹底(「大学ポータル」)
- ・ 評価制度の抜本改革(アウトカム評価、機能別分化に対応した評価、分野別評価)
- ・ 客観的な評価指標の開発(教育力、研究力、国際性、地域貢献等)
- ・ 国際的な質保証の共通枠組みの形成・促進(キャンパス・アジア 等)

＜大学群の形成に向けた大学連携の仕組みの整備＞

- ・ 国公立大学の設置形態を越えた新たな連携の枠組みの検討

＜大学の教育水準の保証＞

- ・ 大学教育の質保証の支援のための新たな行政法人の創設(大学入試センター、大学評価・学位授与機構等の統合)

⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

＜大学の積極的経営を促進・支援＞

- ・ 柔軟な人事・会計・給与・雇用システムによる積極的な経営の促進
- ・ 各長のリーダーシップの下、迅速な意思決定を可能にする組織運営の確立
- ・ 各学域・学部の状況に応じた適切なガバナンス改革に対する支援
- ・ 経営人材、職員等の育成
- ・ 学校法人の財務情報の積極的な公開の促進

＜公財政支援の充実とメリハリある資源配分＞

- ・ 基盤的経費の確保・充実とメリハリある配分
- ・ 競争的な資金経費によるインセンティブの強化・先進的取組みの促進
- ・ 施設設備の共用化、シェアードサービス(共通業務の一括処理サービス)等予算の節減・合理化の促進
- ・ (大学の取組みの評価及びそれに基づく支援、国立大学法人の保有資産の有効活用等の促進)
- ・ 学生の経済的負担の軽減

＜多元的な資金調達促進＞

- ・ 大学の教育研究費等への民間資金導入促進策の検討
- ・ 税額控除の要件の見直し等の寄附税制の拡充
- ・ 税額控除制度の普及啓発や、先進事例の紹介等を通じて大学に対する寄附の促進(税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプランの実施)

⑧ 大学の質保証の徹底推進

- ・ 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- ・ 経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立



## 【平成 24 年度から直ちに実施】

### ◆ 改革を先取りした国立大学の取組の加速(大学の枠・学部の枠を越えた再編成等)

#### 国立大学改革

～グローバル化やイノベーション創出をはじめ社会的課題に対処できる新たな国立大学へ～

- 国としての改革の方向性を示した「**国立大学改革基本方針**」を平成 24 年度中に策定。
- 国立大学の個々のミッションの再定義と「**国立大学改革プラン**」の策定・実行、新たなミッションに応じた大学の枠・学部の枠をこえた再編成等(「リサーチ・ユニバーシティ」群の強化、機能別・地域別の大学群の形成等)
- 国立大学のガバナンスの強化、国立大学法人の評価の在り方、財務上の規制緩和等の検討
- 海外・国内の大学との連携促進と、そのための制度的選択肢の整備(一法人複数大学(アンブレラ方式)等)

### ◆ 大学情報の公表の徹底(「大学ポートレート(仮称)」)

#### 大学情報の可視化の加速

- 客観的指標を用いながら、大学の強み・特色を明確化し、大学の国際通用性を図るため、大学団体が運営するデータベースの構築【大学ポートレート(仮称)】
- グローバル化に積極的な大学の**一部先行実施【平成 24 年夏頃】**、本格実施【平成 26 年度】

### ◆ 国際的な質保証の共通枠組みの形成・促進(キャンパス・アジア 等)

- 質保証を伴った先進的な国際協働教育プログラムを推進(大学の世界展開力強化事業)しつつ、キャンパス・アジア(日中韓大学間交流)の推進等により国際的な質保証システムの共通枠組み作りに貢献

### ◆ 公財政支援の充実とメリハリある資源配分

#### 私立大学教育研究活性化のための環境支援

- 私立大学の役割の発揮と社会の成長に向けた特色ある取組み支援  
(成長分野の人材育成、国際化への取組み、社会人受入れへの特別補助の充実)
- 建学の精神、特色を生かした教育改革の新たな展開を支援するための私立大学の物的環境の整備  
(私立大学教育研究活性化設備整備事業)

#### 基盤的経費の機動的配分によるガバナンス強化・教育改革加速

- ・国立大学における政策目的に応じた基盤的経費の重点的配分
- ・私立大学等経常費補助の配分の改善
- 情報公表の取組み促進のためのメリハリある配分の強化
- 先進的ガバナンス改革の取組みに対する特別補助の充実
- 管理運営に課題のある法人への対応の厳格化
- 教育条件向上・経営改善に向けた適正な定員管理の促進

### ◆ 多元的な資金調達への促進

- 税額控除制度の普及啓蒙や、先進事例の紹介等を通じた大学に対する寄附の促進(税額控除制度を活用した私立学校への寄附促進アクションプランの実施)
- ◆ **大学の質保証の徹底推進(大学設置基準、大学設置認可・アプターケア、認証評価、改善措置等)**
  - 大学設置基準の改正、質保証のため大学に対する国の関与等の新たなルール化について逐次実施

## 【平成 25 年度から逐次実施】

### ◆ 国公立大学の設置形態を越えた新たな連携の枠組み

- 平成 24 年度から検討に着手し、平成 25 年度から逐次、制度・仕組みの整備

### ◆ 大学教育の質保証の支援のための新たな行政法人の創設(大学入試センター、大学評価・学位授与機構等の統合)

- 大学教育の質を保証するために、新法人の業務運営等の基本的考え方を整理するなど機能強化に資する取組みを促進【平成 24 年夏頃】

### ◆ 大学の積極的経営を促進・支援

- ガバナンス強化や財政基盤について、中央教育審議会大学分科会で検討【平成 24 年度内取りまとめ】

## 平成24年度から必要な調査・専門的検討を行うなど、平成25年度以降に逐次実施する主なもの

### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

#### ◆ 大学教育の質的転換と大学入試改革

##### 【平成25年度から逐次実施】

- ・学生の主体的学びを拡大する教育方法の革新(参加型授業、フィードバック等)
- ・関係法令整備【平成24年度目標】
- ・必要な施策については、平成25年度概算要求、教育振興基本計画に反映・位置づけ
- ・教育の教育力向上への支援(教員の教育評価、全国的なFDセンターの発展等)
- ・国際的に信頼感の高い教育システムの整備(科目ナンバリング、準備学修を求めるシラバス等)
- ・障がいのある学生に対する支援の確立
- ・カリキュラムや教学制度等の弾力化の検討
- ・大学院を含めた教育課程の体系化等
- ・高校段階での学力状況を多面的・客観的に把握する様々な仕組みの検討・整備
- ・高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入学者選抜への転換(高校・大学の教育と連動した入試改革、知識の活用力を重視した試験の開発、センター試験の改革)
- ・大学在学中の学修成果を明確化する仕組みの整備(アセスメントテストの開発、学生状況調査の実施等)
- ・高大教育連携の推進(カリキュラム開発・授業改善等を含む)
- ・産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進

#### ◆ グローバル化に対応した人材育成

- ・英語による授業の増進
- ・秋入学への対応など、教育システムのグローバル化

#### ◆ 地域再生の核となる大学づくり

##### 【平成25年度から逐次実施】(中央教育審議会、専門的検討会議等の設置・検討【平成24年度夏目録に取りまわめ】)

- ・地域の雇用創出、産業振興への貢献、地域の課題解決への貢献、地域のイノベーション創出人材の育成等を担う新たな大学モデルの構築(地域課題等の解決のための、地域に根ざした大学間連携、地域の枠を越えた大学間連携【再掲】)

#### ◆ 研究力強化：世界的な研究成果とイノベーションの創出

- ・大学の研究力強化促進のための支援の加速化【再掲】
- ・研究拠点の形成・発展のための重点的支援【再掲】
- ・大学の研究システム・環境改善の促進(サブコアラック、リサーチ・アドミニストレーター)の普及・定着等)、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進【再掲】

### II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

#### ◆ 大学改革を促すシステム・基盤整備

##### <大学の機能強化、世界標準の質保証の仕組みの整備>

- 【平成25年度から逐次実施】(中央教育審議会、専門的検討会議等の設置・検討等)
- ・取組制度の基本的改革(アウトカム評価、機能別分化に対応した評価、分野別評価)
- ・客観的な評価指標の開発(教育力、研究力、国際性、地域貢献等)

##### <大学の教育水準の保証>

##### 【平成25年度から逐次実施】

- ・大学教育の質保証の機能強化のための新法人の設置(大学入試センター、大学評価・学位授与機構等の統合)
- ・大学教育の質を保証するために、新法人の業務運営等の基本的考え方を整理するなど機能強化に資する取組みを促進【平成24年度夏目録】 【再掲】

#### ◆ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

##### <大学の積極的経営を促進・支援>

- 【平成25年度から逐次実施】
- ・ガバナンス強化や財政基盤について、中央教育審議会大学分科会で審議(平成24年度内取りまわめ)【再掲】

##### <公財政支援の充実とメリハリある資源配分>

- ・私立大学における教育研究力を高める取組への一層の重点投資(大学教育の質向上、地域再生の核となる大学、産業界や国内外の大学等との連携等)

##### <多元的な資金調達の促進>

- ・大学の教育研究費等への民間資金導入促進策の検討
- ・税額控除の要件の見直し等の審判税制の拡充

#### ◆ 大学の質保証の徹底推進

- ・経営層に対する経営意識の啓発と適切な経営に向けた指導の推進

# 平成25年度文部科学関係概算要求のポイント

## 文部科学関係要求のポイント

区分	平成24年度 予算	平成24年度 算額	平成25年度 要求額	対前年度 増減額	増減率
文部科学関係予算	5兆6,376億円 (2,249億円)	6兆455億円 (4,635億円)	4,079億円 (2,386億円)	7.2%	

※上段括弧書きは復興特別会計分内数 ※要求額には特別重点要求・重点要求(4,943億円)を含む

○少子高齢化等の社会構造の変化に対応しながら、フロンティアを切り拓き、創造力豊かな人材と優れた科学技術により日本再生を実現する。このため、多様な人材を輩出する教育改革の推進、スポーツ・文化芸術の振興、グリーン及びライフ分野を中心とした科学技術の推進に資する施策を未来への先行投資として「特別重点要求及び重点要求」において要求

○また、学校施設の復旧・耐震化や原子力災害からの復興支援など、被災地の要望等を踏まえつつ、「東日本大震災からの復興基本方針」に基づき、震災・原発事故から復活する施策を着実に実施するために必要な復興対策に係る経費を要求

## 〈文教関係予算のポイント〉

区分	平成24年度 予算	平成24年度 算額	平成25年度 要求額	対前年度 増減額	増減率
文教関係予算	4兆2,737億円 (1,641億円)	4兆5,974億円 (4,017億円)	3,237億円 (2,376億円)	7.6%	

※上段括弧書きは復興特別会計分内数 ※要求額には重点要求(2,769億円)を含む

○東日本大震災からの復興を実現し、日本再生を進めるためには、意欲のある者の多様な学習機会を確保するとともに、国際的に活躍する人材を育成・確保するなど未来への投資として次世代の育成を進めることが必要

○そのため、以下の施策に重点化

- ・少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善をはじめとした社会経済のイノベーションを進める人材の育成
- ・いじめ問題に対する総合的な取組や奨学金事業の充実など安心して教育を受けられることができる「学びのセーフティネット」の構築
- ・社会の変革のエンジンとなる大学改革の推進等

# 少人数学級の推進をはじめ社会経済のイノベーションを進める人材の育成

○少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善 (うち復興特別会計 22億円増) 1兆5,629億円 (32億円増)

・義務教育費国庫負担金  
・学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の義務教育の実現に向けて、教員が子どもと正面から向き合う教職員体制を整備するため、12年ぶりの策定を目指す新たな教職員定数改善計画の初年度分として、少人数学級の推進や個別の教育課題への対応に必要な5,500人の定数改善を図る

◇教職員定数改善計画案：5年計画(H25～H29)、改善総数27,800人

・計画初年度の定数改善(5,500人(H25～H29)の内訳)

◇35人以下学級の更なる推進 3,900人

◇いじめ問題、教育格差解消やイノベーション教育に向けた特別支援教育の充実 1,700人

・東日本大震災にかかる教育復興支援(1,000人(前年同))

・教職員定数の自然減(△3,200人)及び返戻等による給与減 △87億円

○高等学校等改革リーダーディングプロジェクト 6億円(新規)

・多様化した児童生徒に対応した、柔軟で多様な進路設計を可能とする教育を実現するため、小中一貫教育や中高一貫教育等の充実を図るとともに、高等学校段階において、生徒の適性や進路に応じた能力、社会・職業への移行に必要な能力、専門的職業人に必要な能力を育成し、その学習成果を測るため、学校・地域の実情に対応した意欲ある取組を支援

○理数教育の推進 25億円(15億円増)

・理科教育等設備整備費の補助を拡充するとともに、小学校・中学校に観察実験アシスタントを配置するための補助事業を創設するなど、児童生徒の科学的思考力を育むための環境整備を総合的に推進

○全国学力・学習状況調査の実施 56億円(16億円増)

・25年度調査は、対象学年(小6、中3)の全児童生徒を対象とした本調査により、すべての市町村・学校等の状況を把握するとともに、経年変化分析や経済的な面も含めた家庭状況と学力等の状況の把握・分析、少人数学級等の教育施策の検証・改善に資する追加調査等を新たに実施(教科:国・算(数))

・26年度調査(抽出調査(約30%)及び希望利用方式で実施)の準備の実施(教科:国・算(数))

○情報通信技術を活用した学びの推進 6億円(3億円増)

・21世紀を生きる子どもたちに求められる力を育む教育を実現するため、情報通信技術を活用した教育に関する実証研究を行う。また、急速な情報化の進展に伴う新たな課題に対応するとともに、必要となる人材の育成やデジタル教材等の標準化などの取組を支援

○インクルーシブ教育システム構築事業等 12億円(11億円増)

・改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、幼小中高等学校における合理的配慮の充実及び拠点地域・学校の整備、高校の特別支援教育の充実、就学奨励費の支給対象の拡大、医療的ケアのための看護師配置、データベースの構築、合理的配慮の関連知識の習得及び情報共有を図るためのセミナー開催等を実施

・発達障害に関する教職員の専門性向上に係る事業を実施

《関連施策》

・教職員定数の改善(通級指導など特別支援教育の充実 600人の定数改善増)

【5年計画(H25～H29)の改善総数 2,900人の初年度分】

・学校施設整備整備(公立学校のバリアフリー化) など

○成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進

・日本再生戦略等を踏まえ、成長分野等における中核的専門人材の養成を図るため、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等と産業界等との連携による産学官コンソーシアムを組織化し、「学習ユニット積み上げ方式」等、社会人学生・生徒が学びやすい学習システムの構築を図る

18億円 (13億円増)

○グローバル人材育成推進のための初等中等教育の充実

・小中高を通じた英語教育の強化や高校生の留学促進、国際バカロレアの趣旨を踏まえた教育の推進等により、初等中等教育段階からグローバル人材の育成に向けた取組を強化

- ◇小中高を通じた英語教育推進事業
  - ・英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力を強化する指導改善の取組
  - ・外部検定試験を活用した英語によるコミュニケーション能力・論理的思考力の検証
  - ・教育委員会と連携した大学による教員の英語力・指導力向上のための取組
- ◇将来的な外国語教育のあり方に関する調査研究等
  - ・小学校等における外国語教育に関する調査研究等
  - ◇高校生の留学促進
    - ・留学促進(支援金の対象高校生) 300人 → 600人(倍増)
    - ・グローバル人材育成の基盤形成事業

5億円

9億円 (5億円増)

○グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

・国際的に誇れる大学教育システムを構築し、質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う双方向の交流の取組を推進することにより、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するための総合的な体制を整備する

- ◇大学の世界展開力強化事業 44億円(18億円増) 56件(うち新規21件)
- ◇日本人学生の海外派遣と留学生短期受入れを一体とした交流事業(派遣) 54億円

《長期派遣(一年以上)：200人 → 300人(100人増)》  
《短期派遣(1年未満)：8,580人 → 10,000人(1,420人増)》

475億円 (30億円増)

安心して教育を受けられることができる「学びのセーフティネット」の構築

○いじめ対策総合推進事業等

・いじめ問題に対応するため、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整・支援する取組を推進するとともに、全公立中学校への配置などスクールカウンセラーの配置拡充や、スクールソーシャルワーカーの配置拡充など教育相談体制の整備充実、いじめ問題への的確な対応に資する教員研修の充実に取り組み

- ◇第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組
  - ：200地域
  - ◇スクールカウンセラー配置：中学校 9,835校(全公立中学校)、小学校 13,800校
  - ◇スクールソーシャルワーカー配置：2,226人
  - ◇教職員定数の改善【再掲】  
(いじめ問題への特別な指導を行う場合などのため、400人の定数改善増)  
【5年計画(H25～H29)の改善総数 2,900人の初年度分】

73億円 (27億円増)

など

○公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金

・家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償にするとともに、高等学校等就学支援金(※)を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する

※年額118,800円を上限とするが、低所得世帯については、所得に応じて89,400円～118,800円を加算して支給

3,953億円 (△7億円)

○大学等奨学金事業の充実  
～希望者全員に対する予見性の高い貸与型支援～

〔うち復興特別会計 75億円〕  
1,294億円 (27億円増)

※他に財政融資金 8,726億円(343億円増)

【事業費 1兆2,178億円(914億円増)】

- ・意欲・能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないようにするため、①希望者全員に奨学金(無利子・有利子)を貸与できるよう貸与人員を増員し、入学後の予見性(経済的支援を受けられる見通し)を高めるため「予約採用」枠を拡大
- ②返還者の状況に応じたきめ細やかな対応として、大学等卒業後の予見性(貸与を受けた奨学金の返還の見通し)を高めるため、平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の適用範囲を在学生にも拡大(現行：新規貸与者を対象)するなど着実に実施するとともに、「社会保障・税番号制度」(マイナンバー制度)導入を視野に入れ、例えば返還額が所得に連動するようなよりきめ細やかな奨学金制度の構築に向けて準備を実施

- ◇貸与人員 133万9千人 → 143万7千人(9万9千人増)  
(無利子奨学金) 38万3千人 → 41万9千人(3万6千人増(うち新規2万人増))  
(うち被災学生等 8千人 → 1万人)
- (有利子奨学金) 95万6千人 → 101万9千人(6万3千人増)

〔うち復興特別会計 61億円〕  
435億円 (49億円増)

○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実  
～給付的効果を通じた学生への経済的支援～

◇国立大学 H24:5.0万人→H25:5.7万人(0.7万人増)  
※学部・修士の授業料減免率を8.3%から10.0%へ引き上げ(博士は昨年度同様の12.5%)

◇私立大学 H24:5.4万人→H25:6.2万人(0.8万人増)  
※学内ワークスタディへの支援や教育活動の支援員など、学生への経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等への支援を含む

○幼稚園就園奨励費補助

・保育料等を軽減する「就園奨励事業」の私立幼稚園補助単価の引き上げや幼稚園に就園する第3子以降に対する多子軽減の補助対象の拡充により、保護者の経済的負担を軽減

- ◇私立幼稚園補助単価 I～III階層：3,000円引き上げ、IV階層：6,200円引き上げ
- ◇小学校3年生以下の兄弟のいる世帯の第3子以降の園児について、保育所と同様に所得制限を廃止

241億円 (26億円増)

○通学路安全推進事業

・通学路の安全を確保するため、特に対策が必要な市町村に対し通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討等を行う

○公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化等

・地震から児童生徒等の生命・身体を守るために耐震化事業及び非構造部材の耐震対策等地域の避難所機能として不可欠な防災対策事業等を実施

耐震化種数：約4,300棟(小中学校分)  
耐震化率：84.8%(24年4月)→約90%(24年度事業完了後)→約93%(25年度事業完了後)

〔うち復興特別会計 2,339億円〕  
3,022億円 (1,776億円増)

## 社会の変革のエンジンとなる大学改革の推進等

### ○国立大学法人運営費交付金

- ・我が国の人材養成・学術研究の中核である各国立大学法人等が安定的・継続的に教育研究活動を実施できるより、大学運営に必要な基盤的経費を充実
- ◇大規模学術フロンティア促進事業 297億円(95億円増)
- ◇国立大学附属病院における機能・経営基盤強化 50億円(新規)
- 医療情報のネットワーク化によるバックアップ体制の強化及び後発医薬品の導入促進による国立大学附属病院の機能・経営基盤強化
- ◇ラーニング・ユニバーシティの形成 30億円(新規)
- 特に演習や実技等の双方向教育における先駆的な役割を果たす大学等に対し、設備や教育支援人員の整備に必要な経費を重点配分
- ◇授業料減免等の拡大

学部・修士課程に係る授業料免除率を8.3%から10.0%に引き上げ(博士課程については平成24年度と同様)に12.5%に設定)。あわせて、東日本大震災により被災した学生の修学に必要な経費を要求  
免除対象人数：約0.7万人増(平成24年度 約5.0万人→平成25年度 約5.7万人)

### ○国立大学改革促進補助金

- ・「大学改革実行プラン」の下、大学・学部・学部の枠を超えた連携・再編成など、国立大学改革を促進させるため、基盤的経費の予算配分において、大学の強み・特色を反映させる一環として、以下の事業を創設
- ◇組織運営システム改革促進事業 170億円(32億円増)
- ◇分野別トップレベルの学科・専攻等への重点化促進事業

### ○大学教育研究基盤強化促進費

- ・各大学のニーズを踏まえつつ、組織運営システム改革の促進や分野別トップレベルの学科・専攻等への重点化につながる教育研究基盤強化を支援
- (国立大学改革促進補助金及び国立大学法人施設整備費補助金等を組み合わせて配分)
- 90億円(47億円増)

### ○国立大学法人等施設の整備

- ・「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年8月文部科学大臣決定)に基づき、大学等の教育力・研究力を強化し、かつ、質の高い医療を提供するため、耐震化や老朽再生など施設の重点的・計画的整備を支援するとともに、各法人の大学改革の取り組みを支援するための基盤整備を支援
- 耐震化率：89.3%(24年5月)→約91%(24年度事業完了後)→約93%(25年度事業完了後)

〔うち復興特別会計 28億円〕

1兆1,267億円(△155億円)

- 国立大学等経常費補助 28億円(95億円増)
- ・建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等を充実
- ◇私立大学等改革総合支援事業 297億円(95億円増)
- ◇私立大学等改革実行プランに基づき、大学教育の質的転換など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援
- ◇授業料減免等の充実 約0.8万人増(約5.4万人→約6.2万人)
- ※私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援

### ○私立高等学校等経常費助成費等補助

- ・私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援
- ◇幼稚園における預かり保育の拡充、教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、授業料減免事業、防災教育等

### ○私立学校施設・設備整備費

- ・私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援
- 政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対して融資
- ◇「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」による支援や、長期低利融資制度の拡充を図り、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る
- ◇私立大学等改革総合支援事業において、施設・装置整備を支援

### ○私立大学等教育研究活性化設備整備事業

- ・私立大学等が建学の精神と特色を生かし、教育改革のこれまでに以上の新たな展開を図るため、基盤となる教育研究設備の整備を支援
- ◇私立大学等改革総合支援事業において、設備整備を支援

### ○世界的なりーディング大学院の構築等

- ・グローバルに活躍するリーダーを養成するりーディング大学院の構築や世界で活躍できる研究者を輩出する大学院拠点の形成を支援
- ◇博士課程教育りーディングプログラム 199億円(83億円増)
- ◇卓越した研究者養成拠点事業 149億円(69億円増)

### ○地域再生の核となる大学の形成

- ・大学等の教育研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化に貢献するため、大学等が持つ知的資源を集約し、地域が直面している様々な課題を解決する取組のうち、特に優れたものを支援
- ◇地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業) 42億円(新規)

### ○高度医療人材の養成と大学病院の機能強化

- ・大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材養成の促進を図るとともに、地域医療の最前線である大学病院の機能を強化する
- ◇超高齢社会及びメデイカル・イノベーションに対応した医療人養成 45億円(新規)
- ◇がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 21億円(前年同)

## ◆私学助成

〔うち復興特別会計 65億円〕

3,345億円(82億円増)

- 私立大学等経常費補助 65億円(82億円増)
- ・建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等を充実
- ◇私立大学等改革総合支援事業 297億円(95億円増)
- ◇私立大学等改革実行プランに基づき、大学教育の質的転換など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援
- ◇授業料減免等の充実 約0.8万人増(約5.4万人→約6.2万人)
- ※私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援

〔うち復興特別会計 2億円〕

1,030億円(24億円増)

- 私立高等学校等経常費助成費等補助 2億円(24億円増)
- ・私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援
- ◇幼稚園における預かり保育の拡充、教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、授業料減免事業、防災教育等

〔うち復興特別会計 346億円〕

473億円(255億円増)

- 私立学校施設・設備整備費 346億円(255億円増)
- ・私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援
- ※ほかに財政融資資金355億円(△190億円)
- 政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対して融資
- ◇「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」による支援や、長期低利融資制度の拡充を図り、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る
- ◇私立大学等改革総合支援事業において、施設・装置整備を支援

〔うち復興特別会計 14億円増〕

45億円(14億円増)

- 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 14億円(14億円増)
- ・私立大学等が建学の精神と特色を生かし、教育改革のこれまでに以上の新たな展開を図るため、基盤となる教育研究設備の整備を支援
- ◇私立大学等改革総合支援事業において、設備整備を支援

〔うち復興特別会計 37億円増〕

369億円(37億円増)

- 世界的なりーディング大学院の構築等 37億円(37億円増)
- ・グローバルに活躍するリーダーを養成するりーディング大学院の構築や世界で活躍できる研究者を輩出する大学院拠点の形成を支援
- ◇博士課程教育りーディングプログラム 199億円(83億円増)
- ◇卓越した研究者養成拠点事業 149億円(69億円増)

〔うち復興特別会計 14億円増〕

55億円(45億円増)

- 地域再生の核となる大学の形成 45億円(45億円増)
- ・大学等の教育研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化に貢献するため、大学等が持つ知的資源を集約し、地域が直面している様々な課題を解決する取組のうち、特に優れたものを支援
- ◇地(知)の拠点整備事業(大学COC(Center of Community)事業) 42億円(新規)

〔うち復興特別会計 26億円増〕

102億円(26億円増)

- 高度医療人材の養成と大学病院の機能強化 26億円(26億円増)
- ・大学及び大学病院を通じて高度医療を支える人材養成の促進を図るとともに、地域医療の最前線である大学病院の機能を強化する
- ◇超高齢社会及びメデイカル・イノベーションに対応した医療人養成 45億円(新規)
- ◇がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 21億円(前年同)

## 〈スポーツ関係予算のポイント〉

区分	平成24年度 予算額 (2億円)	平成25年度 要求額 (6億円)	対前年度 増減額 (4億円)	平成25年度 増減率 (4億円)
スポーツ関係予算	238億円	262億円	24億円	10.3%

※上段括弧書きは復興特別会計分で内数 ※要求額には重点要求(43億円)を含む

○スポーツ立国の実現を目指し、国際競争力の向上に向けた人材の養成やライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、世界共通の人類の文化であるスポーツに関する施策を、国家戦略として総合的・計画的に推進

○チーム日本競技力向上推進プロジェクト 30億円(新規)  
・メダル獲得が期待される競技をターゲットとして、多方面からの専門的かつ高度な支援や女性アスリートの国際競技力向上のためのプログラム等を実施  
◇マルチサポートによるトップアスリートの支援 23億円(競技数実績:19競技)  
◇女性アスリートの育成・支援 7億円

○メダルポテンシャルアスリート育成システム構築事業 7億円(2億円増)  
・各強化段階にある有能なアスリートを次段階へと引き上げるための育成・強化活動を通じ、メダルポテンシャルアスリート(メダル獲得の潜在力を有するアスリート)まで確実に引き上げるシステムを構築

○国立ケ丘競技場改築基本設計 13億円(新規)  
○スポーツ for all プロジェクト 10億円(新規)  
・全ての国民が日常的にスポーツに親しむことができよう、地域が有するスポーツ資源の活用による子どもたちの体力向上、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化、若者や子どもたちのスポーツ機会の充実及びスポーツを支える人材の拡大に資する施策を実施

## 〈文化芸術関係予算のポイント〉

区分	平成24年度 予算額 1,032億円	平成25年度 要求額 1,070億円	対前年度 増減額 38億円	平成25年度 増減率 3.7%
文化芸術関係予算	1,032億円	1,070億円	38億円	3.7%

※要求額には重点要求(152億円)を含む

○「文化力による地域と日本の再生」の実現を目指し、豊かな文化芸術の創造と人材育成、かけがえのない文化財の保存・活用及び継承、我が国の文化芸術の発信と国際文化交流の推進という文化芸術振興施策を戦略的に推進  
○「劇場法」、「古典の日法」(いずれも通称)の成立を踏まえ、文化拠点である劇場・音楽堂等が行う活動の活性化を図るとともに、古典に親しむ活動など地域における文化芸術活動を活性化させ、豊かな地域づくりを推進

○劇場・音楽堂等活性化事業 30億円(新規)  
・我が国の劇場・音楽堂等が行う創造発信や専門的人材の養成、教育普及活動等を総合的に支援することにより、文化拠点としての活性化等を図り、コミュニティに支えられた心豊かな地域づくりを推進  
◇トップレベルの劇場・音楽堂等に対する支援(15施設)  
◇地域の劇場・音楽堂等に対する活動支援(創造活動70件、人材養成40件、教育普及40件)

○文化財の保存修理・防災対策等の充実 121億円(9億円増)  
・文化財の種類や特性に応じた適切な周期による計画的な保存修理の実施や文化財を災害から護る防災・防犯設備整備等の充実により、適切な状態での文化財の保存・継承を図る

※他に復興特別会計で国指定等文化財の復旧等(21億円)を要求

## 〈科学技術予算のポイント〉

区分	平成24年度 予算額 (581億円)	平成25年度 要求額 (594億円)	対前年度 増減額 (12億円)	平成25年度 増減率 (12億円)
科学技術予算	1兆791億円	1兆1,510億円	719億円	6.7%

※上段括弧書きは復興特別会計分で内数 ※要求額には特別重点要求(664億円)及び重点要求(1,205億円)を含む  
※平成24年度予算額から原子力規制委員会移管分(162億円)を除いた場合の要求額は対前年度8.3%増

○東日本大震災からの創造的復興を図るため、「日本再生戦略」に基づき、グリーン及びライフ分野の施策に重点化するとともに、原子力災害からの復興や被災地域の再生、自然災害対応に精力的に取り組む

○また、未来の日本を牽引する科学技術を推進するため、人類のフロンティアへ果敢に挑戦するとともに、科学技術イノベーションの創出等に重点的に取り組む

○さらに、科学技術の構造改革に向けて、大学の研究力強化など基礎研究の振興に取り組むとともに、科学技術を担う人材の育成や研究基盤の充実・強化等を図る

## 「日本再生戦略」を踏まえたグリーン・ライフ分野への取組

- 次世代エネルギー利用技術開発の戦略的推進(先端的低炭素化技術開発) 120億円(73億円増)  
・リチウムイオン蓄電池に代わる革新的な次世代蓄電池の研究開発や再生可能エネルギーを変換し貯蔵するアンモニア等のエネルギーキャリアに関する研究開発など、世界に先駆けた画期的なエネルギー貯蔵・輸送・利用技術の研究開発・人材育成を実施
- 海洋資源調査研究の戦略的推進 137億円(119億円増)  
・海洋資源の探査手法の研究開発等を加速し、海洋資源分布等の把握を進めるとともに、無人探査機や海底広域研究船(仮称)等の開発・整備を実施
- 元素戦略プロジェクト<研究拠点形成型> 28億円(6億円増)  
・我が国の資源制約を克服し、産業競争力を強化するため、レアアース・レアメタル等の希少元素を用いない革新的な代替材料を創製
- 再生医療実現拠点ネットワークプログラム 87億円(42億円増)  
・疾患・組織別に再生医療の専用化研究等を実施する拠点を整備するとともに、iPS細胞研究中核拠点を中心に、効率のかつより安全なiPS細胞の樹立に資する基礎研究を実施
- 東北メデイカル・メガバンク計画 復興特別会計: 56億円(前年同)  
・被災地域の医療復興に貢献するとともに、個別化予防・個別化医療等の次世代医療を実現するため、ゲノム情報を含む長期疫学研究(ゲノムコホート研究)等を実施

## 原子力災害への対応と防災・減災研究

〔うち復興特別会計 112億円〕

- 除染や廃止措置に向けた研究開発等  
・東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の環境回復のため、除染技術の確立に向けた取組を実施するとともに、原子炉の廃止措置に必要な研究開発を推進
- 原子力損害賠償の円滑化  
復興特別会計：53億円（35億円増）  
・「原子力損害賠償紛争審査会」の開催や「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介など、被害者救済のため迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る
- 〔うち復興特別会計 12億円〕
- 地震・津波に関する防災・減災研究の推進等  
51億円（16億円増）  
・南海トラフや首都直下の地震被害像の解明や防災対策等に資する研究、陸域活断層・海底断層や日本海側の地震・津波に関する調査研究、地域防災力強化のための研究を推進

## 未来の日本を牽引する科学技術

- 日本再生を牽引するセンター・オブ・イノベーション(CO I)の構築 110億円(新規)  
・既存分野・組織の壁を取り払って研究開発の「死の谷」を克服する、世界と戦える大規模産学連携研究開発拠点を構築
- 「はやぶさ2」及び「ALOS-2」の開発  
260億円(194億円増)  
・生命の起源を探る小惑星探査機「はやぶさ2」(26年度打上げ予定)及び災害時の状況把握等に有効な陸域観測技術衛星2号「ALOS-2」(25年度打上げ予定)の開発を推進
- 〔うち復興特別会計 48億円〕
- ITER(国際熱核融合実験炉)計画等の実施  
293億円(200億円増)  
・クリーンな次世代エネルギーとして期待されている核融合エネルギーの実現を目指して、国際約束に基づきITER計画及び幅広いアプローチ活動(BA)を着実に実施するとともに、核融合科学研究所における大型ヘリカル装置(LHD)計画(62億円(別掲))を推進

## 科学技術の構造改革等

- 研究力強化プログラム  
217億円(96億円増)  
・科学技術システム改革の取組に加え、世界で戦える研究大学(リサーチ・ユニバーシティ)群の増強のため、「研究大学強化促進費」を創設し我が国全体の研究力強化を促進
- 科学研究費助成事業(科研費) 25年度助成見込額※：2,327億円(20億円増)  
・人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を支援(「研究活動スタート支援」に基金化を導入。基金化の検証結果等を踏まえ、基金化拡大のための新たな仕組みの構築を目指す) ※25年度概算要求額は2,401億円
- 特別研究員事業  
196億円(16億円増)  
・優秀な若手研究者が主体的に研究に専念できるよう研究奨励金を給付
- 最先端大型研究施設等の共用及びびラットフォームの構築等 626億円(63億円増)  
・最先端大型研究施設(Spring-8, SACL, J-PARC, 京)の共用促進及び成果創出を図るとともに、先端的な研究施設・設備の共用、効果的・効率的利用の枠組を構築。また、光子研究に関する先進的・革新的な加速器技術開発を推進

※高速増殖原型炉「もんじゅ」及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、施設の安全対策・維持管理等に必要な経費として289億円(対前年度比△11億円)を計上。なお、エネルギー・原子力政策の見直しの方向性に柔軟に対応するための経費として別途78億円を計上

# 高等教育局主要事項 一平成25年度概算要求一

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

## 学生が安心して学べる環境の実現

### ○大学等奨学金事業の充実と健全性確保

1,317億円  
(対前年度増減 +31億円)

うち重点要求 834億円  
復興特別会計 75億円

### うち育英事業に必要な経費

1,294億円  
(対前年度増減 +27億円)

うち重点要求 834億円  
復興特別会計 75億円

### (育英事業費) 1兆2,178億円

(対前年度増減 +914億円)

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく、予見性を持って安心して修学できる環境を整備するため、希望者全員に奨学金を貸与できるよう、貸与人員を拡大するとともに、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」の適用範囲の拡大など返還者の状況を応じてきめ細かく対応することにより、奨学金事業の一層の充実を図る。

また、返還金が次世代への奨学金の原資となることから、引き続き返還金の回収を促進し、奨学金事業の健全性を確保する。

- ◇貸与人員  
(無利子奨学金) 133万9千人 → 143万9千人 (9万9千人増) ※1  
41万9千人 (3万6千人増) ※1  
[被災学生等1万人を含む]
- (有利子奨学金) 95万6千人 → 101万9千人 (6万3千人増) ※2
- ※1 新規増2万人、前年度までの新規増分の進級に伴う増1万6千人
- ※2 前年度までの貸与分の進級に伴う増等

### ○国立大学・私立大学の授業料減免等の充実

4,355億円  
(対前年度増減 +449億円)

うち重点要求 8億円  
復興特別会計 61億円

「日本再生戦略」に位置付けられた「人材の底上げや二一ズに対応した多様な人材の育成」を実現するため、国立大学、私立大学の授業料減免等の充実を図る。

### ◆国立大学の授業料減免等の充実

309億円  
(対前年度増減 +411億円)

うち重点要求 11億円  
復興特別会計 11億円

意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することなく、学部の修士課程に係る授業料免除率を平成24年度と同様に12.5%に設定。あわせて、東日本震災により被災した学生の修学機会を確保するために必要な経費を支援。

- 免除対象人数：約0.7万人増 平成24年度：約5.0万人 → 平成25年度：約5.7万人
- 学部・修士：約4.2万人 → 約4.9万人 (約0.7万人増)
- 博士：約0.6万人 → 約0.6万人、被災学生分：約0.2万人

### ◆私立大学の授業料減免等の充実

1,266億円  
(対前年度増減 +8億円)

うち重点要求 8億円  
復興特別会計 50億円

意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することなく、私立の大学等が実施している授業料減免等への支援を充実するとともに、学内ワークショップや企業との合同スカラシップへの支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等に対する支援を充実する。あわせて、東日本震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援。

- (減免対象人数：約0.8万人増 平成24年度：約5.4万人 → 平成25年度：約6.2万人)

# 「大学改革実行プラン」を踏まえ社会の変革のエンジンとなる大学づくりの強力な推進等

## ○国立大学改革の推進

1兆1,527億円  
(対前年度増減 Δ76億円)

うち重点要求 637億円  
復興特別会計 28億円

国立大学及び大学共同利用機関が我が国の人材養成・学術研究の中核として、安定的・継続的に教育研究活動を実施できるよう、基礎的経費である運営着付金を確保するとともに、「大学改革実行プラン」の下、各大学の強み・特色を活かした機能の再構築とそれを支えるガバナンス改革を支援することで国立大学改革を促進する。

### ◆国立大学法人運営費交付金

1兆1,267億円  
(対前年度増減 Δ155億円)

うち重点要求 377億円  
復興特別会計 28億円

安定的・継続的に教育研究を展開しうよう、各大学等の財政基盤をしっかりと支えるために必要な大学運営の基本的な経費を確保するとともに、国立大学等の教育研究力の強化に資する以下の取組について、所要の経費を要求。

- (主な内容)
- ・国立大学の授業料減免等の拡大 (学部・修士免除率：8.3%→10.0%などにより免除対象人員を309億円(268億円)・魅力ある教育研究・人材養成を実現するための共同教育課程を活用した学部・大学院の整備 (岐阜大学応用生物科学部・鳥取大学農学部共同獣医学科ほか) 等の支援
  - ・国際的競争と協調による、国内外の多数の研究者が参画する学術の大規模プロジェクトの戦略的・計画的な推進 (大規模学術フロンティア促進事業) 297億円(202億円)
  - ・医療情報ネットワーク化によるバックアップ体制の強化及び後発医薬品の導入促進による国立大学附属病棟の機能・経営基盤強化 50億円(新規)
  - ・大学教育の質的転換に取り組んでいる大学・学部等に対する重点配分 30億円(新規)
- ※このほか、国立大学の機能強化に資する各大学等に対する重点配分を実施。

### ◆国立大学改革促進補助金

170億円  
(対前年度増減 +32億円)

うち重点要求 170億円

「大学改革実行プラン」の下、大学・学部の枠を超えた連携・再編成など、国立大学改革を促進させるためには、各大学の強み・特色を活かした機能の再構築とそれを支えるガバナンス改革が求められる。国立大学に対しては、大学・学部の設置目的を明確化し、存在意義を明らかにするため、今後ミッションの再定義を行う予定としているが、基礎的経費の予算配分においても、大学の強み・特色を反映させる一環として、以下の事業を創設。

- ・組織運営システム改革促進事業
- ・分野別トップレベルの学科・専攻等への重点化促進事業

### ◆大学教育研究基盤強化促進費

90億円  
(対前年度増減 +47億円)

うち重点要求 90億円

各大学の二一ズを踏まえつつ、基盤的設備・最先端設備の整備費を重点配分。その際、国立大学改革促進補助金及び国立大学法人施設整備費補助金等と合わせて配分。

## ○国立高等専門学校学校の教育研究基盤の確保

587億円  
(対前年度増減 Δ43億円)

うち重点要求 0.5億円  
復興特別会計 0.5億円

職業に必要な知識及び技術を有する実践的・創造的な技術者を養成している国立高等専門学校について、教育活動を支える基盤的な経費を確保。



## ○私立大学改革、多様な人材育成への支援など私学の振興

4, 921億円  
(対前年度増減 +403億円)  
うち重点要求 252億円  
復興特別会計 441億円

### ◆私立大学等経常費補助

3, 345億円  
(対前年度増減 +82億円)  
うち重点要求 125億円  
復興特別会計 65億円

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実にするとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。

- ・私立大学等改革総合支援事業(下記の教育・研究装置等の整備の内数) 125億円  
「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。
  - ・IA等の支援者・社会人学生・外国人教員等に係る支援
  - ・学修環境の充実や教学ガバナンスの改善など、特色ある取組に対する支援
  - ・学内ワークスタディ等への支援の強化、企業との合同スカラーシップへの支援 等

- ・一般補助 2, 875億円  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。

- ・特別補助 471億円  
我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実と、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図る。
  - ・大学等の国際交流の基盤整備への支援
  - ・社会人の組織的な受入れへの支援
  - ・授業料減免等の充実や学生の経済的支援体制への支援
  - ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助 等

### ◆私立高等学校等経常費助成費等補助

1, 030億円  
(対前年度増減 +24億円)  
うち重点要求 51億円  
復興特別会計 2億円

私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各学校の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等を補助する。

- ・一般補助 892億円  
各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。
- ・特別補助 109億円  
各学校の特色ある取組を支援する。
  - ・幼稚園における預かり保育等の拡充
  - ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、授業料減免事業 等
  - ・防災教育 等
- ・特定教育方法支援事業 28億円  
特別支援教育など特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。

## ◆私立学校施設・設備の整備の推進

473億円  
(対前年度増減 +255億円)  
うち重点要求 30億円  
復興特別会計 346億円

《他に、財政融資資金 355億円(対前年度増減 △190億円)》  
建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。

特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、「私立学校施設防災機能強化集中支援プラン」による支援や、長期低利融資制度の拡充を図り、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

- ・私立大学等改革総合支援事業(下記の教育・研究装置等の整備の内数) 30億円  
「大学改革実行プラン」に基づき、大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界や国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、経常費・施設費・設備費を一体として重点的に支援する。本事業により、大学改革に取り組む私立大学等の取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。
  - ・教育・研究装置等の整備 106億円  
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。
  - ・耐震化等の促進 360億円  
・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援する。
    - ・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期低利融資の制度の拡充等を図る。

- ・私立大学病院の機能強化 7億円  
私立大学病院の建替え整備事業に係る借入金に対し利子助成を行い、病院の機能強化を支援する。

### ◆私立大学等教育研究活性化設備整備事業

45億円  
(対前年度増減 +14億円)  
うち重点要求 45億円

私立大学等が建学の精神と特色を生かした人材育成機能を発揮し、及び大学間連携を進め、もって社会の期待に十分に応える教育研究を強化し、進展させ、私立大学等の教育改革のこめれまで以上の新たな展開を図るため、基盤となる教育研究設備の整備に対する補助を実施。

- ・私立大学等教育研究活性化設備整備事業 45億円  
(私立大学等改革総合支援事業において実施)  
私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、私立大学等の改革取組を設備環境の整備を通じ支援する。

### ◆私立学校施設の災害復旧

28億円  
(対前年度増減 +28億円)  
うち復興特別会計 28億円

東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、警戒区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。

- ・私立学校施設の災害復旧 19億円
- ・私立学校の教育活動復旧 9億円

## ○国公立大学を通じた大学教育改革の支援

480億円  
(対前年度増減 +84億円)  
〔うち重点要求 235億円  
復興特別会計 14億円〕

### ◆世界的なリーディング大学院の構築等

369億円  
(対前年度増減 +37億円)  
〔うち重点要求 193億円〕

俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するリーディング大学院の構築や世界で活躍できる研究者を輩出する大学院拠点の形成を支援する。

- ・博士課程教育リーディングプログラム 53件  
199億円 (うち新規19件)
- ・卓越した研究者養成拠点事業 149億円
- ・グローバルCOEプログラム 16億円 9件
- ・情報技術人材育成のための実践教育ネットワーク形成事業 5億円 1件

### ◆大学教育の充実と質の向上

55億円  
(対前年度増減 +2億円)

各大学の強みを活かしながら、大学を超えた連携を深め、多様かつ質の高い大学教育を提供する取組や、産業界のニーズに対応した人材を育成する取組など、優れた大学教育改革の取組を支援することにより、大学教育の充実と質の向上を実現する。

- ・大学間連携共同教育推進事業 30億円 48件
- ・産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業 20億円 9件

### ◆地域再生の核となる大学の形成

55億円  
(対前年度増減 +45億円)  
〔うち重点要求 42億円  
復興特別会計 14億円〕

- ・大学等が持つ知的資源を集約し、地域が直面している様々な課題を解決する取組のうち、特に優れたものを支援することにより、大学等の教育研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化に貢献する。
- ・地(知)の拠点整備事業(大学00C(Center of Community)事業) 42億円 60件(新規)
- ・大学等における地域復興のためのセンター的機能整備事業 14億円 14件

## ○高度医療人材の養成と大病院の機能強化

102億円  
(対前年度増減 +26億円)  
〔うち重点要求 45億円〕

大学及び大病院を通じて高度医療を支える人材養成の促進を図るとともに、地域医療の最後の砦である大病院の機能を強化する。

- ・超高齢社会及びメディカル・イノベーションに対応した医療人養成事業 30件(新規)
- 一卒前・卒後を一貫した大学間・地域連携事業の推進 45億円
- ・がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン 21億円 15件
- ・大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 15億円 75件 (うち新規3件)
- ・大病院における医師等の勤務環境の改善のための人員の雇用 21億円

## ○グローバル人材育成のための大学の国際化と学生の双方向交流の推進

475億円  
(対前年度増減 +30億円)  
〔うち重点要求 99億円〕

### ◆大学教育のグローバル展開力の強化

113億円  
(対前年度増減 +10億円)  
〔うち重点要求 21億円〕

国際化の拠点大学の形成及び国際教育連携を通じ、国際的に誇れる大学教育システムを構築するとともに、質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う双方向の交流の取組を推進し、豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身につけ、国際的に活躍できるグローバル人材を育成するための総合的な体制を整備する。

- ・グローバル人材育成推進事業 45億円 40件
- ・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業 23億円 13件
- ・大学の世界展開力強化事業 44億円 62件
  - ・海外との戦略的高等教育連携支援【新規】 20件
  - ・高等専門学校のグローバル展開【新規】 1件
  - ・「キャンパス・アジア」中核拠点支援 16件
  - ・米国大学等との協働教育創成支援 12件
  - ・ASEAN諸国等との大学間交流形成支援 13件

### ◆学生の双方向交流の推進

362億円  
(対前年度増減 +19億円)  
〔うち重点要求 78億円〕

「グローバル人材育成推進会議議まとめ(平成24年6月4日)」及び「日本再生戦略(平成24年7月31日閣議決定)」において示された「1年間以上の留学経験を有する者を8万人規模に増加、海外からの外国人留学生の受け入れも促進」や「日本人学生等30万人の海外交流、質の高い外国人学生30万人の受入れ」に適切に対応するため、日本人学生の海外交流及び外国人留学生の受け入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実に努める。

- ・海外での情報提供及び支援の一体的な実施 5億円
- ・日本人学生の海外交流の推進 54億円
  - 日本人学生の海外派遣と留学生短期受入れを一体とした交流事業
    - ・長期派遣分(1年以上) 200人 → 300人(+100人)
    - ・短期派遣分(1年以内) 8,580人 → 10,000人(+1,420人)
- ・留学生の受け入れ環境の充実 303億円
  - 国費外国人留学生制度 11,006人
  - 文部科学省外国人留学生学習奨励費 10,100人
  - 日本人学生の海外派遣と留学生短期受入れを一体とした交流事業
    - ・短期受入れ分(1年以内) 5,000人

高等教育局合計 1兆9,450億円  
(対前年度増減 +425億円)  
〔うち重点要求 2,101億円  
復興特別会計 518億円〕

(注1) 合計には、日本私立学校振興・共済事業団補助(基礎年金等)を除く。  
(注2) 合計には、他局が計上する私学助成予算を除く。